平成２７年度研究成果報告書《平成２６年度指定教育課程研究指定校事業》

都道府県・指定都市番号	24	都道府県・指定都市名	三重	研究課題番号・校種名	２　高等学校
				教科名	福祉

研究課題	**新学習指導要領の趣旨等を実現するための教育課程の編成，指導方法等の工夫改善に関する実践研究** ○　新学習指導要領の趣旨等を実現するため，教科「福祉」における教育課程の編成，指導方法及び評価方法等の改善に関する実践研究，並びに新学習指導要領に基づく各科目の目標や内容に照らした生徒の学習の実現状況を把握する研究
学校名（生徒数）	三重県立伊賀白鳳高等学校（８２７人）
所在地（電話番号）	三重県伊賀市緑ヶ丘西町２２７０－１（０５９５－２１－２１１０）
研究内容等掲載ウェブサイトURL	http://www.igahakuho.ed.jp/

研究のキーワード

指導と評価の計画,指導と評価の一体化,観点別評価資料,社会福祉基礎，ＩＣＴ

研究成果のポイント

○「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 専門教科 福祉）国立教育政策研究所 教育課程研究センター」に準じて研究成果資料［（１）単元の目標（２）単元の評価規準（３）指導と評価の計画（４）観点別評価資料（５）学習の実現状況］を作成した。

○「社会福祉基礎」の授業における評価方法の工夫改善と観点別評価の具体的な展開について４校協同で考察できた。本校では，（２）人間関係とコミュニケーション「ア　人間関係の形成」と（４）生活を支える社会保障制度「ア　社会保障制度の意義と役割」の二つの単元を担当した。

○福祉学科におけるＩＣＴ機器の導入と活用実践をおこなった。

１　研究主題等

（１）研究主題

地域の福祉を担う人材として必要な福祉観の醸成を図るための教育内容及び教育方法の工夫改善

（２）研究主題設定の理由

本校の介護福祉コースの生徒の福祉観は，高齢者介護が中心になりがちであることから，幅広い社会福祉を捉える視野を持って欲しいと考えている。一方，生活福祉コースの生徒は，福祉全般を学ぶ中で幅広い福祉観が育成されているが，生徒個々の福祉観の確立を，一層深いものにしたいと考える。

このことから,地域の福祉を担う人材として必要な幅広い福祉観,自分なりの福祉に対する考え方,自分の生きる道などを含めた福祉観の醸成を図るための教育内容及び教育方法の工夫改善を研究目的とした。

（３）研究体制

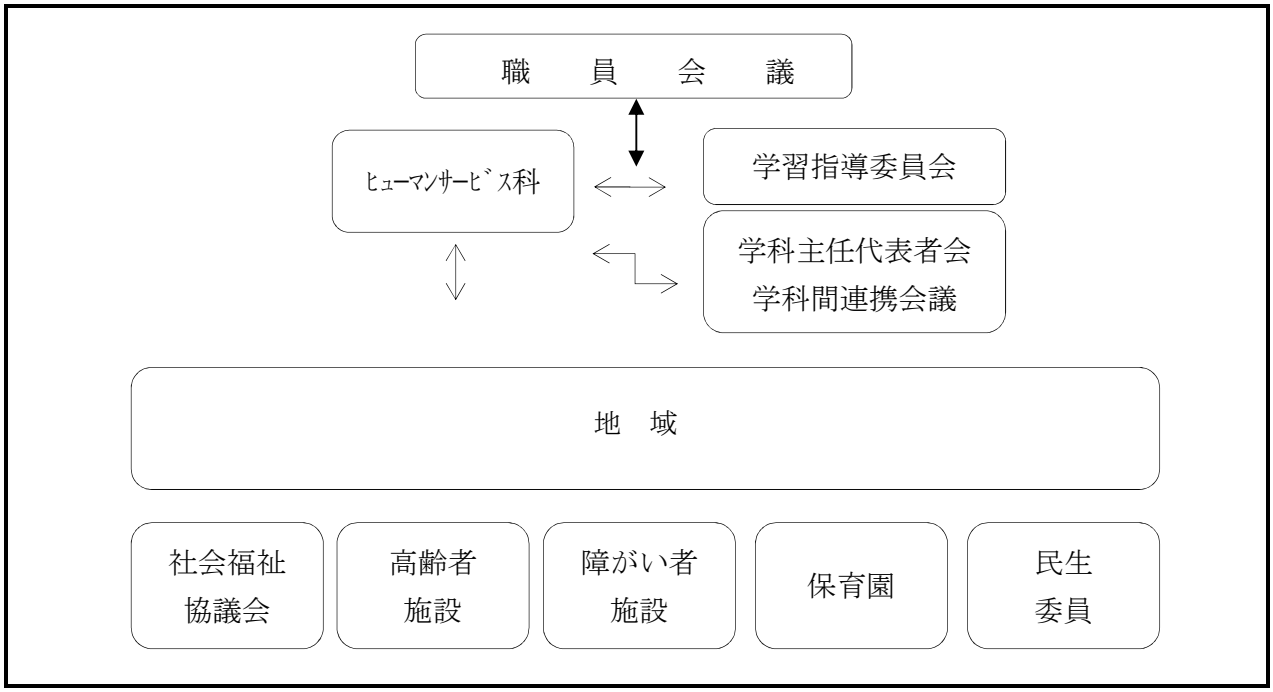

（４）２年間の主な取組

平成26年度	・「社会福祉基礎」の学習内容に関する検討及び「指導と評価の計画」の作成 ・公開授業と研究協議 ・静岡県立磐田北高等学校訪問（10月17日） ・埼玉県立誠和福祉高等学校訪問（11月21日） ・本校での研究協議会（12 月 11 日） ・和歌山県立有田中央高等学校指定校訪問（研究授業・研究協議）（１月 14 日） ・和歌山県立有田中央高等学校研究授業・研究協議（１月 15 日） ・平成 26 年度国立教育政策研究所教育課程研究センター関係指定事業研究協議会（２月５日）
平成27年度	研究協議会等 ・三重県立伊賀白鳳高等学校訪問（６月 18 日） ・静岡県立磐田北高等学校訪問（８月21日） ・埼玉県立誠和福祉高等学校訪問（９月28日） ・静岡県立磐田北高等学校訪問（10月23日） ・和歌山県立有田中央高等学校研究協議（12 月４日） ・本校公開授業（12 月 10 日） ・平成 27 年度国立教育政策研究所教育課程研究センター関係指定事業研究協議会（２月５日）

２　研究内容及び具体的な研究活動

（１）研究内容

ア　科目「社会福祉基礎」における指導方法及び評価方法等の改善に関する実践研究

平成26年度は各研究指定校において，「社会福祉基礎」の各単元について，「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 専門教科 福祉）平成24年11月 国立教育政

策研究所 教育課程研究センター」に準じて授業実践をまとめることができた。

今年度はそれを基に，４校で分担して，（１）社会福祉の理念と意義「ア 生活と福祉」，（２）人間関係とコミュニケーション「ア 人間関係の形成」，「イ コミュニケーションの基礎」，（３）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望「イ 日本における社会福祉」，「ウ 地域福祉の進展」，（４）生活を支える社会保障制度「ア 社会保障制度の意義と役割」，「イ 生活支援のための公的扶助」，「エ 高齢者福祉と介護保険制度」の各単元について資料作成を行った。資料は単元ごとに（１）単元の目標（２）単元の評価規準（３）指導と評価の計画（４）観点別評価資料（５）学習の実現状況で構成されており，それぞれ，各研究指定校において実践している授業内容である。このことにより，「学習の実現状況」を分析するに至った過程を明確にし，社会福祉に関する基本的な知識と技術の習得，課題解決能力の向上を目指した授業展開及びそれらを適切に把握するための評価規準や評価方法について研究を深めることができた。これらを４校協同で行うことで，互いに研鑽を深めた。

イ　福祉学科におけるＩＣＴ機器の導入と実践

ＩＣＴ機器を導入し，活用方法について検討・実践をした。主に「社会福祉基礎」「生活支援技術」「介護総合演習」などの科目で行った。

（２）具体的な研究活動

ア　科目「社会福祉基礎」における指導方法及び評価方法等の改善に関する実践研究

４校が担当した単元について，授業実践を通して，指導方法及び評価方法等の改善に関する研究を行った。学習指導要領の「単元の目標」の実現を目指し，「単元の評価規準」との整合性を確認しながら，各時間の指導の【ねらい】を設定した上で，学習活動を適切に配置し，「指導と評価の計画」を作成した。その上で，評価方法として活用したワークシートや板書計画，ペーパーテストなどについて，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」に整理し，指導の目標及び内容と対応させて評価方法を示した。評価方法として，「十分満足できる」状況（「Ａ」），「おおむね満足できる」状況（「Ｂ」），と判断した具体例及び「努力を要する」状況（「Ｃ」）と判断した生徒への指導の手立てについて評価の結果を示した。また，単元ごとの評価の総括として，科目の目標や内容に照らした生徒の学習の実現状況を把握するために，観点別評価結果を数値になおし，共通の評価シートを使い，それを集計して実現状況及び観点別に学習の成果や課題などについて分析した。

本校では，（２）人間関係とコミュニケーション「ア　人間関係の形成」と（４）生活を支える社会保障制度「ア　社会保障制度の意義と役割」の二つの単元において，授業内容・評価規準・目標達成のための効果的な指導方法について検討し，実施した。「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の四つの観点に基づいた評価規準を作成のうえ，評価を行い学習の実現状況をまとめた。

イ　ＩＣＴ機器の導入と実践

福祉学科でＩＣＴ機器の導入に向けて，様々な機器の検討を行った。

福祉学科で有効に利用できる機器，生徒の学習がより充実したものになる機器はなにかを重点的に検討をすすめ，最終的に，電子黒板，書画カメラ，iPad を導入した。

また，科目「社会福祉基礎」をはじめとして，「介護総合演習」「生活支援技術」など，様々な科目で活用の実践を行った。

３　研究の成果と課題

（１） 成果

○　今回指導方法の工夫として，「ＩＣＴの活用」「アクティブラーニング」を取り入れた授業展開を行った。本校の担当である（２）人間関係とコミュケーション（ア）人間関係の形成・（４）生活を支える社会保障制度（ア）社会保障制度の意義と役割ともに，概ね良い結果であった。ＰＣは苦手でも，スマートフォンの保有率は高く，タブレットへの抵抗感がなかったことも大きい。アンケートの中で，ＩＣＴの授業については，取り入れていない授業に比べわかりやすいと感じる生徒が 85%，まあまあわかりやすい 15%であった。また，ＩＣＴを利用した授業は利用していない授業に比べ興味関心がわくと答えた生徒が 36%，すこしわくという生徒が 43%，他と変わらないが 21%であった。意見としては，「字や図・絵が見やすい」「わかりやすく楽しく思える」「ノートがまとめやすい」という意見があり導入には一定の成果があったと考える。また，グループワークの評価方法については，カードを用いた評価方法を取り入れた。カードに名前を書き，教卓上にグループワークのグループに分けておく。A と判断できる生徒のカードは，他のカードより上に置く。また C と評価される生徒については，カードを裏返しておく。授業後それを転記する。この方法をとることにより，記録用紙を持って評価ではなく，グループへのアドバイスをしながら，スムーズに評価することができた。

・　「ＩＣＴ機器の活用」では，様々な機器を導入し授業の中で取り入れた。「生活支援技術」では，実技の授業での振り返りを行うことで，生徒自身自分の介護を振り返ることができた。また，「こころとからだの理解」では，図などを提示しやすくわかりやすいとのことであった。

（２） 課題

○　ＩＣＴの授業については，概ね高評価であったが，時折機器が動かなくなり授業がストップしてしまうのを改善してほしいという声もあがっている。今後は，教員の操作・対処スキルを持つことが課題となる。また，「ＩＣＴ機器を活用した授業」「アクティブラーニングでのグループワーク」のような授業展開では，体感的には理解できていても，言葉で問われると難しかったようだ。また，（４）生活を支える社会保障制度では，身近な実体験と必ずしも繋がらない場面もあり，社会保障との関係を想像するのは難しかったようだ。今後の授業展開を検討していきたい。

・　ＩＣＴ機器の活用にあたっては大きく２つの課題に直面した。ひとつは，生徒が使用するＩＣＴ機器を個人負担にするのか，公費負担にするのかの問題である。今回は，公費負担で取り組んだが，生徒数に応じた機器を準備する必要があることやその機器をどのように管理するか等の課題が残った。公費負担となると生徒数を満たす機器を揃えることは難しく，生徒のデータなどの管理をどうするかなどの問題や，個人負担の場合，生徒にさらなる経済的負担を強いることになるなど，検討すべき課題は多い。２つ目は教員の準備にかかる負担が大きくなる点である。教科「福祉」の場合，デジタル教科書もなく，機器をどのように授業で活用することが良いのかを探るのはまだ，手探りに近い。教員負担が多くならないような導入方法を探ることが課題となる。

（３） 指定期間終了後の取組

今後は，他科目でも授業における評価方法の工夫改善と観点別評価の具体的な展開へ取り組んでいきたい。また，県福祉教育研究会等で，福祉科教員との共有を行いたい。

平成２６・２７年度
国立教育政策研究所
教育課程研究センター指定校事業

高等学校「福祉」資料

埼玉県立誠和福祉高等学校
静岡県立磐田北高等学校
三重県立伊賀白鳳高等学校
和歌山県立有田中央高等学校

平成２６・２７年度
国立教育政策研究所教育課程研究センター関係指定事業　研究資料
高等学校　福祉

はじめに

現在，福祉・介護を取り巻く環境や制度の変化に伴い，介護福祉士に求められる専門的な知識・技術をはじめ，求められる能力はより高度になっています。介護福祉士を養成する福祉系高等学校の教育においても，その対応は重要な課題であり，現在各高等学校がそれぞれ教科「福祉」の指導方法や評価方法について工夫されておられると思います。

平成21年度に告示された学習指導要領は，平成25年度より段階的に実施され，今年度，完全実施となりました。（ただし，教科「福祉」では，平成21年度より一部先行実施）この実施に先立ち，平成25年３月に評価基準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料が出されています。

平成26年度，27年度の２年間，国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業の指定を受けた和歌山県立有田中央高等学校，静岡県立磐田北高等学校，埼玉県立誠和福祉高等学校，三重県立伊賀白鳳高等学校の４校において，新学習指導要領の趣旨等を実現するため，教科「福祉」における教育課程の編成，指導方法及び評価方法等の改善に関する実践研究，並びに新学習指導要領に基づく各科目の目標や内容に照らした生徒の学習の実現状況を把握する研究に取り組んでいます。実現状況を把握するため，現在高校における教科「福祉」の学習・指導方法及び評価方法の工夫，取組をまとめました。このことは授業改善につながる取組であったと考えます。上記の４校はいずれも介護福祉士を養成する福祉系高等学校ですが，学科設置校，コース制を置いている学校，総合学科など，学科の形態は様々であり，今回の資料については各校の特徴が反映されていることから，全て同じ条件での授業資料ではありません。しかし，教科「福祉」の取組を改めてご確認いただくとともに，今後の福祉教育の発展に広くご活用くださいますようお願いいたします。

埼玉県立誠和福祉高等学校
静岡県立磐田北高等学校
三重県立伊賀白鳳高等学校
和歌山県立有田中央高等学校

資料の構成について

福祉に関する学科の原則履修科目である「社会福祉基礎」の各単元について，「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 専門教科 福祉）平成24年11月 国立教育政策研究所 教育課程研究センター」に準じて研究成果資料を作成した。

資料作成の単元として，内容に偏りがないよう留意し，（１）社会福祉の理念と意義「ア 生活と福祉」，（２）人間関係とコミュニケーション「ア 人間関係の形成」，「イ コミュニケーションの基礎」，（３）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望「イ 日本における社会福祉」，「ウ 地域福祉の進展」，（４）生活を支える社会保障制度「ア 社会保障制度の意義と役割」，「イ 生活支援のための公的扶助」，「エ 高齢者福祉と介護保険制度」を選択した。

資料は単元ごとに（１）単元の目標（２）単元の評価規準（３）指導と評価の計画（４）観点別評価資料（５）学習の実現状況で構成されている。それぞれ，各研究指定校において実践している授業内容である。

図１　指導と評価の計画（例）

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	人口の高齢化と高齢者福祉 【ねらい】少子高齢社会について理解するとともに，わが国が抱える課題，新たな高齢社会の方向性について考察する。					
	■わが国の高齢化の特徴とその要因について理解を深める。				●	・他の先進国と比較したわが国の高齢化の特徴とその要因について理解している。 ［ペーパーテスト1］
	■少子高齢社会における高齢者福祉の課題について考察したことをワークシートにまとめる。		●			・要介護高齢者の増加などについて理解し，高齢者が活躍できる環境整備の意義について考察を深めている。 ［ワークシート１］

図１に示すように，「単元の目標」の実現を目指し，「単元の評価規準」との整合性を確認しながら，各時間の指導の【ねらい】を設定したうえで，学習活動を適切に配置し，「指導と評価の計画」を作成した。「ねらい・学習活動」では，どのような学習に取り組むか分かるよう，学習課題や主たる取組などについて記述している。

「評価規準・評価方法」では，本時の目標の実現状況を評価規準に照らして示している。また，当該単元において，どのような評価方法を選択し，組み合わせたかが分かるようにしている。作成に当たっては，観点が偏らないよう留意し，評価の観点で示される能力などを評価するのに適切な方法であるか，評価の妥当性及び信頼性などについて検討している。

ある単元において，評価規準の設定が多すぎたり，評価方法を複雑に組み合わせたり

することは，評価を行うこと自体が大きな負担となり，その結果を後の学習指導の改善に生かすことも十分でなくなるおそれがある。無理なく生徒の学習状況を的確に評価できるように評価規準を設定し，評価方法を選択するよう留意した。

評価方法として活用したワークシートなどについて，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」に整理し，指導の目標及び内容と対応させて評価方法を示している。

「観点別評価資料」として，板書計画，ワークシート，ペーパーテスト，その他の資料を添付している。

図２　観点別評価資料（例）

ワークシート１

少子高齢社会においては，高齢者の活躍が期待されているが，その意義を考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・労働人口の減少により，高齢者を支えるための経済的負担が重くなることから，高齢者が就労し収入を得ることの意義，また，社会参加が介護予防につながり，介護費用の軽減につながることについて書けていれば「B」。 ・「B」に加え，高齢者の社会貢献などについて考察できていれば「A」。	・高齢者の就労や社会参加の意義について適切な意見が書けていない。 （指導の手立て） ・少子高齢社会の課題について質問しながら記入させる。

ワークシートについては，図２に示すように，「おおむね満足できる」状況（「B」），「十分満足できる」状況（「A」），「努力を要する」状況（「C」）と判断した生徒の具体的な状況の例，及び「努力を要する」状況と判断した生徒への指導の手立てや働きかけを設定している。

図３　学習の実現状況（例）

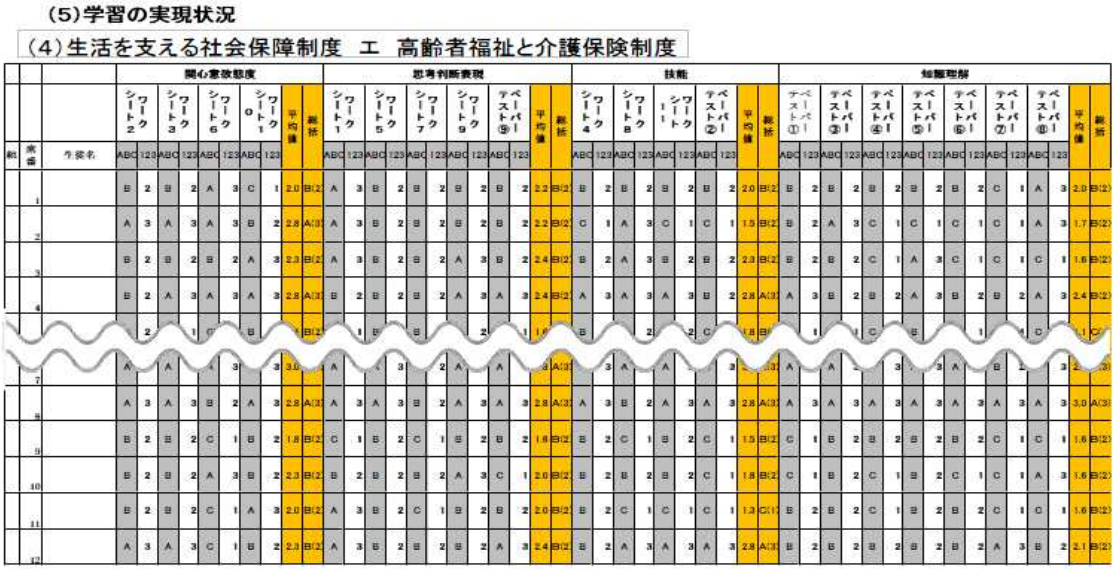

授業実践後に，「学習の実現状況」として，観点別評価結果を数値になおし，それを集計して実現状況及び観点別に学習の成果や課題などについて分析した。

観点別評価の進め方

本研究では，教科「福祉」の評価の観点及びその趣旨，科目「社会福祉基礎」の評価の観点の趣旨，内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例を踏まえて，各単元の評価規準とその単元における学習活動に即した評価規準を設定して評価を行っている。

本研究では，ワークシート，ペーパーテストにより評価を行っているが，その際の留意点をまとめて述べると次のようなものになる。

① ワークシート

ワークシートについては，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」，「知識・理解」の４観点の評価に用いている。

「関心・意欲・態度」の観点で評価を行う場合には，ワークシートの記述の内容から現代社会が抱える福祉に関する課題に意欲を持って目を向け，その解決に関心を持って取組，自分の言葉でまとめることができているか，評価する。

「思考・判断・表現」の観点で評価を行う場合には，社会構造の変容，ライフスタイルの変化がどのように社会福祉の進展に影響し，そこから派生する諸課題の解決に向け，思考を深め，表現する能力を身に付けているかを評価する。

「技能」の観点で評価を行う場合は，社会福祉に関する資料や情報を適切にまとめることができているかを評価する。ただし，社会福祉基礎の科目の特性上，「技能」を測る要素は少ないと考えられる。

「知識・理解」の観点で評価を行う場合は，社会福祉の考え方を把握し，社会福祉に関する基礎的な知識を身に付けているかを評価する。

② ペーパーテスト

解答の内容を基に，知識の習得や理解の状況を把握し評価する。

上記の方法で評価した場合，「おおむね満足できる」状況（「Ｂ」）さらに「十分満足できる」状況（「Ａ」）と判断した評価と，「努力を要する」状況（「Ｃ」）と判断した生徒への指導の手立てについて，各観点から一例ずつ具体例を示すと次のようになる。

【関心・意欲・態度】

「Ａ」「Ｂ」と判断される状況	「Ｃ」と判断される状況と指導の手立て
・戦後のわが国は，失業や食糧難などの悲惨な状況にあり，浮浪児，傷痍軍人や戦災障害者の増加などの課題となっていたことに関する内容がおおむね書けていれば「Ｂ」。	・戦後の国民の生活状況についての記述が不十分である。 （指導の手立て） ・他のグループの発表内容を参考にし，文献などで調べるよう助言する。
・「Ｂ」に加え，ほかの生活状況について気付いたことが書けていれば「Ａ」。	

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活扶助基準の構成内容を理解し，要保護者の生活扶助費を計算するにあたり第１類の計算過程が表現できていれば「B」。 ・「B」に加え，生活扶助基準の構成内容を理解し，要保護者の生活扶助費を計算するにあたり第１類と第２類の計算過程が適切に表現できており，正しい答えが書かれていれば「A」。	・生活扶助基準の構成内容を理解できておらず，要保護者の生活扶助費を正しく計算できていない。 （指導の手立て） ・配付資料に記載されている公式を参考にするように助言する。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・総人口・老年人口・年少人口の変化について２つ記述することができていれば「B」。 ・「B」に加え，総人口・老年人口・年少人口の変化について全て記述することができていれば「A」。	・総人口・老年人口・年少人口の変化について記述が１つ以下しか記述できていない。 （指導の手立て） ・各人口に着目させ，線がどのように変化しているか考えさせ，記述させた。

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・２つの家族形態の特徴のうち１つ以上適切に記述されていれば「B」。 ・「B」に加え，２つの家族形態の特徴が，それぞれ適切に記述されていれば「A」。	・２つの家族形態の特徴が，適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・身近なアニメをヒントに想像させ，考えるように助言し，記述をさせた。

本研究では，観点別評価を行うとともに，「C」への指導の手立てを明確にし，きめ細やかな指導や生徒個々の学習を確実に定着させる指導を充実させることで，全ての生徒が「おおむね満足できる」状況（「B」）以上となるようにした。

観点別評価の総括

本研究では，単元ごとの評価の総括に重点を置いた。

総括の考え方としては，「十分満足できる」状況と判断されるものを（「A」），「おおむね満足できる」状況と判断されるものを（「B」），「努力を要する」状況と判断されるものを（「C」）として評価を行いその組合せにより総括する方法や，「A」，「B」，「C」をそれぞれ数値化してその平均値を基にして総括する方法などが考えられる。

ここでは，４校合同で開発した評価シートを活用し，以下のように行った。

「学習活動に即した評価規準」の規準ごとに，「A」，「B」，「C」の３段階で評価を行い，「十分満足できる」状況（「A」）を３点，「おおむね満足できる」状況（「B」）を２

点「努力を要する」状況（「Ｃ」）を１点として点数化し，各観点別の合計点を各規準の数で除した数値を平均値で示している。観点別評価の平均値が１．５以上２．４以下の場合をＢとしている。また平均値が２．５以上をＡ，１．４未満の場合はＣを単元ごとの評価とする。

本研究における評価シートに観点ごとに点数化した評価を表に入力すると次のようになる。

［Ａさんの例］

			関心意欲態度						思考判断表現																		技能				知識理解																単元の総括	
			ワークシート4		ワークシート5		平均値	総括	ワークシート2		ワークシート2		ワークシート3		ワークシート4		ワークシート5		ペーパーテスト	問5	ペーパーテスト	問7	ペーパーテスト	問8	平均値	総括	ワークシート2		平均値	総括	ワークシート1		ワークシート1		ペーパーテスト	問1	ペーパーテスト	問2	ペーパーテスト	問3	ペーパーテスト	問4	ペーパーテスト	問6	平均値	総括	平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123				
			A	3	A	3	3.0	A(3	A	3	C	1	C	1	C	1	A	3	A	3	B	2	C	1	1.9	B(2	C	1	1.0	C(1	C	1	C	1	A	3	B	2	A	3	B	2	C	1	1.9	B(2	1.9	B(2)

例えば，「関心・意欲・態度」については，合計６点÷２＝３．０（平均値）であり「Ａ」，「思考・判断・表現」については，合計１５点÷８＝１．９（平均値）であり「Ｂ」，「技能」については，合計１点÷１＝１．０（平均値）であり「Ｃ」，「知識・理解」については，合計点１３点÷７＝１．９（平均値）であり「Ｂ」，総括については，合計７．８点÷４＝１．９（平均値）であり「Ｂ」となる。観点別学習状況の評価の総括により，この例は平均値１．９で「Ｂ」となり，「おおむね満足できる」状況（「Ｂ」）となる。

社会福祉基礎　事例
単元名　（１）社会福祉の理念と意義
ア　生活と福祉

（１）　単元の目標

家族や地域の機能と役割の変化，ライフスタイルの変化，ヘルスプロモーションなど健康の考え方や疾病構造の変化，社会構造の変容などを取り上げ，家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わり及び少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について理解させるとともに，社会全体で介護を支える介護の社会化の意義について理解させる。

（２）　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・家族や地域の機能の役割と変化，ライフスタイルの変化や健康に関する考え方，疾病構造の変容について関心をもち，生活と福祉について探究しようとしている。	・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について資料を収集し，適切に選択して活用している。	・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について理解し，社会全体で介護を支える介護の社会化の意義についても理解している。

（３）　指導と評価の計画（８時間）

次　程	内　容	時　間
第一次	少子高齢化と人口減少社会の到来	２時間
第二次	地域社会の変化	１時間
第三次	生活の変化	２時間
第四次	疾病構造の変化と国民の健康づくり	１時間
第五次	人の一生と社会福祉	２時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（2時間）	少子高齢化と人口減少社会の到来 【ねらい】日本の人口構成の推移を理解させ，少子高齢化が社会に及ぼす影響とそこから生じる課題について理解する。					
	■教科書を見てどのように人口が推移しているか，読み取る。			●		・人口構成の推移について資料を読み取る事ができる。 ［ワークシート１］
	■教科書から少子高齢化が社会に及ぼす影響をワークシートにまとめる。				●	・少子高齢化が社会に及ぼす影響について理解している。 ［ワークシート１］ ［ペーパーテスト2］
	■教科書と配付資料から少子高齢化が社会に及ぼす影響から生じる課題をワークシートにまとめる。				●	・少子高齢化が社会に及ぼす影響から生じる課題について理解している。 ［ワークシート１］ ［ペーパーテスト2］
二次（1時間）	地域社会の変化 【ねらい】都市と地方の格差，地域社会の変化と今後の「まちづくり」の在り方を理解する。					
	■教科書から大都市への人口集中と過疎化について知り，その課題についてワークシートにまとめる。			●		・人口の移動によりどのような課題が生じたか，読み取ることができる。 ［ワークシート２］ ［ペーパーテスト3］
	■配付資料から地域社会の役割について，ワークシートに記入する。		●			・自分の生活と地域社会を結び付けてとらえて，地域社会の在り方について考えをまとめている。 ［ワークシート２］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第三次（2時間）	生活の変化 【ねらい】家族形態の変化，多様化や女性の職場進出の結果生じた育児，介護に対する社会的支援の在り方を理解する。					
	■世帯人員の変化について，グラフを読み取り，ワークシートにまとめる。		●			・世帯人員の変化についてグラフや表から読み取りその社会的影響について考えることができる。 ［ワークシート３］
	■教科書から家族構成の変化，多様化についてワークシートにまとめる。				●	・家族形態の変化，多様化の現状を理解する。 ［ワークシート３］ ［ペーパーテスト4］
	■女性の社会進出の現状について知り，必要な支援策をグループで考え，ワークシートにまとめる。	●				・グループで女性への社会的支援について意見交換することにより，自分の考えができている。 ［ワークシート３］
第四次（1時間）	疾病構造の変化と国民の健康づくり 【ねらい】疾病構造の変化や国の保健医療施策を理解し，国民の健康づくりの在り方を考える。					
	■グラフや表から，日本の疾病構造がどのように変化しているか理解する。				●	・疾病構造の変化についてグラフや表から読み取り理解する。 ［ワークシート４］
	■教科書から，保健医療施策についてまとめ，ワークシートにまとめる。				●	・保健医療施策の具体的な取り組みを理解している。 ［ワークシート４］ ［ペーパーテスト5］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第五次（2時間）	人の一生と社会福祉 【ねらい】ライフサイクルの変化，多様化について理解させライフステージにおける社会福祉施策との関わりを考える。					
	■各世代のライフサイクルを比較して，その変化の理由を考える。		●			・各世代のライフサイクルを比較して，その変化の理由を考える事ができる。 ［ワークシート５］
	■ライフサイクルの変化に伴いどのような福祉ニーズがあるか，グループで考え，ワークシートにまとめる。		●			・グループで福祉ニーズについて意見交換し，考えを深める事ができている。 ［ワークシート５］
	■ライフサイクルに応じて，関わる社会福祉制度について考え，ワークシートにまとめる。	●				・人の一生と社会福祉制度の関わりを具体的に考える事ができている。 ［ワークシート５］ ［ペーパーテスト6］

（4）　観点別評価資料

参考資料１－１

ワークシート１　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

少子高齢化と人口減少社会の到来

年少人口ー～（　14　）歳
生産年齢人口ー（　15　）歳～（　64　）歳
老年人口ー（　65　）歳～
従属人口ー（　年少人口と老年人口　　）

図2－2 年齢3区分別人口:1884～2060年

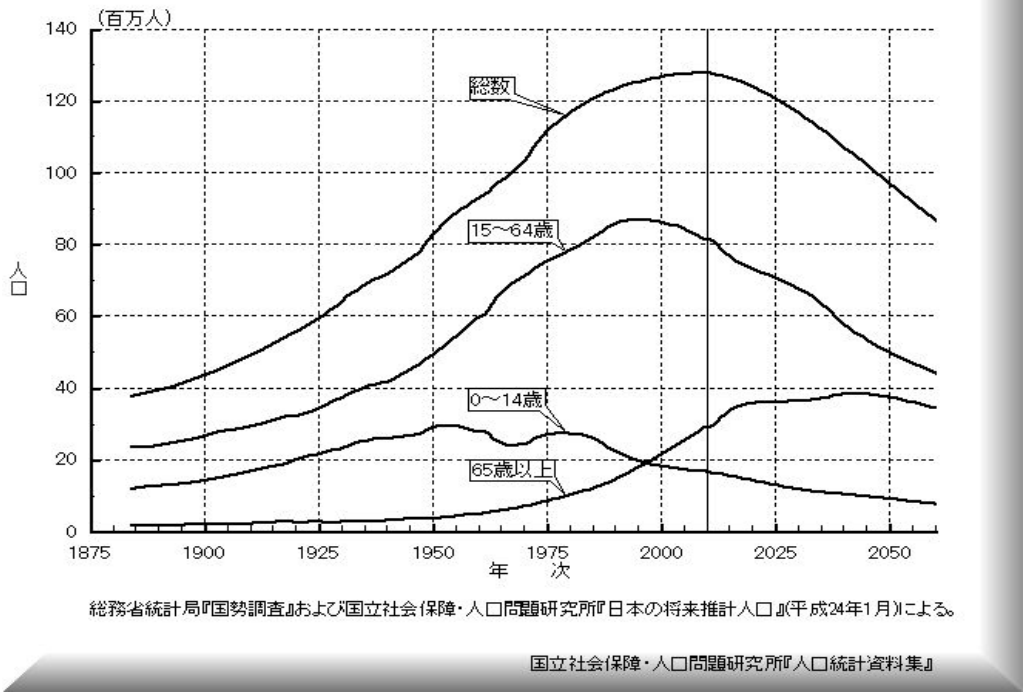

総務省統計局『国勢調査』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月)による。

国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』

日本の人口構成はどのように変化しているか，気付いたことを書いてみよう。

生徒記入例　　老年人口が増加している。年少人口が減少している。

模範解答例　　老年人口が増加し，それ以外の総人口，生産年齢人口，年少人口は減少している。

参考資料１－２

ワークシート１

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・総人口・老年人口・年少人口の変化について２つ記述することができていれば「B」。 ・「B」に加え，総人口・老年人口・年少人口の変化について全て記述することができていれば「A」。	・総人口・老年人口・年少人口の変化について記述が１つ以下しか記述できていない。 （指導の手立て） ・各人口に着目させ，線がどのように変化しているか考えさせ，記述させる。

少子高齢化社会の与える影響

高齢化の進行

・（　75　）歳以上の高齢者の増加→（　要介護高齢者　）の増加
＝（　後期高齢者　）

・必要となる制度や環境の整備－（　福祉　）（　医療　）（　年金　）の充実
（　バリアフリー　）の推進

少子化

・子育てしやすい社会環境
（　待機児童　）問題の解決
（　子育て支援　）制度の拡充

身の回りにある少子化の影響を考えてみよう。

＜グループ＞

生徒の記入例

学校が統合されている。総合病院が減る。

新たな課題

過疎地域では

生徒の記入例　高齢者が増えて，若い人が減る。

大都市とその周辺地域では

生徒の記入例　保育所が不足している。
高齢者施設が不足している。

参考資料１－３

ワークシート１

産業経済の分野では

生徒の記入例　労働力が不足している。（未記入多数）

新たな可能性

（　介護　）（　保育　）の分野
（　農業　）（　環境　）の分野

］（　雇用　）の機会が広がる

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・過疎地域・都市部・産業経済の各分野の新たな課題のうち，２つ記述することができていれば「B」。	・過疎地域・都市部・産業経済の各分野の新たな課題について，１つ以下しか記述できていない。 （指導の手立て） ・教科書の該当部分を示し，線を引かせた上で記述させる。
・「B」に加え，過疎地域・都市部・産業経済の各分野での新たな課題が３分野とも記述されていれば「A」。	

参考資料２－１

ワークシート２　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿

地域社会の変化

大都市への人口集中

第二次産業・第三次産業の発展→東京・名古屋・大阪の人口が全人口の（　５　）割

都市部と過疎地域の現状と課題として考えられることは何だろう？

生徒記入例

	現　状	課　題
都市部	近隣との付き合いが少ない。 人口が多い。 土地が高い。	家賃が高い。 通勤に時間が掛かる。
過疎地域	都会に若い人が行ってしまう。 高齢者が多い。 産業が少ない。	商店が少ない。 高齢者だけで支え合わなくてはならない。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・都市部・過疎地域の人口の移動により生じた課題をどちらかは適切に記述されていれば「B」。	・都市部・過疎地域の人口の移動により生じた課題が適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・教科書の該当部分を示し，線を引かせた上で記述させる。
・「B」に加え，都市部・過疎地域の人口の移動により生じた課題をそれぞれ適切に記述されていれば「A」。	

地方都市の空洞化

ドーナツ化現象－昔からある中心部の商店の客足が減り，郊外の大型店に客が集中する。

シャッター通り－営業をやめて１年中シャッターを閉めた店が連なる商店街

地域社会の役割

自分の住んでいる地域の町内会で行われていることを書いてみよう。

生徒記入例　　お祭り　清掃作業

参考資料２－２

ワークシート２

生徒記入例

これからの地域社会に求められる役割と高校生が出来ることを考えてみよう。

＜地域社会の役割＞	＜高校生の役割＞
高齢者の家の見守り。 いろいろな世代が交流する。 子育て世代と高齢者世代が助け合う。	地域の行事に参加する。 災害の時に，小さい子を守る。 高齢者を助ける

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・地域社会のあり方と自分の役割を結び付けて，どちらかの役割が適切に記述されていれば「B」。	・地域社会のあり方と自分の役割が適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・具体的な状況や場面を示し，どのように行動するか考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加えて，地域社会のあり方と自分の役割を結び付けて適切にそれぞれの役割を記述できていれば「A」。	

参考資料３－１

ワークシート３　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿

生活の変化

教ｐ12　図11，12を見てみよう

世帯とは－（　住居　）と（　生計　）を同一にする集団

平均世帯人員の減少　　1955年　　4.68　人

1986年　（　3.22　）人

2010年　（　2.59　）人

世帯人員減少の要因と影響

（　単独世帯　）の増加

全世帯の約（　25　）％

理由　　社会への影響を考えてみよう。

（　未婚　）の単身者の増加

生徒記入例　少子化が進む。

（　高齢　）の単身者の増加

生徒記入例　公的な高齢者サービスの需要が増える。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・未婚，高齢の単身者の増加が社会に及ぼす影響について適切に記述されていれば「B」。	・未婚，高齢の単身者の増加が社会に及ぼす影響について適切に記述されていない。 (指導の手立て) ・具体的な例を出し，どのような生活状況か考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加えて，未婚，高齢の単身者の増加が社会に及ぼす影響についてそれぞれ適切に記述されていれば「A」。	

家族の多様化

三世代同居とは　親とその子と孫の三世代同居　　（　減少　）傾向

核家族とは　　夫婦のみ，夫婦とその子，母親又は父親と未婚の子のみで構成する。

三世代同居と核家族の特徴の違いを考えてみよう。

生徒記入例　　核家族　　自分たちだけで子育てや家事をしなくてはならない。

三世代同居　　介護や育児，家事の分担ができる。

母子世帯では（　経済　）的問題を抱えていることが多い。

参考資料３－２

ワークシート３

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・２つの家族形態の特徴が１つは適切に記述されていれば「B」。	・２つの家族形態の特徴が，適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・身近なアニメをヒントに想像させ，考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加え，２つの家族形態の特徴が，それぞれ適切に記述されていれば「A」。	

女性の職場進出

全雇用者の（　4　）割をしめる。

1985年　（　男女雇用機会均等法　）　性別による差別の禁止

1991年　育児休業法→　1995年　（　育児・介護休業法　）に改正

働く女性に必要な支援策を考えてみよう。

生徒記入例

自分の意見

保育園や学童が必要。出産後にも仕事がしやすい職場。

グループの意見

男性も育児休暇が取りやすい職場。

クラスの意見

男性も女性も育児のための休暇や時間調節が取りやすい職場。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・働く女性への支援策について，自分の意見を１つは記述できていれば「B」。	・働く女性への支援策について，自分の意見を記述できていない。 （指導の手立て） ・自分の家族の状況や，友人の環境から考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加え，働く女性への支援策について，多面的に捉えた自分の意見を記述できていれば「A」。	

参考資料３－３

配付資料３

表９　所得の種類別にみた１世帯当たり平均所得金額及び構成割合

平成25年国民生活基礎調査：厚生労働省

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
	１世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	537.2	396.7	102.7	16.4	8.6	12.8
高齢者世帯	309.1	55.7	211.9	22.2	2.5	16.8
児童のいる世帯	673.2	603.0	29.1	11.5	23.2	6.3
母子世帯	243.4	179.0	7.6	1.7	49.3	5.8
	１世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）					
全世帯	100.0	73.8	19.1	3.1	1.6	2.4
高齢者世帯	100.0	18.0	68.5	7.2	0.8	5.4
児童のいる世帯	100.0	89.6	4.3	1.7	3.4	0.9
母子世帯	100.0	73.5	3.1	0.7	20.2	2.4

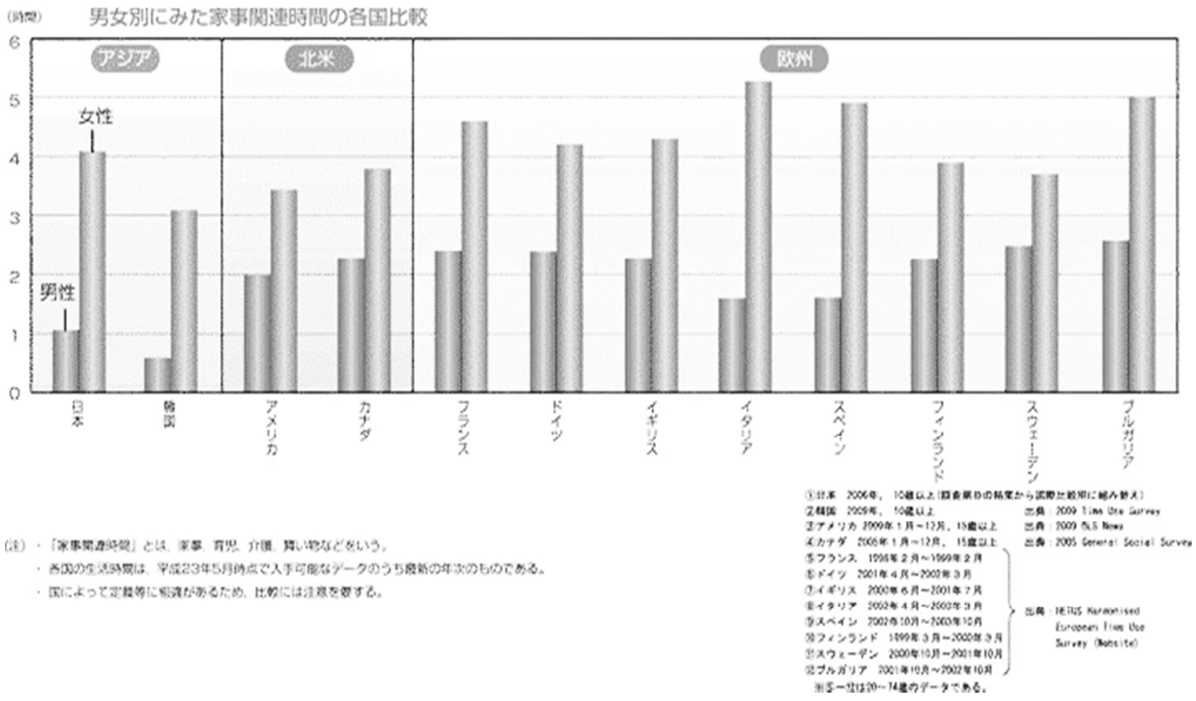

参考資料４－１

ワークシート４　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿

疾病構造の変化と国民の健康づくり

疾病構造の変化

第二次大戦後　（　伝染病　）（　肺結核　）などの治療重視

高度経済成長以降　（　生活習慣病　　）－食生活や生活習慣との関連が大きい

がん，心臓病，脳卒中，糖尿病，高血圧等

高齢者の（　慢性疾患　　）

母子保健法と老人保健法

1965年　（　母子保健法　　）　妊産婦の健康管理，乳幼児の健康診査

p14　図１　→　世界で最も（　乳児死亡率　　）が低い

1982年　（　老人保健法　　）　→　2008年　高齢者医療確保法に改正

40歳以上の健康管理，生活習慣病対策

2000年　「　21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21）　　」

→　2013年～　健康日本21（第二次）

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・疾病構造の変化について，２～３つの空欄に適切な語句を入れていれば「B」。	・疾病構造の変化について，適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・教科書の該当部分を示し，線を引かせた上で記述させる。
・「B」に加えて，疾病構造の変化について，４つの空欄に適切な語句を入れていれば「A」。	

2002年に制定された健康増進法の重点事項をまとめよう。

①栄養・食生活　②身体活動・運動
③休養・心の健康づくり　④たばこ
⑤アルコール　⑥歯の健康
⑦糖尿病　⑧循環器病
⑨がん
上記項目について，簡潔に説明を加えてまとめる。

参考資料４－２

ワークシート４

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・健康増進法の重点事項を４～６つ適切に記述できていれば「B」。	・健康増進法の重点事項が適切に記述できているのが３つ以下である。 （指導の手立て） ・教科書の該当部分を示し，線を引かせた上で記述させる。
・「B」に加えて，健康増進法の重点事項を７～９つ適切に記述できていれば「A」。	

健康であることが私たちの人生や社会にどのように影響するか考えてみよう。

生徒記入例

医療費が掛からない。

行動範囲が広がる。趣味の選択肢が広がる。

地域での役割が果たせる。

配付資料４

死亡率によってみた死因順位：1900～2013年

（死亡率　人口10万対）

順位	1900年	1950年	2000年	2013年
	死　　因	死　　因	死　　因	死　　因
第1位	肺炎及び気管支炎	全結核	悪性新生物	悪性新生物
第2位	全結核	脳血管疾患	心疾患	心疾患
第3位	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	脳血管疾患	肺炎
第4位	胃腸炎	胃腸炎	肺炎	脳血管疾患
第5位	老衰	悪性新生物	不慮の事故	老衰

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料2015」

参考資料５－１

ワークシート５　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿

人の一生と社会福祉

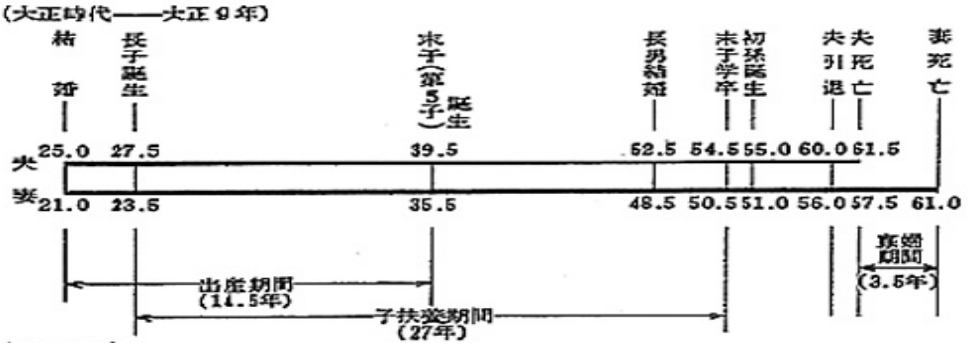

自分の将来を想像してライフサイクルを書いてみよう。

ライフスタイルが変化した理由を考えてみよう。

生徒の記入例

女性が働くことが当たり前になった。
結婚しない人が増えている。
平均寿命が伸びている。
こどもにお金が掛かるので，たくさん産まなくなった。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ライフサイクルの変化の理由を１つは適切に記述できていれば「B」。	・ライフサイクルの変化の理由が適切に記述されていない。 （指導の手立て） ・参考資料のグラフを見て，女性の生き方がどのように変化しているか，考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加えて，ライフサイクルの変化の理由を多面的に捉え，適切に記述できていれば「A」。	

参考資料５－２

ワークシート５

ライフサイクルが変化したことから，どのような新たな福祉ニーズが生まれてくるか，考えてみよう。

福祉ニーズ	対応する制度やサービス
自分の意見 グループの意見 **生徒の記入例** **介護サービスの需要が増えた。** **教育費が増大した。** **育児支援の需要が増えた。**	**高齢者福祉　デイサービスや介護施設** **奨学金** **保育園，学童クラブ**

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ライフサイクルの変化から生まれたニーズについてのグループの意見を１つ適切に記述できていれば「B」。	・ライフサイクルの変化から生まれたニーズについてのグループの意見が記述されていない。 （指導の手立て） ・グループの自分以外の人の意見について，どう思うか考えるように助言し，記述させる。
・「B」に加え，ライフサイクルの変化から生まれたニーズについてのグループの意見を２つ以上適切に記述できていれば「A」。	

参考資料６－１

ワークシート６　　月　日　限　　HRNO＿＿＿＿名前＿＿＿＿＿＿＿＿

人の一生と社会福祉の関係

人生のそれぞれの時期に，どのような法律に基づいて支援されているか調べてみよう。

時　期	生徒記入例　支援策	どの時期でも必要な支援
①出生前	母子保健法	生活保護法 医療保険に関連する法律
②出生～就学期	児童福祉法 児童虐待防止法	
③就労・結婚・子育て期	育児・介護休業法 母子及び寡婦福祉法	
④高齢期	老人福祉法 介護保険法 年金制度に関連する法律	

【関心・意欲・態度 】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・２～３つの時期に必要な支援に関する法律を適切に記述できていれば「B」。 ・「B」に加え，全て時期に必要な支援に関する法律を適切に記述できていれば「A」。	・必要な支援に関する法律を適切に記述できているのが１つ以下である。 (指導の手立て) ・それぞれの時期の生活状況を具体的に考えるように助言し，記述させる。

参考資料６－２

配付資料６

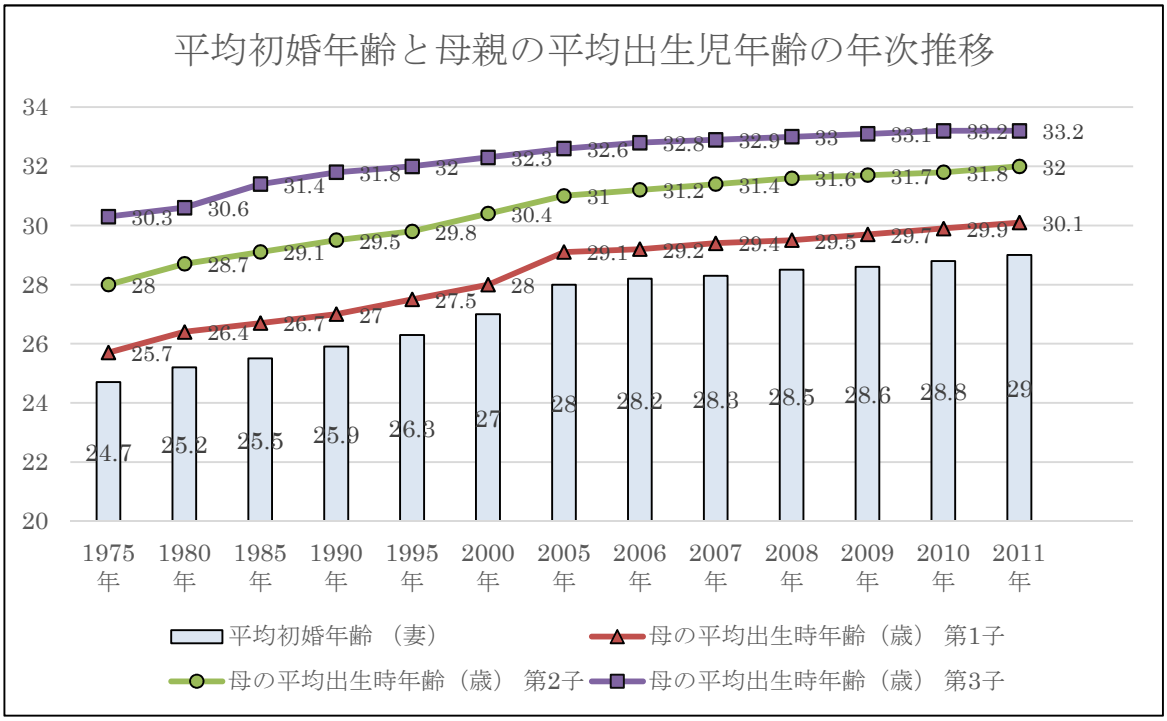

資料：厚生労働省「人口動態統計」

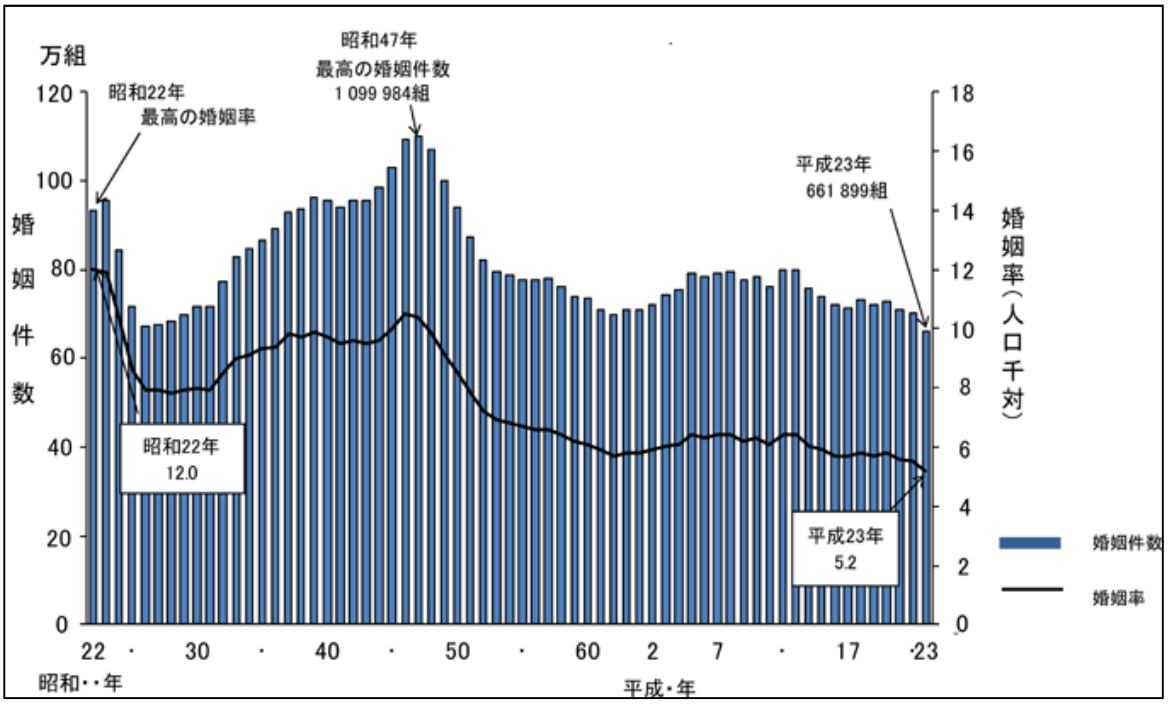

資料：厚生労働省「人口動態統計」

参考資料7

ペーパーテスト

2　少子高齢化社会について，次の問に答えなさい。　【知識・理解】

問1　次の人口の年齢を答えなさい。

①年少人口　②生産年齢人口　③従属人口

問2　75歳以上の高齢者が増加することにより，社会にどのような影響があるか答えなさい。

問3　次の地域での人口の減少による課題を答えなさい。

①過疎地域　②大都市とその周辺の地域

問4　少子高齢化により，今後，雇用が拡大されると考えられる分野を答えなさい。

3　地域社会の変化について，次の文章を読んで問に答えなさい。　【技能】

わが国では，1960年代の高度経済成長の過程で第一次産業が停滞し，代わって製造等の第（ア）産業，小売業やサービス業等の第（イ）産業が成長した。特に工業化，商業化の発展により A 大都市圏では急速に人口が集中し，東京・大阪・名古屋の人口が全人口の約（ウ）割を占める事となった。また，核家族化が進行すると共に，雇用者の増加に伴う B 職住分離が進行した。一部の農山漁村部では，第（エ）産業の停滞により労働者が大都市圏に流出し，人口が激減した。集落単位でみると，高齢化率が5割を超える（オ）集落と呼ばれる地域も出現している。

問1　文章の空欄ア～オに入る適語を答えなさい。

問2　下線部Aによる，都市部の課題にはどのようなことがあるか，２つ答えなさい。

問3　下線部Bは，地域社会にどのような影響を及ぼすか２つ答えなさい。

問4　地方都市において，自家用車の普及や郊外の道路整備により，中心部の客足が鈍り，バイパス沿いの大型店がにぎわう現象をなんというか答えなさい

4　生活の変化について，次の問に答えなさい。　【知識・理解】

問1　未婚の単身者の増加は，人口構造にどのような良くない影響を与えるか，答えなさい。

問2　単身の高齢者の増加は，社会にどのような影響を与えるか，答えなさい。

問3　三世代同居と比較した核家族の特徴をそれぞれ答えなさい。

問4　1985年に制定された，職場での性別による差別を禁じている法律を答えなさい。

問5　2010年の第三次産業の女性雇用者の占める割合は，約何割か答えなさい。

参考資料７－２

ペーパーテスト

5　疾病構造の変化と国民の健康づくりについて，次の問に答えなさい。　【知識・理解】

表１

死亡率によってみた死因順位：1900～2013 年

（死亡率　人口 10 万対）

順位	1900 年	1950 年	2000 年	2013 年
	死　因	死　因	死　因	死　因
第１位	①	②	④	④
第２位	②	③	⑤	⑤
第３位	③	①	③	①
第４位	胃腸炎	胃腸炎	①	③
第５位	老衰	④	不慮の事故	老衰

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料 2015」

【語群】

ア　悪性新生物　　イ　肺炎及び気管支炎又は肺炎　　ウ　脳血管疾患

エ　全結核　　オ　心疾患

問１　表の空欄①～⑤に入る疾患名を語群から選んで，記号で答えなさい。

問２　高度経済成長期以降に増加した食生活や生活習慣との関連が深い心臓病や高血圧等の疾患を総称して何というか答えなさい。

問３　日本の乳児死亡率が世界で最も低いのは，乳幼児に対してどのような取組が行われているためか，答えなさい。

問４　病気の予防や病気にかかった場合の重症化を防ぐため，40歳以上の住民の健康管理を推進する取組を進める法律の名称を答えなさい。

問５　2000年から始まり，2013年から第二次が始まった「21世紀における国民健康づくり運動」の通称を答えなさい。

問６　健康増進法により，予防，早期発見，治療が重要であるとされている３つの疾患名を答えなさい。

参考資料７－３

ペーパーテスト

6　人の一生と社会福祉について，次の問に答えなさい。　【関心・意欲・態度】

図１

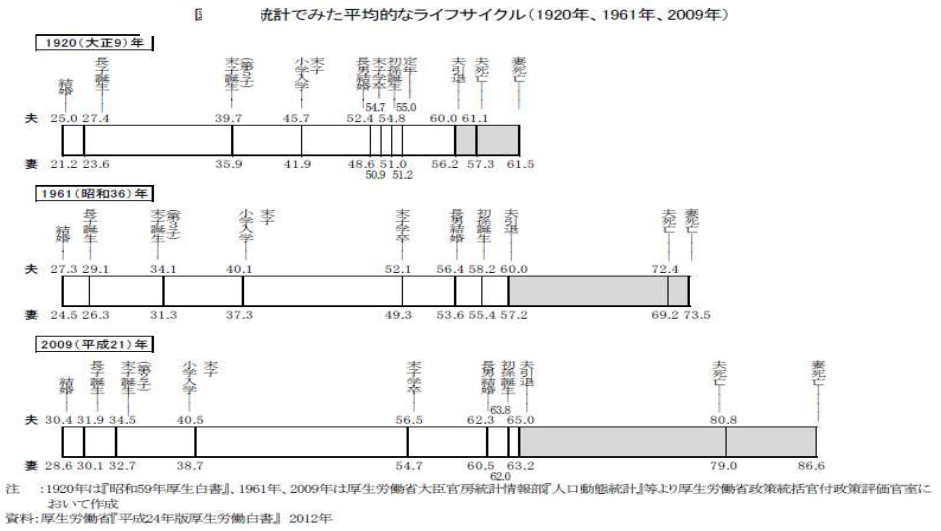

注　：1920年は『昭和59年厚生白書』、1961年、2009年は厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態統計』等より厚生労働省政策統括官付政策評価官室において作成
資料：厚生労働省『平成24年版厚生労働白書』2012年

表２

時期	社会福祉	一生を通じて
出生前	母子保健法により，母性と乳幼児の健康が守られる。	病気の場合 －（⑥）制度 経済的困窮 －（⑦）制度
出生～就学期	18歳までに何らかの支援が必要な場合－（①）法 虐待にあった場合の保護－（②）法	
就労・結婚・子育て期	子育て中の労働者－（③）法 ひとり親家庭－寡婦及び母子福祉法	
高齢期	認知症や寝たきり等－（④）制度 高齢者への福祉サービス－（⑤）法 所得保障－年金制度（条件を満たした場合）	
【語群】・老人福祉　・生活保護　・児童福祉　・育児・介護休業 ・医療保険　・介護保険　・児童虐待防止		

問１　図１について，ライフサイクルが変化した要因として考えられることは何か答えなさい。

問２　図１について，2009年のライフスタイルを他の２つと比較し，その特徴を答えなさい。

問３　表２の空欄①～⑦に入る法律・制度を語群から答えなさい。

（1）社会福祉の理念と意義　ア　生活と福祉

			関心意欲態度												思考判断表現														技能														知識理解														単元の総括	
			第三次ワークシート		第五次ワークシート		定期試験6						平均値	総括	第二次ワークシート		第三次ワークシート		第五次ワークシート		第五次ワークシート				平均値	総括	第一次ワークシート		第二次ワークシート		定期試験3						平均値	総括	第一次ワークシート		第三次ワークシート		第四次ワークシート		第四次ワークシート		定期試験2		定期試験4		定期試験5		平均値	総括	平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123					ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123					ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123				
			A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	A	3	A	3	2.7	A(3)	2.9	A(3)
			A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	B	2	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	B	2	C	1	2.3	B(2)	2.7	A(3)
			A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	B	2	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	3.0	A(3)	2.9	A(3)
			C	0	A	3	A	3	未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	A	3	A	3	A	3	未入力		2.8	A(3)	C	0	A	3	B	2	未入力		未入力		1.7	B(2)	A	3	A	3	C	0	A	3	C	0	B	2	C	1	1.7	B(2)	2.0	B(2)
			A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	B	2	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	B	2	B	2	2.6	A(3)	2.8	A(3)
			B	2	A	3	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	B	2	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	B	2	B	2	2.6	A(3)	2.7	A(3)
			B	2	A	3	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.9	A(3)	2.9	A(3)
			C	0	C	0	B	2	未入力		未入力		0.7	C(1)	C	0	C	0	A	3	A	3	未入力		1.5	B(2)	A	3	C	0	C	1	未入力		未入力		1.3	C(1)	A	3	A	3	C	0	C	0	C	1	B	2	B	2	1.6	B(2)	1.3	C(1)
			B	2	A	3	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	B	2	2.7	A(3)	2.8	A(3)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎　　（４単位）　　学年：第　１　学年　　生徒数：　40　人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
（１）社会福祉の理念と意義 ア　生活と福祉	(関心・意欲・態度) ・家族や地域の機能の役割と変化，ライフスタイルの変化や健康に関する考え方，疾病構造の変化や社会構造の変容について関心をもち，生活と福祉について探求しようとしている。	A　７２．５％（２９人） B　２５．０％（１０人） C　２．５％（１人）	・生徒にとって，自分の生活と関わりの深い事柄が多く，興味・関心が高かった。 ・「C」の手立てとして，生徒自身を取り巻く環境から，女性の社会における役割やライフサイクルの変化について考えるヒントを提示し，考えさせた。	・身近な社会の現状についての関心は高いが，制度の部分になると，生徒の関心が低くなる。身近な事柄と関連付けて，何度も教えていくことが必要である。 ・ＩＣＴ機器の活用などを通して，社会の現状についての関心を高めたり，グループワークで意見を交換したりすることにより，言語活動を充実させ，思考を深めることができたが，知識・理解については，ＩＣＴ機器の活用やグループワークなどの更なる工夫や別の方法を考える必要がある。
	(思考・判断・表現) ・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	A　９０．０％（３６人） B　１０．０％（４人） C　０．０％（０人）	・地域社会の一員としての自己の在り方やライフサイクルの変化が社会に及ぼす影響についてグループワーク等を通して思考を深めることが出来た。	
	(技能) ・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について資料を収集し，適切に選択して活用している。	A　７２．５％（２９人） B　２０．０％（８人） C　７．５％（３人）	・図やグラフを適切に読み取ることが出来た。今後は，自分の視点だけでなく様々な視点で資料を読み取ることができると良い。 ・「C」の手立てとして，人口の推移や移動について教科書と参考資料を確認しながら，グラフをどのように読み取るか，指導した。	
	(知識・理解) ・家庭生活の機能や概要，人間の生活と社会との関わりや少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について理解し，社会全体で介護を支える介護の社会化の意義についても理解している。	A　４５．０％（１８人） B　５０．０％（２０人） C　５．０％（２人）	・学習内容が多く，知識の定着が不十分な生徒が多い。制度の理解のためには，事例などを用いて学び，身近なこととして学べる工夫が必要である。 ・「C」の手立てとして，家族形態や少子高齢化について教科書の該当部分を読ませ，学習内容の確認をさせた。	

社会福祉基礎　事例
単元名　（2）人間関係とコミュニケーション
ア　人間関係の形成

（1）単元の目標

傾聴・受容・共感や援助者の自己覚知・他者理解のワークを通じて，対人援助に必要な人間の理解や信頼関係を構築するための技法について理解する。

（2）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・対人援助に必要な人間の理解や信頼関係を構築する技法について関心をもち，技法を探究しようとしている。	・傾聴・受容・共感・自己覚知・他者理解のワークを通し，信頼関係を構築する技法を深めようとしている。	・傾聴・受容・共感・自己覚知・他者理解のワークを通し，信頼関係を構築する技法を身に付けようとしている。	・傾聴・受容・共感や援助者の自己覚知・他者理解等，対人援助に必要な人間の理解や信頼関係を構築するための技法について理解している。

（3）指導と評価の計画（3時間）

次　程	内　　容	時　間
第一次	傾聴・受容・共感の姿勢	1時間
第二次	利用者理解と援助者の自己理解	2時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	傾聴・受容・共感の姿勢 【ねらい】援助における信頼関係の形成について，傾聴・受容・共感の姿勢の体験を通して，これらの技法の大切さを理解する。					
	■ワークを通し，傾聴・受容・共感の姿勢の大切さを体感する。	●				・傾聴・受容・共感のワークに取り組んでいる。［ワーク１］
	■ワークを通し，傾聴・受容・共感の姿勢の大切さを感じる。		●			・傾聴・受容・共感のワークを通し，これらの姿勢の大切さを感じている。［ワーク１］
	■傾聴・受容・共感の意味と重要性について理解する。				●	・傾聴・受容・共感の意味と重要性について理解している。［ペーパーテスト１］
第二次（2時間）	利用者理解と援助者の自己理解 【ねらい】社会保障制度の一環である社会福祉制度の様々な制度を理解し，推進する機関と役割を知る。					
	■自己理解：自己紹介ワークに取り組む。	●				・自己紹介ワークに積極的に取り組むことができている。［ワーク３］
				●		・自己紹介をすることができている。［ワーク３］
	■自己理解の大切さを理解する。				●	・信頼関係を構築するために，自己理解の大切さを理解している。［ペーパーテスト２］
	■利用者理解の必要性を理解する。				●	・利用者理解の必要性について理解している。［ペーパーテスト２］

（４）観点別評価資料

参考資料１－１

ワーク１

コミュニケーション
話す　聞く

１　無表情で聞いてみましょう

２　うなづいたり、相手の言葉を
　　繰り返しながらきいてみましょう

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・傾聴・受容・共感のワークに取り組むことができたら「B」。	・ワークに取り組むことができない。 （指導の手立て） 机間巡視中の声かけで参加を促す。
・積極的に傾聴・受容・共感のワークに取り組むことができたら「A」。	

参考資料１－２

ワーク２

コミュニケーション
話す　聞く

振り返りをしてみよう

①無表情で聞いてもらいどう感じましたか

②うなづいて聞いてもらいどう感じましたか

無表情とうなづいて聞いてもらい
話していてどうでしたか？

グループで、その意見を共有しましょう

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ワークを通し，自分の視点から感じたことを書くことができたら「B」。	・感想を書くことができなかった。 ［指導の手立て］ ・ワークに取り組んだ際，どんな気持ちになったのかを思い出すよう促す。
・「B」に加え，相手の視点にたって感じたことを書くことができたら「A」。	

参考資料２－１

ワーク３

自己紹介をしよう

自己紹介のポイント

・自分は、どんな人なのか改めて考えよう
・自分を、客観的に見てみよう
・自分の強み、弱みってどこにあるだろう

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ワークに取り組むことができたら「B」。 ・積極的に取り組むことができたら「A」。	・取り組むことができない。 （指導の手立て） ・声かけをしながら，取り組みを促す。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ポイント１点以上踏まえ発表することができたら「B」。 ・ポイント３点踏まえ発表することができたら「B」。	・ポイントを踏まえ発表ができない。 （指導の手立て） ・発表の原稿を見直し，取り組み改めて発表を行う。

参考資料２－２

ペーパーテスト１

問　下記の文章を読み後の問いに答えなさい。

援助者は，利用者と（１）を通し，信頼関係を築いていきます。援助者は，利用者の訴えや気持ちを受け止める①傾聴の姿勢が求められている。

援助活動においては，利用者を（２）することなく，ひとりの人間として（３）し，ありのままに受け止めること，すなわち利用者を（４）することが大切になる。

これに関し，②共感することも大切になる。

１．（　）に当てはまる語句を答えなさい。

２．①傾聴の姿勢で，援助者はどのような姿勢で利用者に向かいことが大切ですか。

３．②共感とは，誰の何に対して共感するのか簡単に答えなさい。

ペーパーテスト２

問　以下の文を読み（　）にあてはまる語句を答えなさい。

私たちは，一人ひとりが自分の経験や考え方や（１）を持っている。そのことが，援助活動の対象となる利用者やその状況に対する理解の仕方に影響を与えることがある。自分の中に，利用者に対するどのような（２）や感情があるかを意識することを（３）という。（３）は，（４）を安定させ，効果的に援助をすすめるうえで重要となる。

問　以下の文を読み後の問いに答えなさい。

援助活動を進めていくためには，利用者と利用者が直面している状況を（１）に理解することが（２）に求められている。①利用者理解の目的のためには，（３）的な見方ではなく，さまざまな側面から利用者を理解していく必要がある。また，利用者理解においては，利用者をひとりの（４）としてとらえることが必要となる。社会環境とのつながりのなかにある②「環境（状況）のなかの人」という視点で理解することである。

問１　（　）の中に当てはまる語句を記入しなさい。

問２　①利用者理解の目的は何か説明しなさい。

問３　②「環境（状況）のなかの人」とはどういうことかを説明しなさい。

(5)学習の実現状況

(2)人間関係とコミュニケーション　ア．人間関係の形成

			関心意欲態度							思考判断表現							技能							知識理解								
			ワーク1	ワーク3				合計	%	ワーク2	ワーク4				合計	%	ワーク3				合計	%	テストペーパー1	テストペーパー2	テストペーパー3				合計	%	%
			5	5				10	100	5	5				10	100	5				5	100	10	10	10				30	100	100
	1		3	4				7	70	4	3				7	70	3				3	60	4	8	6				18	60	60
	2		5	4				9	90	5	5				10	100	4				4	80	10	10	8				28	93	93
	10		3							5	4						3				3	60			7				22		
	11		2	3				5	50	4	4				8	80	3				3	60	9	8	8				25	83	83
	12		2	4				6	60	5	4				9	90	3				3	60	8	4	5				17	57	57
	13		5	4				9	90	5	4				9	90	4				4	80	10	9	8				27	90	90
	14		5	5				10	100	5	4				9	90	4				4	80	7	7	8				22	73	73
	15		4	3				7	70	5	4				9	90	4				4	80	8	7	7				22	73	73
	16		4	4				8	80	5	4				9	90	4				4	80	8	6	8				22	73	73
	17							0							0						0								0		
	18							0							0						0								0		
	19							0							0						0								0		
	20							0							0						0								0		
	21							0							0						0								0		
	22							0							0						0								0		

【学習の実現状況】

科目（単位数）：社会福祉基礎（３）　　単元（教材）名：人間関係とコミュニケーション　　学年：第２学年　　生徒数：１６名

本単元（題材）に該当する学習指導要領の内容	本単元（題材）の評価基準	実現の状況	本単元（題材）における観点ごとの考察	本単元（題材）全体の考察・備考
人間関係の形成 （２）人間関係とコミュニケーション	（関心・意欲・態度） ・人間の理解や信頼関係を構築する技法について関心をもち，技法を探究しようとしている。	A　５６．３％（９人） B　４７．３％（７人） C　０．０％（０人）	・ワークが中心で，普段何気ない会話を改めてしてみるや自分を見つめ直すなどが新鮮に感じたのか，概ね取り組むことができたようである。	・言葉で説明するだけでは分かりにくい単元であり，ワークなどを通し体験から学ぶことを考えた。 ・ワークを通し，実体験としていくことで，生徒たちは理解することができていたようだ。しかし，それを説明できるかというと少し難しかったようだ。 ・また，例え授業内のワークやテストで状況がよくても，介護実習などで実践できるかどうかが課題となると感じている。
	（思考・判断・表現） ・傾聴・受容・共感・自己覚知，他者理解それぞれのワークを通し，信頼関係を構築する技法を深めようとしている。	A　８１．２％（１３人） B　１８．８％（３人） C　０．０％（０人）	・ワークで感じたことや自分を見つめ直したことを，考え発表した。みなそれぞれ感じたことなどを表現することができた。	
	（技能） ・傾聴・受容・共感・自己覚知，他者理解それぞれのワークを通し，信頼関係を構築する技法を身につけようとしている。	A　２５．０％（４人） B　７５．０％（１２人） C　０．０％（０人）	・最初は戸惑ったようだが，実習での自分，普段の自分などを改めて思い出し，自分の苦手や得意などから,「介護する自分」はどうあるべきか考えることができた。	
	（知識・理解） ・傾聴・受容・共感や援助者の自己覚知・他者理解等の人間の理解や信頼関係を構築するための技法について理解できたか。	A　２５．０％（４人） B　５６．２％（９人） C　１８．８％（３人）	・この項目の重要さは理解しているようだが，改めてテストで説明することなどは，難しいところもあったようだ。	

社会福祉基礎　事例

単元名　（２）人間関係とコミュニケーション

イ　コミュニケーションの基礎

（１）単元の目標

様々なコミュニケーションの種類と手段を扱い，人間関係構築に必要なコミュニケーションの意義・役割，基本的な技法について理解させる。

（２）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・多様なコミュニケーション技術について関心をもち，積極的にコミュニケーション技法を活用しようとする態度を身につけている。	・コミュニケーションのもつ意義や役割について思考を深め，適切なコミュニケーション方法を判断し，その過程を大切にし，結果を適切に表現している。	・様々な形の言語的コミュニケーションや非言語的コミュニケーション及びコミュニケーションの基礎的な技法を適切に活用している。	・コミュニケーションの技術，コミュニケーションの役割及び構成要素等の基礎的な技法・知識を身につけ，コミュニケーションの基礎について理解している。

（３）指導と評価の計画（３時間）

次　程	内　容	時　間
第一次	コミュニケーションの意義と役割	１時間
第二次	コミュニケーションの基礎的技法	２時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	コミュニケーションの意義と役割 【ねらい】コミュニケーションの意義と役割，構成要素について理解を深め，信頼関係構築のためにはコミュニケーションが必要であることを理解させる。					
	■一方向のコミュニケーション，双方向のコミュニケーションをワークで体験させることにより，コミュニケーションの意義や役割について気づかせる。ワークシートに気づいたことをまとめさせる。		●			・一方向のコミュニケーション，双方向のコミュニケーションのワークを通して，コミュニケーションの重要さに気づき，それらを自分の言葉でまとめている。 ［ワークシート１］
	■コミュニケーションの意義・構成要素・役割について，ワークや普段のコミュニケーションを思い出させながら，理解させる。				●	・コミュニケーションの意義・構成要素・役割について思考を深め，信頼関係構築のためには，コミュニケーションが必要であることを理解している。 ［ワークシート２］
第二次（2時間）	コミュニケーションの基礎的方法 【ねらい】コミュニケーションの種類には言語・非言語の２種類があり，様々なコミュニケーションの手段があることを理解させる。					
	■コミュニケーションの方法には，言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションがあることを理解させる。	●				・言語的・非言語的コミュニケーションの手段について関心を持ち，役割を学び，知識を身に付ける。 ［ワークシート３］
				●		・言語的・非言語的コミュニケーションの手段について具体的に実践し，技法を使うことができる。 ［ワークシート４］

参考資料１

ワークシート１

〈演習〉

～一方方向のコミュニケーションと相互通行のコミュニケーション～

２人一組になり，１人（説明者）は紙に描かれている図形を言葉だけで伝えます。そして，もう１人（回答者）が絵を見ずに言葉の説明だけで完成させます。

ルール：①説明者は質問を受けたら答えて良い。言葉以外
（指で示したり，ジェスチャーや書くなど）を使用してはいけない。
②回答者は分からないことは質問してよい。

感想や気づいたことを書いてください。【思考・判断・表現】

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・回答者が分からないことを説明者に質問し，答えてもらうことによって，より図形がイメージし易かった，また相手の言っていることによく耳を傾けることが大切などの記述があれば「B」。	・気づきや感想が具体的に書かれていない。（指導の手立て） ・再度演習を行い，一方方向と相互通行のコミュニケーションの違いの具体的な記述を促す。
・「B」に加え，言葉だけでの伝達は難しく，ジェスチャーの重要性が書かれていれば「A」。	

参考資料１－２

ワークシート２

コミュニケーションの意義と役割

援助活動とコミュニケーション

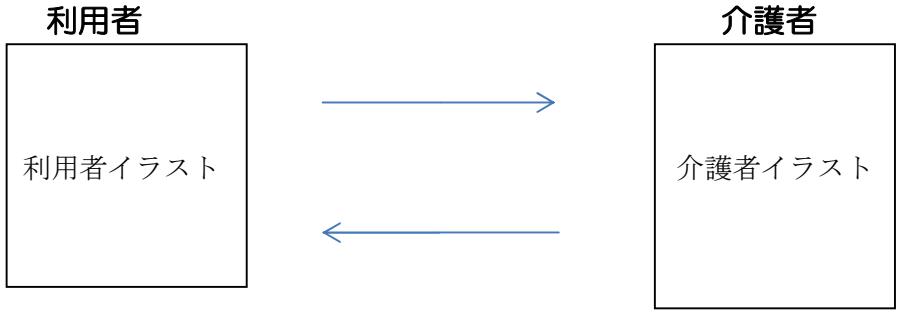

ポイント！のまとめ　【知識・理解】

- 援助関係は利用者と介護者との（コミュニケーション）が基礎となる。
- コミュニケーションが上手く図り，互いに理解し合うことで信頼関係が生まれる。
- （信頼関係）を深めるたまえには，コミュニケーションの方法を工夫し，相手を良く知ることが大切。
- （一方方向）コミュニケーションと（相互通行）コミュニケーションがあるが，コミュニケーションを上手く活用するには，（相互通行）コミュニケーションが有効である。
- 利用者にサービスに関する情報を伝えることも多いことから，利用者に難しい（専門用語）などを使用しない。また，（図）や写真，映像を使うなどの工夫が必要である。

授業の感想

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・空欄７つのうち，４つ以上は「B」。 ・「B」に加え，２つ以上記入できれば「A」。	・空欄に語句が記入されていない。 （指導の手立て） ・使用したプリントをもとにポイントを再度説明し，記入を促す。

参考資料２

ワークシート３

コミュニケーションの基本的方法

Q1，あなたにはどんなコミュニケーションの手段がありますか？

イラスト	【関心・意欲・態度】

（１）コミュニケーションの種類と手段

コミュニケーションの種類	コミュニケーションの手段
言語的　コミュニケーション （　言葉や文字　のコミュニケーション）	話し言葉，文字，手話，点字，電子メール，図や絵
非言語的　コミュニケーション （　言葉によらないコミュニケーション）	態度，表情，姿勢，身振り・手振り，姿勢，服装，声の大小や高低，会話の間，距離

（２）コミュニケーションの役割

自分の思いやメッセージを伝えることがコミュニケーションであり，十分な言葉（言語的コミュニケーション）ができない時は，言葉にたよらない非言語的コミュニケーションでメッセージの補足の役割が果たされている。

（３）

伝達情報装置イラスト

伝達情報装置イラスト

Information and communication Technology

（　　装置）　⇓　（　　）

（４）援助者としての留意する点

（　　）だけでは十分に意思疎通できない利用者とコミュニケーションを図る場合，その人の思いや訴えを理解するために，（　　）や（　　），態度などに注意して目をむける　ことが大切であり，また自分の（　　）や（　　）にも気を配ることが大切！

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・話す，電話する，ＳＮＳ，手紙など２つ以上で「B」。	・コミュニケーションの手段について２つ書けていない。（指導の手立て）
「B」に加え，２つ以上記入できれば「A」。	・コミュニケーションの手段について，自分の生活を振り返らせ，記入を促す。

参考資料２－２

ワークシート４

言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーション演習

演習1 話し手：　「５年後はこんな〇〇な生活をしていたい！」　と意欲的に聞き手に話す

聞き手：　椅子から落ちそうな位の座り方で，視線をまったく合わさない態度で聞く。

話し手の感想

演習2　話し手：　「５年後はこんな〇〇な生活をしていたい！」　と意欲的に聞き手に話す

聞き手：　正面を向いて座り，にこにこしながらうなずきながら聞く。

話し手の感想

1と2から分かったこと気づいたこと　【技能】

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・コミュニケーションを図る際，演習２で表情や視線，態度や姿勢などの非言語的コミュニケーションを使って実践し，重要性に気付けている表記があれば「B」。	・分かったこと・気づいたことについての記述ができていない。 （指導の手立て） ・再度，言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションの違いを考える機会を設け，コミュニケーションを図る時の重要な点について記述を促す。
・「B」に加え、自分が援助者の立場としての心構えにも触れられていれば「A」。	

(2)人間関係とコミュニケーション　イ　コミュニケーションの基礎

			関心意欲態度												思考判断表現												技能												知識理解											
													平均値	総括											平均値	総括											平均値	総括											平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123		
	1		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	2		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	3		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	4		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	5		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	6		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	7		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	8		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	9		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)
	10		C	1	未入力		未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎　　（　２単位）　　学年：第１学年　　生徒数：　78　人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
（２）人間関係とコミュニケーション イ　コミュニケーションの基礎	（関心・意欲・態度） ・多様なコミュニケーション技術について関心をもち，積極的にコミュニケーション技法を活用しようとする態度を身につけている。	A　８９．７％ （　７０　人） B　１０．０％ （　８　人） C　０．０％ （　０　人）	・コミュニケーションの種類と手段について，実生活から関心を寄せる生徒が多かった。特に言語的コミュニケーションは積極的に記述をする生徒が多く，「A」の評価が７割を占めた。多様化するコミュニケーション一つであるＩＣＴも生徒には比較的身近であるという結果が分かった。	・コミュニケーションの基礎については，生徒の日常生活との関連も深く，身近な内容であるので，関心をもつ生徒の割合が高い。 ・実際の演習では，コミュニケーションの中でも，生徒が表現しやすい内容を選び，時間を区切って演習することを留意した。 ・演習後に生徒に振り返りを書かせる際に，表現方法を簡単に説明したり，分かりやすい選択肢等で振り返りをさせる方法についても今後取り組んでいきたい。
	（思考・判断・表現） ・コミュニケーションのもつ意義や役割について思考を深め，適切なコミュニケーション方法を判断し，その過程を大切にし，結果を適切に表現している。	A　４７．４％ （　３７　人） B　３４．０％ （　４１　人） C　０．０％ （　０　人）	・一方方向のコミュニケーションと相互通行のコミュニケーションの違いについて，演習により比べることができた。言語的・非言語的コミュニケーションを活用の学びについても表現できていれば「A」とした。コミュニケーションの意義・役割についての理解も深められた。	
	（技能） ・様々な形の言語的コミュニケーションや非言語的コミュニケーション及びコミュニケーションの基礎的な技法を適切に活用している。	A　３４．６％ （　２７　人） B　５２．０％ （　５１　人） C　０．０％ （　０　人）	・コミュニケーションの基本的技法について，特に非言語的コミュニケーションの演習により技法を意識することで，活用できた生徒が多かった。実際に気づきとして文章でまとめさせると，上手く表現できない生徒も多く「B」評価も多かった。	
	（知識・理解） ・コミュニケーションの技術，コミュニケーションの役割及び構成要素等の基礎的な技法・知識を身につけ，コミュニケーションの基礎について理解している。	A　８９．７　％ （　７０　人） B　１０．０％ （　８　人） C　０．０％ （　０人）	・コミュニケーションの基礎的要素やコミュニケーションに必要な技法，コミュニケーションの構成要素について内容をまとめさせた。質問しながら，参考になる情報を多く与えることで「A」評価が多かった。	

社会福祉基礎　事例
単元名　（３）　社会福祉思想の流れと福祉社会への展望
イ　日本における社会福祉

（１）単元の目標

日本の社会福祉思想の流れを取り扱い，どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか，わが国の社会福祉思想の歴史的な展開を理解させる。

（２）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・日本における社会福祉について関心をもち，社会福祉の歴史的な展開について意欲的に追求する態度を身に付けている。	・日本における社会福祉の歴史的な展開について，基礎的な知識と技術を基に，その過程や結果を考察し，適切に表現する能力を身に付けている。	・日本における社会福祉に関する資料や情報を収集・選択して活用し，適切にまとめる技術を身に付けている。	・日本における社会福祉に関する基礎的な知識を身に付け，各時代が担った役割や意義について理解している。

（３）指導と評価の計画（９時間）

次　程	内　　容	時　間
第一次	近代社会福祉の誕生・先覚者の活躍	２時間
第二次	「地域福祉」の始まり	１時間
第三次	社会事業への着手（第２次世界大戦前）	１時間
第四次	戦後の混乱期から福祉三法体制の確立へ	１時間
第五次	高度経済成長と社会福祉六法	１時間
第六次	福祉改革とゴールドプラン	１時間
第七次	少子化への対応・次世代の育成支援に向かって	１時間
第八次	障害者福祉の新しい展開	１時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（2時間）						
	近代社会福祉の誕生・先覚者の活躍 【ねらい】恤救規則や近代社会福祉における先覚者たちの取組を理解するとともに，それぞれが担った役割と意義を考察する。					
	■わが国初の公的扶助事業である恤救規則の主な内容を理解するとともに，意義と課題について理解を深める。		●			・恤救規則の概要の理解を通して，意義と課題について考察している。 ［ペーパーテスト1］
	■明治から大正時代に活躍した社会福祉の先覚者たちの業績について理解を深める。				●	・社会福祉の先駆者たちの業績について基礎的な知識を身に付け，理解している。 ［ペーパーテスト1］
	■ＴＶ番組を通して，石井亮一・筆子の業績や社会福祉における意義について学んだことをワークシートにまとめる。			●		・石井亮一・筆子の業績やわが国の社会福祉に与えた影響について探究し，適切にまとめている。 ［ワークシート１］
第二次（1時間）						
	「地域福祉」の始まり 【ねらい】方面委員制度，セツルメント活動といった地域福祉の萌芽期の取組を理解するとともに，現代の地域福祉に及ぼしている影響について考察する。					
	■方面委員の役割及びセツルメント活動の内容について理解を深める。				●	・当時の社会状況，方面委員の役割，セツルメント活動の内容について理解している。 ［ペーパーテスト2］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第二次（１時間）	■方面委員制度やセツルメント活動について，地域福祉という視点でグループ討論し，自分の考えをワークシートにまとめる。		●			・方面委員制度及びセツルメント活動が地域福祉の先駆けであることについて，討論を通して思考を深め，適切にまとめている。 ［ワークシート２］
第三次（１時間）	社会事業への着手（第二次世界大戦前） 【ねらい】社会事業という概念のもと，大正から昭和（戦前）期にかけて実施された政府による取組を理解するとともに，果たした役割について考察する。					
	■資料を通して，救護法制定に至った社会的な背景及び救護法の特徴をワークシートにまとめる。			●		・救護法制定に至るまでの国民の生活状況，恤救規則と比較した救護法の特徴について適切にまとめている。 ［ワークシート３］
	■第一次世界大戦後から昭和初期に制定された，社会保障制度に関する法律及び救護法の内容について理解を深める。				●	・母子保護法，軍事扶助法，社会事業法，厚生年金保険法及び救護法について基礎的な知識を身に付けている。 ［ペーパーテスト3］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第四次（1時間）	戦後の混乱期から福祉三法体制の確立へ 【ねらい】戦後の混乱期において，日本国憲法の趣旨に沿って制定された生活保護法や福祉三法体制の成立過程，福祉元年の施策を理解する。					
	■第二次世界大戦後から昭和30年頃までの，わが国における国民の生活状況に関心をもつとともに，グループで討論し，自分の意見をワークシートにまとめる。	●				・戦後の生活困窮者，傷痍軍人，浮浪児などの問題について関心をもち，適切にまとめている。 ［ワークシート４］
	■終戦の翌年に成立した生活保護法（旧法），日本国憲法第25条の生存権を具体化すべく改正された生活保護法（新法），身体障害者福祉法，児童福祉法の内容及び意義について理解を深める。				●	・戦後初期の社会福祉制度として成立した，生活保護法，身体障害者福祉法，児童福祉法の成立過程及び内容について基礎的な知識を身に付け，その意義について理解している。 ［ペーパーテスト4］
第五次（1時間）	高度経済成長と社会福祉六法 【ねらい】高度経済成長期における国民皆保険・皆年金体制の実現，社会福祉六法体制の成立過程について理解し，オイルショックを契機にどのような社会福祉改革が目指されたかを考察する。					
	■資料を通して，高度経済成長期の国民の生活の状況と課題について学んだことをワークシートにまとめる。			●		・高度経済成長期の国民の生活状況及び産業構造の変化などがもたらした国民生活への影響について適切にまとめている。 ［ワークシート５①］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第五次（1時間）	■国民皆保険・皆年金体制及び社会福祉六法体制の成立過程とその内容，また，「福祉元年」における社会福祉関係の施策について理解を深める。				●	・国民皆保険・皆年金体制及び社会福祉六法に関する基礎的な知識を身に付け，高度経済成長期の社会福祉施策及び1973年の福祉元年における社会福祉関係の施策について理解している。 ［ペーパーテスト5］
	■知的障害者・高齢者・母子家庭について，当時のわが国において求められていた支援内容を考察し，グループでの討論を通して，自分の考えをワークシートにまとめる。		●			・生活保護法だけでは対応できない様々な生活上のニーズについて考察し，適切にまとめている。 ［ワークシート５②］
第六次（1時間）	福祉改革とゴールドプラン 【ねらい】21世紀に向けた保健福祉政策について理解し，社会福祉法の成立によって，わが国が目指している社会福祉の在り方を考察する。					
	■21世紀に向けた社会保障や社会福祉の改革の方向性とわが国が目指す高齢者福祉の在り方について理解を深める。				●	・21世紀に向けた社会保障や福祉の改革について基礎的な知識を身に付け，わが国が目指す高齢者福祉の在り方について理解している。 ［ペーパーテスト6］
	■介護保険制度及び障害者自立支援制度の導入，社会福祉法成立などの社会福祉制度改革によって，福祉サービスの在り方が転換した意義をグループで討論し，自分の考えをワークシートにまとめる。		●			・福祉サービスが自己選択，自己決定に基づく契約方式に転換したことの意義について，討論を通して考察を深め，適切にまとめている。 ［ワークシート６］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第七次（1時間）	少子化への対応・次世代の育成支援に向かって 【ねらい】少子化が社会に及ぼす影響を理解するとともに，少子化に対応するための各種プランやビジョン，法律の制定を通して，わが国が目指している社会の在り方を考察する。					
	■わが国における少子化の現状を理解し，少子化の進行による社会への影響，少子化対策の様々な取組についてグループで討論し，自分の意見をワークシートにまとめる。 ■わが国における少子化対策の取組の意義及び対策の概要について理解を深める。	●				・労働人口の減少や社会保障制度における負担の増大などの少子化の影響及び多岐にわたる少子化対策について，討論を通して考察を深め，適切にまとめている。 ［ワークシート７］ ・わが国における少子化対策の概要に関する基礎的な知識を身に付け，その意義について理解している。 ［ペーパーテスト7］
第八次（1時間）	障害者福祉の新しい展開 【ねらい】国際障害者年を契機に広がりをみせた障害者福祉の取組について，わが国の具体的な実践について理解するとともに，今後，必要とされている施策について考察する。					
	■「４つのバリア」に関する考察を通し，国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」について関心をもつとともに，自分の意見をワークシートにまとめる。	●				・「完全参加と平等」の実現のために取り組むべき内容について具体的にまとめている。 ［ワークシート８①］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第八次（1時間）	■国際障害者年以降の国際的な障害者施策及びわが国における障害者施策の概要について理解を深める。 ■資料を通して，「障害者の権利に関する条約」の概要を理解し，わが国が求められている障害者施策について，自分の考えをワークシートにまとめる。		●		●	・国際的な障害者施策及びわが国における障害者施策について理解している。 ［ペーパーテスト8］ ・「障害者の権利に関する条約」締結に伴い，様々な分野における障害者の権利実現のための取組が求められていることを適切にまとめている。 ［ワークシート８②］

（４）観点別評価資料

参考資料１

板書計画１

第２章　日本における社会福祉

第１節　近代社会福祉の誕生・先覚者の活躍

1　日本における近代社会福祉の誕生

明治から大正･･･慈善事業，隣保相扶

1874 年　恤救規則

わが国初の公的扶助事業

基本･･･血縁や地縁による扶養が優先

救済･･･誰の助けもない貧困者

制限扶助主義：対象となる人が限られ，救済者数は少なかった

慈恵的：国の救済責任は認めていない

1872 年　養育院　渋沢栄一

2　社会福祉の先駆者たちの活躍

先駆者たちの活躍をスライド資料で紹介

1887 年　石井十次

岡山孤児院［岡山県］－児童養護施設の前身

1891 年　石井亮一

孤女学院（滝乃川学園）［東京都］－日本初の知的障害児施設

1902 年　岩田民次郎

大阪養老院［大阪府］

1942 年　高木憲次

整肢療護園［東京都］－日本初の身体障害児入所施設

ワークシート１

ＤＶＤを視聴し，石井亮一・筆子の知的障害児教育についての考えをまとめよう。

【技能】

「Ａ」「Ｂ」と判断される状況	「Ｃ」と判断される状況と指導の手立て
・ＤＶＤを視聴し，石井亮一・筆子の生きた時代背景を踏まえ，知的障害児の教育の可能性に関して書けていれば「Ｂ」。 ・「Ｂ」に加え，その具体的内容についても書けていれば「Ａ」。	・知的障害児教育の可能性について書けていない。 （指導の手立て） ・石井亮一・筆子が行った業績について助言する。

参考資料２

板書計画２

第２節　「地域福祉」の始まり

１　「地域福祉」

「地域住民や行政などがお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むこと」

【はじまり】　親族・家族の相互扶助　農村（漁村）共同体の地域隣保活動

２　方面委員制度

1917 年　済世顧問制度[岡山県]

1918 年　方面委員制度[大阪府]

↓

民生委員・児童委員制度（第二次世界大戦後）

３　方面委員活動と地域福祉

【方面委員】

小学校区域　その地域の者

名誉職(無報酬)･･･ボランティア活動

【方面委員の役割】

・担当区内における居住者の生活状態を調査

・扶助を要するものの救護

・自立更生を図るための指導

４　セツルメント活動とその他の活動

セツルメント活動（隣保事業）

1891（明治 24）年：宣教師アリス・ペティ・アダムス

岡山博愛会（岡山市花畑）

1897（明治 30）年：片山潜　キングスレー館（東京神田）

済世顧問制度及び方面委員制度をスライド資料で紹介

セツルメント活動をスライド資料で紹介

ワークシート２

「方面委員制度」及び「セツルメント活動」が地域福祉の先駆けといわれる理由を，グループで意見を出し合ってまとめよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・これらの活動が，地域に密着し，地域住民が主体になって取り組んでいる点について書けていれば「B」。	・地域福祉の観点で適切に説明できていない。 （指導の手立て） ・地域福祉とは何かについて確認し，「方面委員制度」，「セツルメント活動」の内容をまとめるよう助言する。
・「B」に加え，地域福祉の課題を解決し，地域をよくするための活動であることが考察できていれば「A」。	

参考資料３

板書計画３

第３節　社会事業への着手（第二次世界大戦前）

１　社会問題への対応と社会事業

1918 年　米騒動
1919 年　内務省社会課･･･社会問題に対応
1922 年　健康保険法･･･工場や鉱山，交通業などの事業所で働く従業員本人

２　消費生活協同組合の発足

1922 年　神戸購買組合　賀川豊彦
　　消費者の共同購入　生活困窮者の支援

３　昭和恐慌

1929 年　世界大恐慌の影響　昭和恐慌

４　救護法の制定などの立法化

救護法
1929 年制定→1932 年実施　（恤救規則の廃止）
　生活保護制度の先駆け
　国の救済責任を明確
　労働能力のある貧困者は対象外：扶養義務優先
　救護機関，救護施設，救護費，扶助の種類を明記
　　養老院（老人ホーム）に補助金
　方面委員を救護補助機関として任命
1937 年　母子保護法・軍事扶助法
1938 年　社会事業法・厚生省設置･･･内務省から分離
1944 年　厚生年金保険法（前身は労働者年金：1941 年）

救護法では十分でなく、第2次世界大戦が開始すると母子保護法，軍事扶助法，医療保護法，戦時災害保護法など救護法を補充する立法が行われた

ワークシート３

「救護法」制定に至った社会的背景及び「恤救規則」と比較した「救護法」の特徴についてまとめよう。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・第一次世界大戦後の好景気から一転して慢性的な不況から恐慌を迎え，失業者の増加や貧困者の増大が社会問題になり，「救護法」の制定に至り，国の救済責任，救護内容・方法・機関などが示されたされたことについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，わかりやすく整理できていれば「A」。	・「救護法」制定の社会的背景や「恤救規則」との相違についてまとめていない。 （指導の手立て） ・教科書とノートを確認した上で，再度まとめを書くよう助言する。

参考資料４

板書計画４

第４節　戦後の混乱期から福祉三法体制の確立へ

１　戦後の混乱，生活苦と食料危機など

1945 年８月　第二次世界大戦終結
国民生活は危機的状況
傷痍軍人，失業者，浮浪児などの問題

２　生活保護法の制定

ＧＨＱによる日本の民主化
【３原則】
①　生活困窮者の救済は国家責任で実施
②　国家による救済は無差別平等
③　必要な保護救済の費用は制限してはならない

1946 年（旧）生活保護法･･･国家責任を明確にした本格的な公的扶助
・勤労意思のない者や素行不良者等は除かれた（欠格事項）
・保護請求権や不服申立権は否定

1950 年（新）生活保護法･･･日本国憲法第 25 条（生存権規定）をふまえた改正
無差別平等･･･欠格事項廃止
保護請求権・不服申立権

３　福祉三法体制の確立

1946 年　生活保護法･･･生活困窮者への対応
1947 年　児童福祉法･･･戦災孤児や浮浪児への対応
1949 年　身体障害者福祉法･･･傷痍軍人等への対応
1951 年　社会福祉事業法

「社会福祉三法」

ワークシート４

第二次世界大戦後から昭和 30 年ごろまでの国民の生活状況について，グループで意見を出し合い，まとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・戦後のわが国は，失業や食糧難などの悲惨な状況にあり，浮浪児，傷痍軍人や戦災障害者の増加なども課題となっていたことに関する内容が概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，他の生活状況について気付いたことが書けていれば「A」。	・戦後の国民の生活状況についての記述が不十分である。 （指導の手立て） ・他のグループの発表内容を参考にし，文献などで調べるよう助言する。

参考資料５―１

板書計画５

第５節　高度経済成長時代と社会福祉六法

1　社会福祉の新たな展開

1960 年代高度経済成長⟶「ひずみ」の是正　産業構造の変化
・都市への人口流出　・過疎化・過密化　・核家族化の進行
・地域社会の変容

1958 年　国民健康保険法改正（全国民加入）

1959 年　国民年金法　　1961 年　国民皆年金・皆保険

2　社会福祉六法体制の確立

1960 年　知的障害者福祉法
1963 年　老人福祉法
1964 年　母子（及び父子並びに寡婦）福祉法

「社会福祉三法」と合わせて「社会福祉六法」

3「福祉元年」1973 年

・老人医療費支給制度･･･70 歳以上の高齢者の医療の無料化
・高額療養費制度･･･自己負担限度額を超えた医療費の払い戻し
・年金の賃金・物価スライド制･･･年金の引き上げ
⟶オイルショック⟶不況⟶「日本型福祉」

ワークシート５

①　高度経済成長期の国民の生活課題についてまとめよう。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・高度経済成長により国民の生活が豊かになったこと，また，都市への人口流出による過疎・過密化，核家族化の進行等について，書けていれば「B」。 ・「B」に加え，多面的に当時の生活課題などについて書けていれば「A」。	・高度経済成長期の課題について書けていない。 （指導の手立て） ・教科書とノートの記述を参考に，どの部分が該当するか考えさせる。

②　知的障害者・高齢者・母子家庭について，当時のわが国ではどのような支援が求められていたか，グループで考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・それぞれの対象者について，金銭的な援助以外の必要なサービスの必要性を考察し，書くことができていれば「B」。 ・「B」に加え，多面的に考察し適切な複数のサービスについて書くことができていれば「A」。	・金銭的サービス以外の支援について書けていない。 （指導の手立て） ・それぞれについて，どのような生活上の課題があるかを助言する。

参考資料５－２

スライド資料

戦前は，民法の家父長制の下，高齢になった親は子どもが面倒をみていた。

戦後になると，核家族化の進行によって家族扶養が困難になり，「生活保護法」により対応していた。

生活保護法だけでは，高齢者のニーズに対応できなくなっていた。

児童福祉法により，知的障害児は公的な施設に入所できるようになっていたが，１８歳以上の知的障害者に対して，「生活保護法」による対応だけで十分とは言えない状況であった。

生活保護法のみで，知的障害者の福祉を期すことは難しい状況であった。

戦争により生じた母子家庭問題は，「生活保護法」により対応していたが，子どもの養育と就労の問題を抱えた母子家庭の生活の困難さは厳しいものがあった。

生活保護法のみで，母子の福祉を期すことは難しい状況であった。

参考資料６

板書計画６

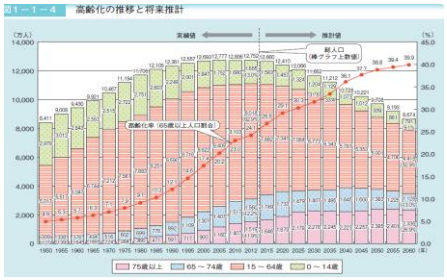

第６節　福祉改革とゴールドプラン

1　ゴールドプランと福祉関係八法改正

1985 年　高齢化率が 10%を超える

1989 年　消費税制度→高齢者福祉の充実

「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」

・在宅福祉サービスの推進　・寝たきり老人ゼロ作戦

1990 年「福祉関係八法改正」

・福祉サービスを市町村に一元化

・在宅福祉サービスの積極的推進

・「老人保健福祉計画」の策定（市町村・都道府県）

「老人保健福祉計画」をとりまとめた結果，サービス量の不足が明らかになり，見直されて新ゴールドプランが策定された。

2　ゴールドプランと福祉関係八法改正

1994 年「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」

1995 年「高齢社会対策基本法」

3　21 世紀の保健福祉を準備する様々な制度改革

・「21 世紀福祉ビジョン」（1994 年）

・「社会保障構造改革」

介護保険創設，医療保険改正，医療・年金の改革

・「社会福祉基礎構造改革」

社会福祉事業，社会福祉法人，福祉事務所などの見直し

21 世紀福祉ビジョン

21 世紀の少子・高齢社会に向け，社会保障の全体像や各種施設の基本的方向，財源などについて，中長期的な方向性を示した。介護保険創設も含まれている。

1999 年「ゴールドプラン２１」

2000 年「社会福祉法」「介護保険制度」「成年後見制度」

ワークシート６

わが国の社会福祉制度の利用のあり方が，「措置方式」から「契約方式」へと改革されたが，その意義についてグループで意見を出し合い，まとめよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・利用者の選択に基づく制度利用であることの意味について具体的に書けていれば「B」。	・契約方式の意義について書けていない。 （指導の手立て） ・契約方式の意味について確認し，他のグループの発表内容を参考にするよう助言する。
・「B」に加え，サービスの質の向上につながったことなどについて考察を深めていれば「A」。	

参考資料７－１

板書計画７

第７節　少子化への対応・次世代の育成支援に向かって

1　1.57 ショック

1989 年　合計特殊出生率が 1.57 に　　少子化傾向　人口減少

2　エンゼルプランから新エンゼルプランへ

1994 年「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）

低年齢保育サービス

1999 年「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）･･･保育サービス，母子保健，教育，雇用

3　次世代育成支援対策推進法の制定と実施

2003 年「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」

・すべての市町村・都道府県に「次世代育成支援行動計画」策定の義務

・一定以上規模の事業主に職場における両立支援の取組

4　「子ども・子育て応援プラン」

・保育所の入所希望待機児童対策

5　「子ども・子育てビジョン」

【４本柱】

①　子どもの育ちを支え，若者が安心して成長できる社会へ

②　妊娠，出産，子育ての希望が実現できる社会へ

③　多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

④　男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

（ワーク・ライフ・バランスの実現）

ワークシート

少子化が社会に及ぼす影響とその対策ついてグループで意見を出し合い，まとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・影響として労働人口の減少，社会保障制度における負担の増大など，対策として保育や子育て支援について書けていれば「B」。 ・「B」に加え，自分たちなりに気付いた適切な意見が書けていれば「A」。	・少子化の影響についての記述が不十分である。 （指導の手立て） ・人口構成の推移など，教科書の記述内容を確認したうえで，他のグループの発表内容を参考にするよう助言する。

参考資料７－２

スライド資料

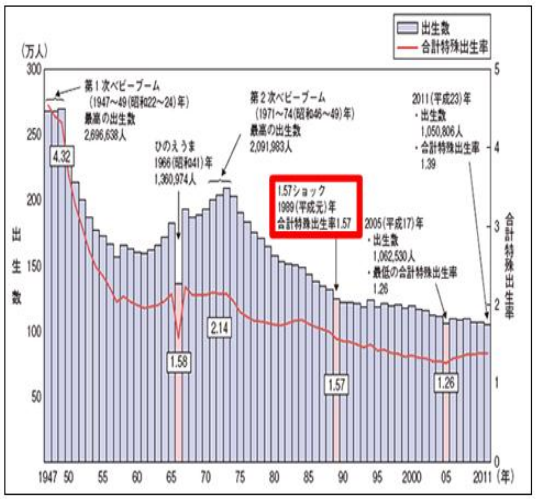

「少子化社会対策基本法」

３つの視点

Ⅰ　自立への希望と力（若者の自立が難しくなっている状況を変えていく）
Ⅱ　不安と障壁の除去（子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく）
Ⅲ　子育ての新たな支え合いと連帯 ―家族のきずなと地域のきずな―

【生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。
子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。】

４つの重点課題

Ⅰ　若者の自立とたくましい子どもの育ち
・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供
Ⅱ　仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
・企業の行動計画の策定、目標達成の取組
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援
Ⅲ　生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める
Ⅳ　子育ての新たな支え合いと連帯
・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

「次世代育成支援対策推進法」

次世代育成支援対策推進法（2003年7月成立）

※2015年3月31までの時限立法

【目的】

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成

【関係者の責務】

国・地方公共団体：次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進
事業主：労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるように必要な雇用環境の形成
国民：次世代育成支援対策の重要性に関心と理解、対策への協力

「子ども・子育て応援プラン」

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	○若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用 ○全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及 ○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供 ○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進
子育ての新たな支え合いと連帯	○地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現） ○待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童が多い95市町村における重点的な整備） ○児童虐待防止ネットワークの設置 ○子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）

参考資料８

板書計画８

第８節　障害者福祉の新しい展開

1　国際障害者年

1981 年「国際障害者年」『完全参加と平等』
1982 年「障害者に関する世界行動計画」
1983～1992 年「国際障害者の十年」
　　各国の障害者福祉の推進を提唱
1993～2002 年「アジア太平洋障害者の十年」
　　国際障害者年の理念をアジア太平洋地域でさらに具体化

2　障害者基本法と障害者基本計画

1993 年「障害者基本法」改正
1995 年「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略」
2013 年「第３次障害者基本計画」（2013～2017）
　・地域社会における共生など
　・差別の禁止・国際的協調

この条約は憲法と法律の間に位置づけられており，条約に反する国内法を作ることはできない。

3　障害者の権利に関する条約

2006 年「障害者の権利に関する条約」第 61 回国連総会で採択
　　障害者の権利実現のための措置

ワークシート８

①　「４つのバリア」について，身の回りで行われている取組をまとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・自分たちの身の回りの環境，制度，啓発や交流などから，適切な内容を書けていれば「B」。	・４つのバリアに関する内容が書けていない。 （指導の手立て） ・４つのバリアの意味を確認し，具体的に考えるよう助言する。
・「B」に加え，さらに多面的に自分なりの意見が書けていれば「A」。	

②　今後，わが国が取り組むべき障害者施策の内容について考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・障害者向けサービスの充実，バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について適切に書けていれば「B」。	・今後，必要とされる障害者施策について書けていない。 （指導の手立て） ・障害のある人にとって不便なことについて考えさせ，それを解決する方法について書くよう助言する。
・「B」に加え，他の内容についても積極的に考えを深めていれば「A」。	

参考資料９－１

ペーパーテスト

1　日本における近代福祉の誕生に関する次の文章を読み，問１・問２に答えよ。
明治政府は，社会秩序の安定を図るため，警察制度の整備とともに，貧困者層への対応を行い，1874 年の太政官布告として恤救規則を提示した。
明治から大正時代には，民間の先覚者たちによって，こんにちの社会福祉実践の先駆的な取組が開始された。
1887 年，（　①　）は岡山県に岡山孤児院を創設した。この施設は両親によって育児放棄されたり，困難な状況に置かれた子どもたちを入所させて援助するところであった。1891 年，（　②　）は東京に孤女学園（滝乃川学園）を設立し，知的障害のある子どもたちを入所・援助するわが国最初の知的障害児施設を開始した。またこの頃には，民間の　篤志家による老人ホームが大都市を中心に開設され，1902 年，（　③　）が大阪養老院を開設した。また，整形外科医の（　④　）は 1942 年，肢体不自由の子どもたちの治療と教育を行う整枝療護園を東京に開設した。

問１　下線部「恤救規則」では，病弱や孤独・労働による収入のない人々に対して救済を行うことが定められたが，十分な救済はできなかったと考えられる。その理由を説明せよ。【知識・理解】

問２　①～④に該当する人物名を書け。【知識・理解】

2　日本における「地域福祉」の始まりに関する次の文章を読み，問１・問２に答えよ。
1917 年５月に岡山県に設置された済世顧問制度と，翌年 10 月，（　①　）（都道府県名）において発足した方面委員制度は，地域の公共的な助け合い制度として，戦後は（　②　）委員制度・（　③　）委員制度に移行した。また，宗教・社会事業家・学生などが都市に施設を設け，生活を共にしながら住民の生活向上を助ける，（　④　）活動が始まったのもこの頃である。宣教師Ａ．Ｐ．アダムズの岡山博愛会（1891 年）や（　⑤　）氏による東京のキングスレー館（1897 年）がその草分けとされている。

問１　①～⑤に該当する語句を書け。【知識・理解】

問２　傍線部「方面委員制度」について，方面委員の役割を説明せよ。【知識・理解】

3　大正から昭和の社会福祉に関する次の文章を読み，問１・問２に答えよ。
第一次世界大戦後のわが国は比較的に安定した社会であったが，1918 年の米騒動のように国民生活の困難も生じ，アメリカから始まった世界大恐慌は日本にも経済恐慌をもたらした。このころから慈善事業に代わり「（　①　）事業」という言葉が使われはじめた。こうした社会情勢に対応すべく，1929 年に「救護法」が制定された。
1938 年には「（　②　）法」が制定され，こんにちの社会福祉施設や社会福祉事業の初期の姿が形成された。また，所得の少ない母子世帯の生活困難を救済するために 1937 年に「（　③　）法」が制定された。同じ 1937 年に，死傷した兵士や遺族を救済するための「（　④　）法」が制定された。1941 年に「労働者年金保険法」が制定され，その後は内容も充実し，1944 年に「（　⑤　）法」に名称変更された。

参考資料９－２

ペーパーテスト

問１　①～⑤に該当する語句を書け。【知識・理解】
問２　下線部「救護法」に関する次の（１）～（５）のうち，正しいものを２つ選び，記号で答えよ。【知識・理解】
（１）国の国民に対する救済義務は認めていなかった。
（２）保護請求権は認められていなかった。
（３）65 歳以上の高齢者などの生活困窮者への援助などが行われた。
（４）扶助の種類は生活扶助のみであった。
（５）老人ホームの原型である養老院に補助金が支出された。

4　戦後の混乱期から福祉三法体制の確立に関する次の文章を読み，問１～問３に答えよ。

1945 年第二次世界大戦は終結したが，戦争のもたらした惨禍は著しく，国民生活は危機に陥った。このような中，1946 年２月にＧＨＱは社会救済に関する覚え書き（ＳＣＡＰＩＮ７７５）を示した。これを受けて，1946 年９月に「生活保護法（旧法）」が制定された。1947 年には「（　①　）法」，1949 年には「（　②　）法」が制定され，福祉三法体制が確立した。

「生活保護法（旧法）」は，日本国憲法第２５条の趣旨を踏まえ，1950 年に全面的に改正された。1951 年には「（　③　）法」が制定され，社会福祉の行政機関として（　④　）が，民間の社会福祉施設などの経営主体として（　⑤　）などが位置づけられた。

問１　①～⑤に該当する語句を書け。【知識・理解】
問２　破線部「日本国憲法第２５条」に規定する最低限度の生活の権利の名称を書け。【知識・理解】
問３　下線部「生活保護法」に関する次の（１）～（５）のうち，正しいものを２つ選び，記号で答えよ。【知識・理解】
（１）生活保護法（旧法）には欠格事項があり，素行不良者は除かれていた。
（２）生活保護法（旧法）において，保護請求権は認められていた。
（３）生活保護法（旧法）では，扶助の種類は３種類であった。
（４）1950 年の改正においても，不服申立権は認められなかった。
（５）1950 年の改正により，はじめて保護の四原則・四原理が確立された。

5　高度経済成長期の社会福祉に関する次の文章を読み，問１～問３に答えよ。

わが国の経済は，1960 年代に高度経済成長を遂げた。1958 年には「（　①　）法」が全面的に改正され，1959 年には「（　②　）法」が制定され，1961 年には，いわゆる「国民皆保険・皆年金」体制が実現することになった。社会福祉関連法については，1960 年に「（　③　）法」，1963 年に「（　④　）法」1964 年に「（　⑤　）法」が制定され，社会福祉三法にこれらを加えて社会福祉六法と呼ばれるようになった。1973 年は，社会福祉関係の様々な施策が充実し，年度当初に「福祉元年」と呼ばれた。

問１　①～⑤に該当する語句を書け。【知識・理解】

参考資料９－３

ペーパーテスト

問２　下線部「福祉元年」に関する出来事として適切なものを，次の（１）～（６）から選び，記号で答えよ。【知識・理解】

（１）基礎年金制度の創設
（２）年金の物価・賃金スライド制開始
（３）社会保障制度審議会の設置
（４）高額療養費制度創設
（５）老人医療費支給制度発足
（６）老人保健法制定

問３　高度経済成長期には，社会福祉に関する新たな法律が制定されたが，その社会的背景を説明せよ。【知識・理解】

6　ゴールドプランと福祉関係八法改正に関する次の文章を読み，問１～問４に答えよ。

1985 年に高齢化率は 10%をこえ，高齢社会をめぐる課題が注目されるようになり，1989 年 12 月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」，1994 年に「新ゴールドプラン，1999 年に「ゴールドプラン 21」が策定された。また，1990 年には「福祉関係八法改正」が行われ，新たに市町村や都道府県に「（　①　）」の作成が義務づけられた。1995 年には「（　②　）法」が制定され，国及び地方自治体を軸として，高齢社会対策の明確化が図られた。1994 年には，21 世紀の日本が，介護や社会福祉を重視するよう示した報告である「（　③　）」が打ち出された。高齢者介護の充実をめざして 1997 年 12 月に成立した「（　④　）法」が 2000 年にスタートした。また，2000 年には「（　⑤　）法」が成立し，社会福祉制度の利用の在り方が抜本的に見直された。このように，利用者本位の社会福祉サービスを実現する取組は「（　⑥　）改革」と言われる。

問１　①～⑥に該当する語句を書け。【知識・理解】
問２　下線部「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」において，重点的に取り組まれた対策のうち２つを書け。【知識・理解】
問３　破線部「ゴールドプラン 21」の基本的な目標のうち「利用者から信頼される介護サービスの確立」以外の３つについて，（A）～（C）に適切な語句を書け。【知識・理解】

○　（　A　）ある高齢者像の構築
○　高齢者の尊厳の確保と（　B　）支援
○　支え合う（　C　）の形成

問４　波線部「福祉関係八法改正」の主な目的について，次の語句を使って説明せよ。【知識・理解】［市町村］

7　わが国の少子化対策に関する次の問１・問２に答えよ。

問１　今後，わが国において，出生率が低い状態が続くことで，どのようなことが懸念されているか，書け。【知識・理解】

参考資料９－４

ペーパーテスト

問２　わが国の少子化対策として適切なものを，次の（１）～（５）から２つ選び，記号で答えよ。【知識・理解】

（１）1994 年に発表された「今後の子育てのための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）では，保育サービスについては除かれ，雇用及び教育対策が中心に行われた。

（２）通常，人口が一定に保たれるための合計特殊出生率は，1.5 程度である。

（３）2004 年に発表された「子ども・子育て応援プラン」では，保育所の入所希望待機児童対策が進められた。

（４）わが国には，「子ども手当」の制度はなく，早急な導入が求められている。

（５）2010 年に発表された「子ども・子育てビジョン」では，ワーク・ライフ・バランスの実現が柱の１つになっている。

8　障害者福祉の展開に関する次の問１・問２に答えよ。

問１　1981 年の国際障害者年のテーマを書け。【知識・理解】

問２　国際的な障害者福祉の流れ及びわが国の障害者福祉施策について，次の（１）～（６）に該当する語句を語群より選び，記号で答えよ。【知識・理解】

①　1982 年･･･国連総会で（１）を採択，わが国は（２）を策定

②　1983～1992 年･･･（３）

③　1993～2002 年･･･（４）

④　1995 年･･･わが国において（５）を策定

⑤　2006 年･･･国連総会で（６）を採択

語群

A　アジア太平洋障害者の十年	B　障害者に関する世界行動計画
C　障害者の権利に関する条約	D　国連障害者の十年
E　障害者対策に関する長期計画	
F　障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略	

（5）学習の実現状況

（3）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望　イ　日本における社会福祉

			関心意欲態度								思考判断表現										技能								知識理解																	
			ワークシート4		ワークシート7		ワークシート8①		平均値	総括	ワークシート2		ワークシート5②		ワークシート6		ワークシート8②		平均値	総括	ワークシート1		ワークシート3		ワークシート5①		平均値	総括	ペーパーテスト①		ペーパーテスト②		ペーパーテスト③		ペーパーテスト④		ペーパーテスト⑤		ペーパーテスト⑥		ペーパーテスト⑦		ペーパーテスト⑧		平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123		
	1		B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	2.3	B(2)	B	2	A	3	A	3	2.7	A(3)	A	3	C	1	C	1	B	2	B	2	B	2	B	2	A	3	2.0	B(2)
	2		A	3	A	3	A	3	3.0	A(3)	B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)	C	1	B	2	A	3	2.0	B(2)	B	2	C	1	B	2	B	2	B	2	B	2	C	1	B	2	1.8	B(2)
	3		A	3	A	3	A	3	3.0	A(3)	B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)	A	3	B	2	A	3	2.7	A(3)	A	3	A	3	B	2	B	2	A	3	A	3	A	3	B	2	2.6	A(3)
	4		B	2	A	3	A	3	2.7	A(3)	B	2	A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	A	3	B	2	A	3	2.7	A(3)	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)
	5		B	2	A	3	B	2	2.3	B(2)	A	3	A	3	A	3	A	3	3.0	A(3)	B	2	B	2	C	1	1.7	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	A	3	A	3	A	3	2.5	A(3)
			B	[illegible]	[illegible]	2	[illegible]	3	[illegible]	[illegible]	B	[illegible]	A	[illegible]	[illegible]	2	[illegible]	2	[illegible]	[illegible]	A	[illegible]	B	[illegible]	[illegible]	2	[illegible]	B(2)	[illegible]	[illegible]	B	[illegible]	B	[illegible]	[illegible]	3	[illegible]	2	[illegible]	[illegible]	B	[illegible]	B	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	9		[illegible]	1	B	[illegible]	B	[illegible]	1.7	[illegible]	[illegible]	2	[illegible]	2	C	[illegible]	B	[illegible]	1.8	[illegible]	[illegible]	2	[illegible]	2	B	[illegible]	2.0	[illegible]	B	2	[illegible]	1	[illegible]	2	C	[illegible]	C	[illegible]	B	2	[illegible]	1	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]
	10		A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	B	2	A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)	A	3	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	C	1	B	2	2.1	B(2)
	11		B	2	B	2	B	2	2.0	B(2)	B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)	B	2	A	3	A	3	2.7	A(3)	A	3	A	3	A	3	B	2	B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)
	12		B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)	B	2	A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	C	1	A	3	B	2	2.0	B(2)	A	3	B	2	A	3	A	3	A	3	B	2	C	1	B	2	2.4	B(2)
	13		B	2	B	2	B	2	2.0	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	2.3	B(2)	B	2	A	3	B	2	2.3	B(2)	A	3	B	2	A	3	A	3	A	3	B	2	C	1	A	3	2.5	A(3)
	14		C	1	B	2	B	2	1.7	B(2)	C	1	A	3	C	1	B	2	1.8	B(2)	C	1	A	3	A	3	2.3	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	A	3	B	2	B	2	A	3	2.4	B(2)
	15		C	1	B	2	B	2	1.7	B(2)	C	1	B	2	C	1	C	1	1.3	C(1)	B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)	A	3	B	2	C	1	C	1	C	1	A	3	C	1	B	2	1.8	B(2)
	16		A	3	B	2	A	3	2.7	A(3)	B	2	A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	C	1	C	1	B	2	1.3	C(1)	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	B	2	C	1	B	2	2.0	B(2)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎（２単位）　　学年：第２学年　　生徒数：16 人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
（３）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望 イ　日本における社会福祉	（関心・意欲・態度） ・日本における社会福祉に関心をもち，社会福祉の歴史的な展開について意欲的に追求する態度を身に付けている。	A　３１．３％（５人） B　６８．７％（１１人） C　０．０％（０人）	・第二次世界大戦後の国民の生活状況，少子化の影響，障害者福祉に関する課題について意欲的に取り組み、グループでの話し会い活動により関心を高めることができた。ワークシートに，自分の視点をもち，適切かつ具体的な意見が記述できた５名は関心・意欲が高く，態度が身に付いていると考えＡの評価とした。	・この単元では，わが国の社会構造の変容が社会福祉の進展に及ぼす影響について理解しているかを評価した。 ・日本の歴史的な展開について苦手意識をもつ生徒が多いため，その当時の国民の生活状況を丁寧に確認するよう留意した。 ・授業展開としては，基礎的な知識に関する板書内容をノートに書き写し，説明を聴くなどして理解したことをノートに補足し，その知識を基に課題に取り組み，発表などによって共有と振り返りを行った。 ・観点別評価に活用するため，課題に対して自由な意見をワークシートに書けるよう留意した。 ・グループワークは，全員が協力できるようにルールを徹底し，グループ全体の評価として扱った。 ・ペーパーテストでは知識・理解の評価が中心となるが，知識が正しく理解されているかを問う設問も作成した。今後はペーパーテストの構成について，４観点について評価できるよう検討する。
	（思考・判断・表現） ・日本における社会福祉の歴史的な展開について，基礎的な知識を基に考察し，その過程や結果を適切に表現する能力を身に付けている。	A　３１．３％（５人） B　６２．５％（１０人） C　６．２％（１人）	・地域福祉の始まり，社会福祉六法，社会福祉制度改革，介護保険制度と障害者福祉制度について考察し，グループでの意見交換に取り組み，思考を深めることができた。多面的な考えを適切な表現でワークシートに記述できた５名をＡの評価とした。Ｃの評価となった１名については，個別的に助言し，課題に取り組むことで補うことができた。	
	（技能） ・日本における社会福祉に関する資料や情報を収集・選択して活用し，的確にまとめる技術を身に付けている。	A　２５．０％（４人） B　６８．７％（１１人） C　６．２％（１人）	・社会福祉の先駆者の活躍，救護法の特徴高度経済成長期の国民の生活状況について，学んだ知識をもとにわかりやすくまとめることができた４名をＡの評価とした。Ｃの評価となった１名については，個別的に助言し，課題に取り組むことで補うことができた。	
	（知識・理解） ・日本における社会福祉に関する基礎的な知識を身に付け，各時代が担った役割や意義について理解している。	A　２５．０％（４人） B　６８．８％（１１人） C　６．２％（１人）	・ペーパーテストでは恤救規則，地域福祉のはじまり，救護法，社会事業，社会福祉三法，社会福祉六法と国民皆保険・皆年金，社会福祉の見直し期と改革期，介護保険制度と障害者自立支援制度について基本的な知識を身に付け，内容の理解ができているかを評価した。Ｃの評価となった１名については個別指導を行い，課題に取り組むことで補うことができた。	

社会福祉基礎　事例
単元名（３）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望
ウ　地域福祉の進展

（１）単元の目標

地域福祉の考え方や進展について，近年の社会福祉の動きや地域福祉に関する様々な社会資源等を取り扱い，地域福祉の意義や役割について理解させる。

（２）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・地域福祉の考え方や進展について関心をもち，地域福祉の意義や役割について探究しようとしている。	・地域福祉の意義や役割について思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	・地域福祉の進展に関する様々な資料や情報を収集し，適切に選択して活用している。	・地域福祉の進展に関する基礎的な知識を身に付け，地域福祉の意義や役割を理解している。

（３）指導と評価の計画（５時間）

次　程	内　　容	時　間
第一次	地域福祉活動とは（ボランティア・非営利民間福祉活動について）	１時間
第二次	福祉のまちづくりと地域社会の将来	１時間
第三次	社会連帯と福祉の推進・利用者支援と消費者保護	１時間
第四次	多様なニーズを抱える人々への支援	１時間
第五次	福祉・介護人材養成と日本における社会福祉の役割	１時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	地域福祉活動とは（ボランティア・非営利民間福祉活動について） 【ねらい】ボランティア活動や非営利民間福祉活動について学び，地域福祉活動とは何かについて理解を深める。					
	■参加したボランティア活動について振り返り，ワークに記入させる。それらをグループ内で話し合い，ボランティアとは何かについて気づかせる。	●				・ボランティアでの活動を振り返り，グループ内で話し合うことにより，ボランティアについて自分の言葉でまとめている。 ［ワークシート１］
	■非営利民間福祉活動について学ばせ，地域福祉活動とは何かについて理解させる。				●	・非営利民間福祉活動の意義・役割を理解し，地域福祉活動とは何かを理解している。 ［ワークシート２］ ［ペーパーテスト1］
第二次（1時間）	福祉のまちづくりと地域社会の将来 【ねらい】まちづくりを行っていく重要性を理解し，地域の一員として何が出来るかを考え，地域福祉の重要性を理解する。					
	■福祉のまちづくりとは何かを知り，地域の中でのまちづくりの重要性を理解させる。				●	・福祉のまちづくりとは何かを理解し，重要性について自分の言葉でまとめている。 ［ワークシート３］
	■福祉のまちづくりについて「関係性（人とのつながり）の豊かさ」を志向する価値観やライフスタイルの重要性を理解させ，地域の一員として，今の自分達に何が出来るかを考えさせる。			●		・社会・経済の発展により，地域での関係性は希薄になり，それに伴い問題点も増えてきたことを理解させる。地域の一員として何が出来るかを考え，まとめている。 ［ワークシート４］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第三次（1時間）	社会連帯と福祉の推進・利用者支援と消費者保護 【ねらい】現代社会の状況から自助・公助・共助について考え，利用者支援と消費者保護について学ぶ。					
	■希薄になった人間関係や現代社会の状況を考え，自助・公助・共助の意義や役割について理解させる。		●			・地域を含む現代社会の状況について自分たちで考え，自助・公助・共助の意義や役割，新しい社会連帯について考えている。 ［ワークシート５］
	■契約時代について考えさせ，利用者の権利と消費者保護について考えさせる。				●	・高齢者の消費者被害の状況から，利用者支援・サービス利用者の保護の重要性を理解している。 ［ペーパーテスト2］
第四次（1時間）	【ねらい】現代社会の中で多様なニーズを抱える人々について考え，共生社会を目指すための解決方法について学ぶ。					
	■生活問題を抱える人々について考えを深め，国や地方自治体の取り組み，自立支援のあり方について理解させ，共生社会とは何か考えさせる。	●				・生活問題を抱える人々，多様なニーズを抱える人々について考え，グループでどのような問題解決方法があるかをまとめている。 ［ワークシート６］
第五次（1時間）	福祉・介護人材養成と日本における社会福祉の役割 【ねらい】社会福祉・介護の仕事の重要性を理解し，社会福祉の未来について考えを深める。					
	■社会福祉の変動の中で，社会福祉・社会保障制度の充実にむけての取り組みを考えさせ，生活者として自分の関わり方について考えさせる。		●			・社会変動の中での社会福祉とその専門職について考え，自分のこととしての関わり方について考えられている。 ［ワークシート７］

参考資料１－１

ワークシート1

ボランティア活動とは何か？

グループで共有してみよう！

今まで参加したボランティア活動は？

活動理由は？

ボランティアの感想は？

グループメンバー内での共通点は何だろうか？　【関心・意欲・態度】

Volunteer（ボランティア）… ボランティアとは「自分の（　意思　）でする行為」

※単に報酬を求めないということではなく，問題を解決したい，何とか役に立ちたいという動機があれば，ボランティアの理念に合致している。

☆営利を目的としない活動を非営利活動と呼ぶ

Q 知っている非営利（利益目的ではない）活動は？

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・自分なりの言葉で参加したボランティアについてまとめられていたら「B」。	・未記入。 （指導の手立て） ・学年ボランティア等の活動を思い出させ，感想等の記入できる部分を記入するよう促す。
・「B」に加え，自分の興味関心・楽しく参加をした等の自発的なきっかけであることが書けていたら「A」。	

参考資料１－２

ワークシート2

非営利民間福祉活動とは

非営利組織とは組織として（　利益追求　）は行わない。しかし，労働の正当な対価を受けることを禁じているわけではない。※非営利組織で働き給料をもらっている人もいる。

非営利組織が，特性を生かし福祉活動に取り組んでいる。非営利民間福祉活動やボランティアは，福祉制度等による不足部分を補い，地域と福祉のかけ橋となる役割も担っている。

① 特定非営利活動法人（　ＮＰＯ法人　）

ＮＰＯとは，営利を目的とせずに不特定多数の人を対象に事業を行う団体

特定非営利活動法人とは，ＮＰＯの中で，特定非営利活動促進法によって認証を受けた団体。

☆認証するのは…ひとつの都道府県内だけで活動を行う場合は，（都道府県知事　）

複数にまたがる場合は，（　内閣総理大臣　）の認証が必要

② 社会福祉協議会

社協とは？（社会福祉に関する各種事業の実施により，地域福祉の推進を図ることを目的とする団体）

（　市町村　）社協…ボランティア活動の推進，地域住民で行うサロン活動等

（　都道府県　）社協…市町村社協の支援，（　福祉人材　）の確保・研修，

福祉サービスにかかわる（　苦情解決・評価　）等

③ 協同組合

（生活協同組合　）…組合員が出資金を出し合って物品を共同購入するなど，

消費生活を守る役割

（農業協同組合　）…営農指導や出荷の共同化により，農業振興をはかっている

④ （　日本赤十字社　）

・病院，福祉施設運営，献血事業，災害時の救護活動，救急法の普及

・海外では，平常時の保健衛生活動や大規模災害時の救護活動

⑤ 非営利民間福祉活動の新たな動き

（　コミュニティビジネス　　）…地域住民が中心となりビジネス的手法を用いて地域の身近な課題を解決するために行う事業

理解度チェック！

非営利民間福祉活動とはどんな活動であるか？　【知識・理解】

社会の中で，どんな役割を担っているだろうか？

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・非営利組織がそれぞれの目的に応じて営利を目的とせず，特性を生かして福祉活動を行っていることである等の説明ができていたら「B」。	・活動内容が書けていない。 ・福祉制度との関係性について書けていない。 （指導の手立て） ・再度プリントの読み直しを行い，非営利民間福祉活動の具体的例等を挙げながら説明を行う。
・「B」に加え，福祉制度等による不足部分を補い，地域と福祉の架け橋となる役割という内容が書けていたら「A」。	

参考資料２

ワークシート3

地域福祉とまちづくり

福祉のまちづくり？

「まちづくり」…そこに暮らす住民全てにとって住みよい環境をつくっていくこと
障害があってもなくても暮らしやすいまちにすることが「まちづくり」
しかし…不自由や不都合のある人に対する配慮なしにまちづくりがなされていた。

⇩

「福祉のまちづくり」…お年寄りや障害のある人などの行動を制限する様々な障壁を取り除き（バリアフリー　），すべての人が安全で快適に日常生活を営み，いきいきと社会活動を行うことができるまちづくりのこと。
◎最近ではバリアフリーだけでなく（　ユニバーサルデザイン　）による「まちづくり」も重要に！！

Q　地域の中で，福祉のまちづくりだと思うことは？　【知識・理解】

Q　なぜ福祉のまちづくりが必要なのか？【知識・理解】

・経済の発展や都市化により他者や地域とのつながりよりも「個」を優先する価値観へと変化している→これは豊かなのかな？
本当の豊かな生活のためのに，「生きて生活する場所」を整えることが大切！
・今ある生活問題を解決するためにも人と人が助け合える関係や居場所がなくてはいけない。

⇩ **だからこそ…**

誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」が必要

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・福祉のまちづくり例についてのみ書けていたら「B」。	・まちづくり例が書けていない。 ・まちづくりの必要性について書かれていない。 （指導の手立て） ・まちづくりについて再度説明を行い，具体的事例を挙げて説明を行い，記入させるよう促す。
・「B」に加え，必要な理由としてすべての住民が住みやすい暮らしを送るため等の内容が書けていれば「A」。	

参考資料２－２

ワークシート4

まちづくりは（　自然発生　）的にできるものではない。
まちづくりを推進するためには･･･①計画的に推進するための（　制度・政策　）の充実
②市民参加で行う

◎生まれてから死ぬまで人生を送る「場」は（　　地域社会　　）である。そんな大切な地域の環境を整え，問題を解決するのは住んでいる市民の役割！！

Q　福祉のまちづくりを考えよう！！

内容

考えられる効果・影響

Q　実際に今できる地域福祉（地域をより良くするためにできる活動）は何がありますか？

【技能】

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・福祉のまちづくりについて自分の考えた案が書けていれば「B」。 ・「B」に加え，案の記入，今の自分たちでできる街づくりを含めた地域福祉の活動について書けていれば「A」。	・福祉のまちづくり案を書けていない。 ・現在できる取り組みについて書けていない。 （指導の手立て） ・まちづくりについて再度説明を行い，まちづくりを理解させた上で何が必要となるかを考えさせ記入させる。簡単で気軽なものもまちづくりに含まれることを理解させ記入させるように促す。

参考資料３

ワークシート５

第３章社会福祉の将来と福祉の担い手

第１節新しい社会連帯と福祉の推進

１，家族形態の変化（教科書Ｐ１２　図１・図２参照）

	１世帯あたりの平均人数	全体に占める６人以上の世帯の割合
１９５５年	４．６８　人	３６％
２０１０年	２．５９　人	４％以下

■核家族の増加，単独世帯の増加による問題点を考えよう

２，（　自助・公助・共助　）　生活上で問題に直面したときの解決方法

	意味	具体的例
自助	自らの努力によって問題解決をする	自らの努力や対応。働き，セルフケアなど
公助	公的機関による支援	一般財源（税金）による福祉事業等。 生活保護制度
共助	人々が助け合って対応するしくみ	年金制度や健康保険，介護保険など
互助	互いに支え合って取組むしくみ	ボランティア活動，住民組織の活動など

３，相互扶助から社会連帯へ

これまでの我が国の助け合いのしくみ　生活者の目線に立って活動

相互扶助の考え方・・・農業協同組合　　消費生活協同組合など

（互いに支え，助け合うこと）

（共同出荷，農機具の購入）（共同購入，流通の簡素化）

■２０１０年～自称「タイガーマスク」の寄付活動は社会にどのような意味をもたらしただろうか。自分の考えを書きなさい。【思考・判断・表現】

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・人々の善意の行為が社会の中で広がりをもち，考え方や行為が協力・支援につながったと書かれていれば「B」。	・寄付活動がどのような意味をもたらすのか書けていない。 （指導の手立て） ・寄付活動について，何故このような寄付活動に至ったのか共に考えながら，具体的に意見が書けるよう促す。
・「B」に加え，この考え方や行為が社会の中で人々に多くの影響をもたらし，自分のこれからのことが具体的に書かれていれば「A」。	

参考資料４

ワークシート６

第３章社会福祉の将来と福祉の担い手

第１節多様なニーズを抱える人々への支援

「ホームレス」のことについて考え，グループで話し合おう。

メンバー（　　）

調べ学習

ホームレス・・・

炊き出し・・・

Ｑ１，ホームレスの人々は何故ホームレスになったのだろうか考えてみよう。

Ｑ２，ホームレスの生活について調べてみよう。　【関心・意欲・態度】

このような状況を解決していくにはどうしたら良いだろうかグループで考えをまとめてみよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活についてこれまでに得ている情報を自分なりに１つ以上記述できていれば「B」。	・ホームレスの生活について情報が記述できていない。 （指導の手立て） ・本など情報が得られるものを参考に調べ学習を促す。
・「B」に加え，２つ以上記述できていれば「A」。	

参考資料５

ワークシート７

福祉・介護に関連するさまざまな職種と資格

（　保育士　）（　医師　　）（　看護師　）（　保健師　）

（　理学療法士　）（　作業療法士　）（　言語聴覚士　）（　視能訓練士　）

３，就労促進とキャリアアップ

厚生労働省は2025年の介護人材の不足数と充足率を発表→対策①～③

①　福祉・介護サービスの専門的知識と技術をもった人を確保するために，各都道府県に

（　福祉人材センター　）の設置。

②　働く人が将来展望を持って安心して職務に励むことができるような（　キャリアアップ　）　　のしくみの整備

③　（　給与　）や（　労働時間　）等の労働条件や労働環境の整備。

４，市民参加の社会福祉と新しい社会連帯の精神

ニュース！

１９９５年の阪神・淡路大震災・２０１１年の東日本大震災のボランティア活動。一人ひとりの自主的な判断をもとに地域での多様な福祉活動が行われている。

Ｑ１地域社会の生活者としてどう地域と関わっていきたいと思いますか。

また，社会連帯についてどう思いますか。【思考・判断・表現】

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・地域社会の中で自分がどう関わっていきたいかが，記述されていれば「B」。	・自分の意見が記述されていない。 （指導の手立て） ・自分と社会・地域の関わっている点について一緒に考え，関わり方について記述を促す。
・「B」に加え，社会連帯等が記述がされていれば「A」。	

参考資料６

ペーパーテスト１

1 次の文章の内容が正しいものには○を，間違っているものには×をつけなさい。
【知識・理解】

① 非営利組織とは組織として利益追求を行わないのであり，労働の正当な対価を受けることを禁じているわけではない。

② 最近では地域住民が，地域の身近な課題を解決するためにコミュニティビジネスというビジネス的手法を用いた活動を行うこともある。

2 次の文章の空欄にあてはまる語句を答えなさい。

① 特定非営利活動法人となるための認証は，ひとつの都道府県内で活動を行う場合は（ ① ）の認証が必要である。

② 組合員が出資金を出し合って物品を共同購入するなど，消費生活を守る役割を行っている共同組合は（ ② ）共同組合である。

③ 社会福祉協議会とは社会福祉に関する事業を行うことにより，（ ③ ）の推進を図っている。

ペーパーテスト２

1 次の文章が正しければ○，誤っていれば×を記入しなさい。【知識・理解】

１）２０００年　国の機関として　（消費者庁）が設置された。 ☐

２）消費者庁設置の目的は，都道府県や市町村の消費生活センターの役割強化とともに高齢者や障害のある人を含む（消費者の権利）を守り，消費者被害を防止する役割と迅速な問題解決という目的がある。 ☐

３）老人福祉法により，福祉サービス，介護サービス利用者は，サービスの利用の中で，事業者の不正やなどにより苦情申し立てができる。 ☐

４）現代は事業者本位・サービス提供者本位の時代であり，事業者や施設に求められるのは，わかりやすい情報の提供と利用しやすい環境の提供である。 ☐

５）施設等で問題が発生した時には，施設側は説明責任を果たし，問題解決への誠実な努力が求められる。 ☐

６）本来，利用者負担はサービスの利用を妨げるものであってはならないので，低所得者への配慮も必要である。 ☐

（3）社会福祉思想の流れと福祉社会への展望　ウ　地域福祉の進展

			関心意欲態度												思考判断表現												技能												知識理解											
													平均値	総括										平均値	総括										平均値	総括										平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123		
	1		B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	B	2	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)
	2		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	B	2	C	1	未入力		未入力		1.7	B(2)
	3		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	C	1	未入力		未入力		2.3	B(2)
	4		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)
	5		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)
	6		B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)
	7		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	A	3	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)
	8		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	B	2	未入力		未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	B	2	未入力		未入力		2.7	A(3)
	9		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	B	2	A	3	未入力		未入力		2.7	A(3)
	10		A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	未入力		未入力		3.0	A(3)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎　　（２単位）　　学年：第　２学年　　生徒数：　４０　人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
ウ　地域福祉の進展	(関心・意欲・態度) ・地域福祉の考え方や進展について関心をもち，地域福祉の意義や役割について探究しようとしている。	A　７７．５％ （　３１人） B　２２．５％ （　９人） C　０．０％ （　０人）	・多様なニーズを抱える人々への支援について，調べ学習を通して関心を高めた生徒が多く，２つ以上記述できていれば，「A」とした。グループワークでの意見交換も積極的に参加していた。	・この単元では，地域福祉の意義や役割について，理解しているかを評価した。 ・生徒にとって身近であるが，現在の生活と結び付けられない生徒も多いため，自分の生活や地域福祉が結びつくような事例や題材を活用し，生徒自身の暮らしと地域福祉を結びつけられるよう留意した。 ・グループワークを活用し，言語活動を充実を図ることで，表現する姿勢を養うことができた。 ・今後はさらに具体的な事例やＶＴＲ等を活用し，知識・理解の定着を図りたい。
	(思考・判断・表現) ・地域福祉の意義や役割について思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	A　６２．５％ （　２５人） B　３７．５％ （　１５人） C　０．０％ （　０人）	・地域を含む現代社会の現状について，身近なこととして捉え，「自分が生活者として地域とどのように関わっていきたいか」について考えさせた。また，地域福祉活動についても考えを深めることができた。	
	(技能) ・地域福祉の進展に関する様々な資料や情報を収集し，適切に選択して活用している。	A　９５．０％ （　３８人） B　５．０％ （　２人） C　０．０％ （　０人）	・地域福祉活動，まちづくりについて学習をし，身についた知識をもとに地域の一員として何が出来るかを考え，文章にまとめる取組を行った。身近な内容であり，多くの生徒が自分の言葉でまとめることができた。	
	(知識・理解) ・地域福祉の進展に関する基礎的な知識を身に付け，地域福祉の意義や役割を理解している。	A　６５．０％ （　２６人） B　３５．０％ （　１４人） C　０．０％ （　０人）	・地域福祉活動の意義や役割について非営利民間福祉活動やボランティア，まちづくり等の具体的内容を通して学び，プリント内の理解度をチェック欄等にて確認することができた。	

社会福祉基礎　事例
単元名　（4）生活を支える社会保障制度
ア　社会保障の意義と役割

（1）単元の目標

日本の社会保障制度を構成する社会保険・社会福祉・公的扶助・公衆衛生各分野の意義と概要について，身近なことと関連付け理解させる。

（2）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・社会保障・社会福祉制度について関心をもち，身近なリスクと社会福祉の関係を探究しようとしている。	・社会保障・社会福祉制度の意義や役割について思考を深めようとし，考えを適切に表現している。	・社会保障・社会福祉制度に関する様々な資料や情報から適切に選択して活用している。	・日本の社会保障制度の意義を学習し，社会保障を構成する各制度概要について，日本国憲法と関連付けて理解している。社会保障制度の一環である社会福祉制度の様々な制度を理解し，推進する機関と役割を理解している。

（3）指導と評価の計画（2時間）

次　程	内　　容	時　間
第一次	社会保障制度の意義と役割	1時間
第二次	社会福祉と社会保障制度	1時間
第三次	社会福祉を推進する機関	

次程	ねらい・学習活動	評価の観点 関	思	技	知	評価規準・評価方法
第一次（1時間）	社会保障制度の意義と役割 【ねらい】日本の社会保障制度の意義を学習し，社会保障を構成する各制度概要について，日本国憲法と関連付けて理解する。					
	■生活のリスクを考える	●				・生活上のリスクを考えている。［ワーク１］
	■日本の平均寿命と現在の社会について学ぶ。			●		・日本の平均寿命と現在の社会について振り返っている。［ワーク２］
					●	・日本の平均寿命と現在の社会について理解している。［ペーパーテスト１］
	■リスクへの対応する社会保障を知り，意義と役割を学ぶ。		●			・社会保障の種別を読み取りリスクとつなげることができる。［ワーク３］
	■リスクへの対応する社会保障を知り，意義と役割を理解する。				●	・生活上のリスクと対応する社会保障を理解している。〔ペーパーテスト２〕
	■日本の社会保障費について知り，理解する。				●	・日本の社会保障費について理解している。〔ペーパーテスト３〕
第二次 第三次（1時間）	社会福祉と社会保障制度 社会福祉を推進する機関 【ねらい】社会保障制度の一環である社会福祉制度の様々な制度を理解し，推進する機関と役割を知る。					
	■社会保障の一環としての社会福祉を知る。		●			・社会福祉の分野を挙げることができる。［ワーク４］
	■時代とともに変化する社会福祉を知る。				●	・時代とともに変化する社会福祉を理解している。［ペーパーテスト４］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第二次 第三次 （1時間）	■社会保障を推進する機関を知る。				●	・厚生労働省・地方公共団体の機関を理解している。 ［ペーパーテスト５］

（４）観点別評価資料

参考資料１－１

ワーク１

第一次　生活上のリスクを考えることができた。

☆生活上のリスクをたくさん挙げよう

不安

教科書を見ない！

声が出ない・・・・・・・・・・・・・・・社会福祉
事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・社会福祉・医療
病気・・・・・・・・・・・・・・・・・・社会福祉・医療
コミュニケーションが取れない・・・・？？
お金・・・・・・・・・・・・・・・・・・公的扶助
老後・・・・・・・・・・・・・・・・・・公的扶助・社会保険
就職・・・・・・・・・・・・・・・・・・社会保険の雇用

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・現在の生活，今まで生活，これからの生活に関わるリスクのうち，１つあげることができたら「B」。	・リスクを挙げることができない。 （指導の手立て） ・介護福祉士の仕事を考えさせ，関わる人から言葉を連想できるよう声かけをおこなう。
・現在の生活，今まで生活，これからの生活に関わるリスクをそれぞれであげることができたら「A」。	

参考資料１－２

ワーク２

日本の平均寿命と現在の社会について振り返ることができた。［ノート・考査］

日本人の
平均寿命は？

2014 年

男性…80.50 歳
世界５位

女性…86.83 歳
世界１位

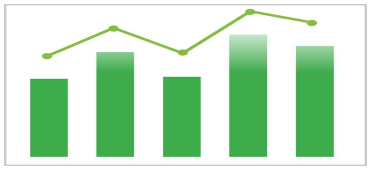

日本人の平均寿命の推移を表したグラフ

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・グラフから現在の平均寿命を読み取ることができたら「B」。	・グラフから読み取ることができない。（指導の手立て） ・グラフの縦軸と横軸等見方などのヒントを伝える。
・「B」に加え，平均寿命の変化に気づくことができたら「A」。	

参考資料１－３

ワーク３

日本国憲法第２５条から社会保障の種別を読み取ることができた。

☆さっきのリスクはどの社会保障で解決？

表１｜社会保障制度の範囲

社会保障	社会保険	年金，医療，介護，雇用，労働災害等の社会保険
	公的扶助	生活保護（お金）
	社会福祉	身体障害者，知的障害者，精神障害者，高齢者，児童母子等の福祉，児童手当等の手当
	公衆衛生および医療	結核，精神，感染症，難病等に対する公費負担医療，上下水道，一般廃棄物処理施設等の整備，公害対策等
	恩給	旧軍人，官吏やその遺族に対する年金
	戦争犠牲者援護	原爆医療，戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・リスクに対応する社会保障を当てはめることができたら「B」。 [例]　事故→医療	・リスクに対応する社会保障を当てはめることができない。 （指導の手立て） ・P72 表１に出てくる語句の言葉の意味を調べるようヒントを与える。
・「B」に加え，解消後の生活にも焦点を当てることができたら「A」。 [例]　事故→医療と社会福祉	

参考資料２

ワーク４

福祉の分野を挙げることができた。

☆「○○福祉」という言葉を

たくさんあげてみよう！

社会福祉
生活福祉
介護福祉
児童福祉
障害者福祉

高齢者福祉
医療福祉

例

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・高齢者福祉・生活福祉・介護福祉の３つの言葉を挙げることができたら「B」。	・「B」の３つを挙げることができない。（指導の手立て） ・介護福祉士の仕事を考えさせ関わる人から言葉を連想させ挙げさせる。
・「B」以外にも数個あげることができたら「A」。	

参考資料３－１

ペーパーテスト１

保障について以下の問いに答えなさい。

問 1.　日本の平均寿命について以下の（ア）～（エ）に当てはまる数字を答えなさい。

2015 年　日本人男性の平均寿命（　ア　）．21 歳　←世界第（　イ　）位
　　日本人女性の平均寿命（　ウ　）．61 歳　←世界第（　エ　）位

問 2.　生活支援に関する以下の文章中の（ア）～（イ）を埋めなさい。

人生 80 年時代といわれるように，寿命が伸び，長い人生のなかでは，さまざまな予期しないできごとが起こり得うる。
これらをすべて個人の（　ア　）で乗り切ることは難しい。一方，現代の社会では，核家族化や都市化の進展により，血縁や地縁による（　イ　）も期待できなくなってきている。

ペーパーテスト２

生活上のリスクと対応する社会保障を理解することができた。

問 3.　高校生が年を重ね，高齢者になるまでにはどのような生活上のリスクが考えられますか。いくつかリスクをあげなさい。また，それらのリスクの解消はどのように行われていくべきか説明しなさい。

ペーパーテスト３

日本の社会保障費について理解できた。

問 4.　社会保障制度の範囲を示した以下の表の（ア）～（エ）を埋めなさい。

社会保障	（　ア　）	年金，医療，介護，雇用，労働災害等の社会保険
	（　イ　）	生活保護（お金）
	（　ウ　）	身体障害者，知的障害者，精神障害者，高齢者，児童母子等の福祉，児童手当等の手当
	（　エ　）	結核，精神，感染症，難病等に対する公費負担医療，上下水道，一般廃棄物処理施設等の整備，公害対策等
	恩給	旧軍人，官吏やその遺族に対する年金
	戦争犠牲者援護	原爆医療，戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

問 5.　社会保障給付費の割合を示した
右の円グラフ内の（A）（B）を埋めなさい。

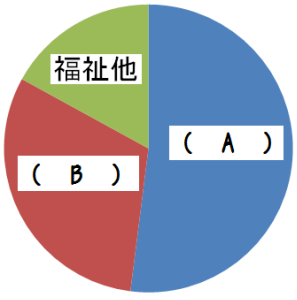

参考資料３－２

ペーパーテスト４

社会福祉サービスを学習し，時代とともに変化する社会福祉について理解できた。

【１】 社会福祉サービスについて以下の問いに答えなさい。(10 点)

問1.　社会福祉サービスについて以下の文章中に当てはまる語句を埋めなさい。

社会福祉サービスには，家庭や地域社会での生活を支援する（　ア　）サービスと，施設で生活する人々に対して 24 時間体制の支援を行う（　イ　）サービスがある。

問2.　アメリカでは社会福祉サービスのことをなんと呼んでいるか。

問3.　共同募金会が行う募金をなに募金というか。

ペーパーテスト５

厚生労働省・地方公共団体の機関を理解できた。

問4.　2001 年に誕生した，厚生省と労働省が合併した省庁はなにか。

問5.　社会福祉の第一線の機関社会福祉法第 14 条に基づく機関をなんというか。

問6.　問 5 が設置義務となっているのはどの団体か，該当するものを選びなさい。

都道府県	政令指定都市	特別区	市	町	村	番地

(5)学習の実現状況

(4)生活を支える社会保障制度　ア. 社会保障の意義と役割

			関心意欲態度							思考判断表現							技能							知識理解									
			ワーク1	ワーク3				合計	%	ワーク2	ワーク3				合計	%	ノート1				合計	%	テストペーパー1	テストペーパー2	テストペーパー3	テストペーパー4				合計	%	
			5	5				10	100	5	5				10	100	5				5	100	15	10	10	10				45	100	
	1		3	4				7	70	4	3				7	70	3				3	60	4	8	6	8				26	58	
	2		5	4				9	90	5	5				10	100	4				4	80	10	10	8	9				37	82	
	3		4	5				9	90	5	3				8	80	3				3	60	8	6	8	7				29	64	
	4		3	4				7	70	4	4				8	80	3				3	60	6	5	6	7				24	53	
	12		2	4				6	60	5	4				9	90	3				3	60	8	4	5	6				23	51	
	13		5	4				9	90	5	4				9	90	4				4	80	13	9	8	6				36	80	
	14		5	5				10	100	5	4				9	90	4				4	80	7	7	8	7				29	64	
	15		4	3				7	70	5	4				9	90	4				4	80	8	7	7	8				30	67	
	16		4	4				8	80	5	4				9	90	4				4	80	8	6	8	9				31	69	
	17							0							0						0									0		
	18							0							0						0									0		
	19							0							0						0									0		
	20							0							0						0									0		
	21							0							0						0									0		
	22							0							0						0									0		

【学習の実現状況】

科目（単位数）：社会福祉基礎（３）　　単元（教材）名：社会福祉・社会保障の意義と役割　　学年：第２学年　　生徒数：１６名

本単元（題材）に該当する学習指導要領の内容	本単元（題材）の評価基準	実現の状況	本単元（題材）における観点ごとの考察・備考	本単元（題材）全体の考察・備考
(4)生活を支える社会保障制度 ア　社会保障制度の意義と役割	（意欲・関心・態度） ・社会保障・社会福祉制度について関心をもち、身近なリスクと社会福祉の関係を探究しようとしている。	A　５６．３％（９人） B　２５．０％（４人） C　１８．８％（３人）	・身近なリスクが実体験と必ずしも繋がっておらず、社会保障との関係を想像するのは難しいと想定していた。しかし、大半の生徒は、家族や友人の体験と結びつけることができていた。	・様々な社会保障制度があり、生徒が、理解しにくい分野でもある。自分や家族、友人などが利用していることとつなげながら、学習することを意識しながら授業を展開した。 ・生徒たちは、概ね理解できたと思う。しかし、知識として定着できたかどうかという点については、今後のなかで再確認していきたい。 ・今後法制度の改正への対応も行っていかなければならないと感じている。
	（思考・判断・表現） ・社会保障・社会福祉制度の意義や役割について思考を深めようとし、その意見を適切に表現している。	A　９３．８％（１５人） B　６．３％（１人） C　０．０％（０人）	・自らの経験と知識から、身近にある福祉を考え出すことは、ほとんどの生徒が導き出すことができた。	
	（技能） ・社会保障・社会福祉制度に関する様々な資料や情報から適切に選択して活用している。	A　５０．５％（８人） B　５０．５％（８人） C　０．０％（０人）	・社会保障とリスクをつなげることについては、概ね学習した内容から探し出すことができ、つなげることができた。	
	（知識・理解） ・日本の社会保障制度の意義を学習し、社会保障を構成する各制度概要について，日本国憲法と関連付けて理解している。社会保障制度の一環である社会福祉制度の様々な制度を理解し、推進する機関と役割を理解している。	A　４３．８％（７人） B　４３．８％（７人） C　１２．５％（２人）	・社会保障の中のさまざまな制度、特に社会福祉、介護保険などの位置付けや仕組みなどの理解は難しいと想像していたが、概ねの生徒は、しっかりと理解できていた。	

社会福祉基礎　事例
単元名　（４）生活を支える社会保障制度
イ　生活支援のための公的扶助

（１）　単元の目標

生活保護制度を中心に公的扶助を扱い，生活保護制度の基本原理や保護の法則，保護の種類，保護の動向などを取り上げ，制度が生まれてきた社会的背景，理念，現状について理解させるとともに，その課題について考えさせる。

（２）　単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・生活支援のための公的扶助について関心をもち，生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向，各制度が生まれてきた社会的背景，理念，現状について探究しようとしている。	・生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向などについて思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	・生活支援のための公的扶助に関する様々な資料や情報を収集し，適切に選択して活用している。	・生活保護の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向など，生活支援のための公的扶助について基礎的な知識を身に付け，社会的背景及び施策の概要と現状，課題と関連付けて理解している。

（３）　指導と評価の計画（７時間）

次　程	内　容	時　間
第一次	生活保護とは	１時間
第二次	生活保護の種類と基準	２時間
第三次	生活保護の実施運営体制・生活資金の支援制度	１時間
第四次	生活保護に関する最近の動向	２時間
第五次	ホームレスの自立支援	１時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	生活保護とは 【ねらい】生活保護の基本原理・基本原則を理解する。					
	■社会保障制度体系について，教科書の表を見て確認する。				●	・社会保障制度における公的扶助の内容について理解している。 ［ペーパーテスト1］
	■日本国憲法第25条を基に，生活保護にセイフティネットの役割があることを知る。				●	・生活保護の意義と役割を理解している。 ［ワークシート１］ ［ペーパーテスト2］
	■教科書を見て，生活保護の基本原理及び原則についてワークシートにまとめる。				●	・生活保護の基本原理及び基本原則について理解している。 ［ワークシート１］ ［ペーパーテスト3］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第二次（2時間）	生活保護の種類と基準 【ねらい】生活保護の種類及び基準について理解する。					
	■生活保護制度の種類及び基準について，ワークシートにまとめる。				●	・生活保護の種類及び基準を理解している。 ［ペーパーテスト4］
	■事例から要保護者の状況に即した保護の種類を選択し，ワークシートに記入する。		●			・生活保護の種類を理解し，要保護者の状況に即した種類を選択できる。 ［ワークシート２］ ［ペーパーテスト5］
	■事例から生活扶助基準の構成内容を選び，ワークシートに記入する。			●		・生活扶助基準の構成内容を正しく書き出すことができる。 ［ワークシート２］
	■事例から生活扶助費を計算し，ワークシートに記入する。		●			・生活扶助基準の構成内容を理解し，要保護者の生活扶助費を計算することができる。 ［ワークシート２］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点 関	思	技	知	評価規準・評価方法
第三次（1時間）	生活保護の支援体制・生活資金の支援制度 【ねらい】生活保護の実施運営体制や生活資金の支援制度について理解する。					
	■サザエさんの事例を用いて，生活保護制度の種類や要保護者の生活課題についてグループワークを通して考えを深める。		●			・保護の種類が要保護者の状況により違うことを適切に表現している。［ワークシート３］
	■生活保護制度の実施運営体制，生活福祉資金貸付制度について教科書の表を活用し理解する。				●	・生活保護制度の実施運営体制，生活福祉資金貸付制度について理解している。［ペーパーテスト6］
第四次（2時間）	生活保護に関する最近の動向 【ねらい】生活保護に関する最近の動向について知る。					
	■生活保護に関するグラフや表から，生活保護制度の現状と課題について考える。		●			・生活保護に関する現状と課題を，最近のグラフや表から読み取ることができる。［ワークシート４］［ペーパーテスト7］
		●				・グループで生活保護に関する最近の動向について，意見交換ができている。［ワークシート４］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第五次（1時間）	ホームレスの自立支援 【ねらい】ホームレスの自立支援について考える。					
	■ホームレスについて，新聞記事等を読みその現状と課題について考える。	●				・ホームレスの自立支援について，身近な問題として捉えようとしている。 ［ワークシート５］
	■ホームレスの自立支援について，グループごとに支援策を出し合い発表する。		●			・ホームレスの自立支援の在り方について，自分の考えをまとめている。 ［ワークシート５］ ［ペーパーテスト８］

（４）　観点別評価資料

参考資料１－１

ワークシート１

第５章　生活支援のための公的扶助
　第１節　生活保護とは

1　安全網としての生活保護

Q，私たちの人生においては，生活を脅かすさまざまな危険（リスク）に出会う可能性がある。
次の絵は，そのような一場面です。A，B，Cの人たちは，我が国の社会保障制度を活用してどのようにしてリスクを乗り越えようとしているか簡単に説明してみよう。

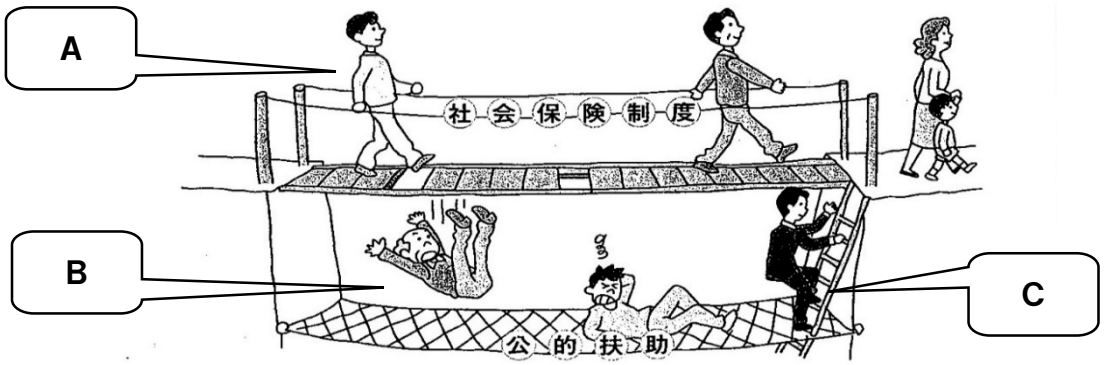

生徒の記入例

- Aの人が，例えば病気や障害を負った場合などは，医療保険などを活用してリスクを乗り越えようとしている。
- Bの人は，老後の生活が年金だけでは生活できなくなってしまい，公的扶助（生活保護）を受けることになった。
- Cの人は，公的扶助（生活保護）生活から自立に向けて頑張っている人。

Q，私たちが安心して生活を営むためのセイフティネットとは

最後の安全網（セイフティネット）

- 個人の努力や社会保険制度などでは，最低限度の生活を営むことができなくなった場合に公的扶助として生活保護制度がある。公的扶助とは，生活に困窮している者に対して，全額を公費（税金）で負担して保護・救済をはかる制度。この制度の中核に生活保護制度がある。

参考資料１－２

ワークシート１

２　生活保護法の目的

Q，生活保護法とは，どんな法律　　【知識・理解】

日本国憲法第 25 条【国民の（　生存権　），国の社会保障的義務】

① すべて国民は，（　健康　）で文化的な（　最低限度　）の生活を営む権利を有する。

② 国は，すべての生活部面について，社会福祉，（　社会保障　）及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（　生存権　）を具体的に実施する制度として制定

生活保護法第１条【この法律の目的】

この法律は，日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き，（ 国 ）が生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，その（　最低限度　）の生活を保障するとともに，その（　自立　）を助長することを目的とする。

３　生活保護制度の基本原理と基本原則

Q，生活保護制度の基本原理と基本原則についてまとめてみよう。　　【知識・理解】

生徒の記入例　　**赤字の部分は，理解すべき要点**

【基本原理】

	自分の言葉でまとめてみよう。	授業を聞いてもう一度まとめ直してみよう。
①国家責任の原理	国の責任で行う。	生活に困窮する国民の保護を国の責任において行う。
②無差別平等の原理	男女平等，人種差別などをしない。	生活困窮に陥った原因に差別されない。生活困窮の経済状態だけに着目する。
③最低生活保障の原理	最低限度の生活が送れること。	憲法第 25 条の規定に基づき，健康で文化的な生活水準を維持できること。
④保護の補足性の原理	保護を補うこと。 ※無記入が多数	持てる能力を全て活用しても最低生活が維持できない時に保護が行われる。

【基本原則】

	自分の言葉でまとめてみよう。	授業を聞いてもう一度まとめ直してみよう。
①申請保護の原則	申請は本人が行う。	保護は原則として本人の他，扶養義務者同居の親族などの申請によって開始。
②基準および程度の原則	生活保護が受けられる基準や程度が決まっている。	厚生労働大臣が定める基準により，最低生活費を計算し，そこから本人の収入や資産を引いた不足分を補う程度。
③必要即応の原則	必要なときに生活保護が受けられる。 ※無記入が多数	要保護者の年齢別，健康状態など，個々の実情に即して，有効かつ適切に行う。
④世帯単位の原則	世帯ごとに受給できる。	世帯単位として，要否判定や金額が決まる。事情があれば個人単位もある。

参考資料１－３

スライド資料

生活保護制度の基本原理とは？

①国家責任の原理

生活に困窮する国民の保護を、（ 国 ）の責任において行う。

②無差別平等の原理

人種、信条、性別、社会的身分などはもとより生活困窮に陥った（ 原因 ）に差別されることなく、生活に困窮しているという（ 経済状態 ）だけに着目して保護を行う。

③最低生活保障の原理

日本国憲法第25条の規定にもとづく最低限度の生活とは、（ 健康 ）で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

④保護の補足性の原理

・保護は、生活困窮者が利用することができる（ 資産 ）や（ 能力 ）などあらゆるものを、最低限度の生活に活用することが要件にして行われる。
・民法上の扶養義務や、他の（ 法律 ）や施策による給付は、すべて保護に（ 優先 ）して行われる。

生活保護制度の基本原則とは？

①申請保護の原則

保護は、原則として、要保護者（ 本人 ）の他、扶養義務者や同居の親族などの（ 申請 ）によって開始。ただし、要保護者が急迫した状態にある時には、（ 申請 ）がなくても必要な保護を行うことができる。

②基準および程度の原則

保護は、(厚生労働大臣)が定める基準により最低生活費を計算し、そこから本人の収入や（ 資産 ）を差し引いた（ 不足分 ）を補う程度において行う。

③必要即応の原則

保護は、要保護者の（ 年齢別 ）、健康状態など、個々の（ 実情 ）に即して、有効かつ適切に行う。

④世帯単位の原則

保護は、（ 世帯 ）を単位にして、要否判定や金額を決めることが原則であるが、事情がある場合は（ 個人 ）を単位にする場合がある。

参考資料１－４

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活保護の意義と役割について，日本国憲法第 25 条と生活保護法第１条の条文の空欄に適切な言葉を入れることができていれば「B」。 ・「B」に加え，空欄に生存権という言葉を適切に入れることで，生活保護は，日本国憲法第 25 条の生存権保障の公的扶助であることを理解できていれば「A」。	・日本国憲法第 25 条と生活保護法第１条の条文の空欄に適切な言葉が記述できていない。 （指導の手立て） ・教科書に記載されている条文を音読するよう助言し，空欄に適切な言葉を記述するように指導する。

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活保護の基本原理及び基本原則の８つの中で，理解すべき要点が６つ記述されていれば「B」。 ・「B」に加え，生活保護の基本原理及び基本原則の８つの中で，理解すべき要点が全て記述されていれば「A」。	・生活保護の基本原理及び基本原則の８つの中で，理解すべき要点が４つ以下しか記述できていない。 （指導の手立て） ・要点をまとめたスライド資料を参考にするように助言する。

参考資料２－１

ワークシート２

第５章　生活支援のための公的扶助
第２節　生活保護の種類と基準

１　保護の種類

Q，生活保護の種類には，どのようなものがあるか調べてみよう。

種　類	内　　容	給付内容
①（生活）扶助	食費，被服費，光熱・水道費など基本的な生活費	金銭給付
②教育扶助	（義務教育）の学用品・通学費や学校給食費等	金銭給付
③住宅扶助	（家賃）や地代等の住宅費，家屋補修費等	金銭給付
④（医療）扶助	傷病の治療と，それに伴う入院や看護費用等	（現物給付）
⑤（介護）扶助	訪問介護や通所介護，介護老人福祉施設の費用等	（現物給付）
⑥出産扶助	分娩など出産に必要な費用	金銭給付
⑦生業扶助	小規模事業を営む費用，技能習得や（就職）の費用等 （高等学校）への就学費用など	金銭給付
⑧葬祭扶助	検案，死体の運搬，火葬，埋葬等の費用	金銭給付

２　保護基準

Q，保護基準はどのように定められているのか

【生活保護法第８条】
1　保護は，（　厚生労働大臣　）の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし，そのうち，その者の金銭又は物品で満たすことのできない（　不足分　）を補う程度において行うものとする。
2　前項の基準は，要保護者の年齢別，性別，世帯構成別，所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて，且つ，これをこえないものでなければならない

Q，厚生労働省のホームページから自分たちの住む地域の級地を確認してみよう

生徒の主な居住

①浜松市　②磐田，袋井，掛川市　③その他	級地 ①２級地－１　②３級地－１　③３級地－２

Q，なぜ全国の市町村を６つの区分に分けて保護基準額が設定されているのか考えてみよう

【生徒記入例】・大都市の方が生活するのにお金が掛かるから。　・地域によって物価が違うから。

【模範記入例】・地域における生活様式や物価の違いなどによる生活様式の差に対応するため。

参考資料２－２

ワークシート２

Q，生活扶助基準について考えてみよう

第１類とは…飲食物費や被服費など（　個人　）単位の生活費として，（年齢別）に定められている。
第２類とは…光熱・水道費や家具類など（　世帯共通　）の経費で（世帯人員別）に定められている。
加算されるものは…冬季加算，母子加算，障害者加算，妊産婦加算，児童養育加算，介護保険料加算など９種類

Q，事例を読んで，Q１　どの種類の保護が受けられるか考えてみよう。
Q２　１か月の生活扶助費を計算してみよう。

磐田市に住むＡさん（84 歳）と妻（78 歳）は夫婦のみでアパートで暮らしている。夫は大工として働いていたが，年齢的なこともあり働いていない。
妻は３年前に脳梗塞のため入院し，左半身麻痺が残ったため，介護保険サービスを利用しながら夫の介護により生活している。夫婦には子どもはなく，収入はわずかな年金のみで，頼る人もなく，妻の医療費の支払いが困難になり，病院に相談したところ福祉事務所を紹介され，生活保護を受けることになった。

Q１　どのような保護の種類が受けられるか該当するものを〇で囲んでみよう。　【知識・理解】

- 生活扶助　・教育扶助　・住宅扶助　・医療扶助
- 介護扶助　・出産扶助　・生業扶助　・葬祭扶助

Q２　１か月の生活扶助費を計算してみよう。　【思考・判断・表現】

【技能】

①基準の構成内容を書き出してみよう	②　①を基に１か月の生活扶助費を計算してみよう。
・級地別…３級地－１（磐田市） ・第１類…Ａさん（84 歳），妻（78 歳） ・第２類…２人世帯	・第１類…　50,515　円 （式）28,540 円×2 人＝57,080 円 57,080 円×0.885（逓減率）≒50,515 円 ・第２類…　42,340　円 ・第１類 ＋ 第２類 ＝ 答え　92,860　円 （式）50,515 ＋ 42,340 ＝92,860 ※1 円単位は四捨五入する

※厚生労働省ホームページの「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成 27 年）」を参照

※Q２について，生活扶助費以外の扶助費と加算等を含めない。

参考資料２－３

【知識・理解】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活保護の種類や内容を理解し，要保護者の状況に即した種類を３つ選択できていれば「B」。	・生活保護の種類や内容が理解できてなく，要保護者の状況に即した種類を選択することができていない。 （指導の手立て） ・事例文に生活保護に該当する箇所に下線を引くように助言する。
・「B」に加え，生活保護の種類や内容を理解し，要保護者の状況に即した種類が全て選択できていれば「A」。	

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・事例から生活扶助基準の構成内容を２つ書き出すことができていれば「B」。	・事例から生活扶助基準の構成内容が書き出すことができていない。 （指導の手立て） ・配付資料を参考に，生活扶助基準の構成内容に該当する箇所に印をするように助言する。
・「B」に加え，事例から生活扶助基準の構成内容を全て書き出すことができていれば「A」。	

【思考力・判断力・表現力】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活扶助基準の構成内容を理解し，要保護者の生活扶助費を計算するにあたり第１類の計算過程が表現できていれば「B」。	・生活扶助基準の構成内容を理解できてなく，要保護者の生活扶助費を正しく計算できていない。 （指導の手立て） ・配付資料に記載されている公式を，参考にするように助言する。
・「B」に加え，生活扶助基準の構成内容を理解し，要保護者の生活扶助費を計算するにあたり第１類と第２類の計算過程が適切に表現できており，正しい答えが記述できていれば「A」。	

参考資料２－４

スライド資料

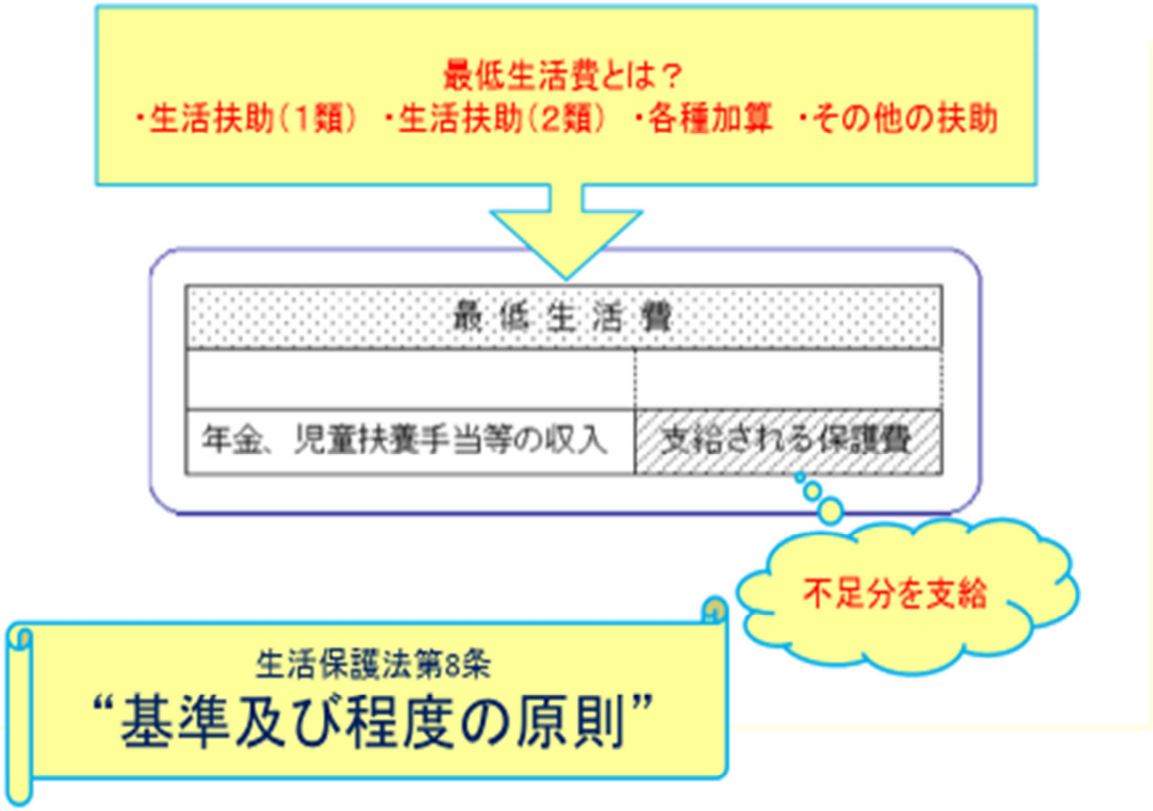

参考資料２－５

配付資料

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成27年度）

【 最低生活費 】　（単位：円）

生活扶助基準（第1類）

年齢	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3～5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6～11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12～19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20～40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41～59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60～69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70～	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

↓

人員	逓減率①						逓減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

↓

生活扶助基準（第2類）

人員	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090

※ 冬季（11月～翌3月）には地区別に冬季加算が別途計上される。

↓

生活扶助基準（第1類＋第2類）①　／　生活扶助基準（第1類＋第2類）②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

↓

生活扶助基準（第1類＋第2類）①の3分の0 ＋ 生活扶助基準（第1類＋第2類）②の3分の3 【A】

※「生活扶助基準（第1類＋第2類）②」が「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.9」より少ない場合は、
「生活扶助基準（第1類＋第2類）②」を「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.9」に読み替える。

加算額 【B】

	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,310	24,470	22,630
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,530	16,310	15,090
母子世帯等			
児童1人の場合	22,790	21,200	19,620
児童2人の場合	24,590	22,890	21,200
3人以上の児童1人につき加える額	920	850	780
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000〈3歳未満の場合〉（子ども1人につき）		

①該当者がいるときだけ、その分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③このほか、「妊産婦」などがいる場合は、別途妊産婦加算等がある
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
⑤障害者加算と母子加算は併給できない。

↓

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

↓

最低生活費

参考資料３－１

ワークシート３

第５章　生活支援のための公的扶助
第３節　生活保護の実施運営体制・生活資金の支援制度

★事例を読んで，各世帯が生活保護を受ける場合にどのような種類の扶助を受けられるか考えよう。

事例　　磯田家の危機　～その後～

＜これまでの話＞

ワカメは高校３年生で，一家は父の波平（64），母のフネ（62），姉のサザエ（34），サザエの夫であるマスオ（38），息子のタラオ（13）の６人家族である。兄のカツオ（21）は結婚し同居はしていない。

ワカメは地元の４年制大学への進学を希望していたが，先日の面談では就職すると言っていた。詳しく話を聞くと次のようであった。

半年前，マスオの勤めていた会社が倒産してしまった。その後，マスオは就職活動をして，やっと採用になった。しかし自宅から通勤することができず，アパートを借りて単身赴任することになった。サザエはこれをきっかけにパートに出たいと本心では考えていたが困難であった。その理由は，昨年フネが脳卒中で倒れ，命に別状はなかったが右半身に麻痺が残ってしまい，思うように話ができず，身の回りのことも１人ではできないという状態である。その介護を今まで担ってきたのがサザエ１人である。

そして，最近では，会社を退職して以来，元気で生活していた波平の様子が変なのである。フネの病院の予約時間を忘れたり，訪ねて来た人のことを間違えたりするのである。サザエは夜中に暗い表情でマスオとよく電話で話をしている。

兄のカツオは結婚し，出版会社に勤めていたが通勤途中に交通事故に遭い，現在も療養中である。貯金もほとんどない状態で，生活も困窮している。

ワカメは家の様々な事情を考え，進学をあきらめようとしていた。

＜その後・・・＞

マスオは慣れない一人暮らしと新しい職場になかなか馴染めないことからストレスがたまり，精神疾患を発症し仕事を退職し家にこもる生活となった。最近ではサザエの電話にも出てくれないほどである。波平はサザエに「マスオの所へ行った方がいい」と言い，フネの介護は波平とワカメが協力しながら介護サービスを利用することを決めた。サザエはフネと波平のことが気掛かりだったが，言われるままにタラオを連れてマスオの単身赴任先へ行き，しばらくはパートをしながらマスオの世話をすることにした。しかし，サザエのパート代は月に 10 万円程度にしかならず，３人で暮らすのは厳しかった。

一方，ワカメたちは３人で何とか暮らせるアパートに引っ越した。波平の退職金でローンを払い終えたばかりの磯田家を売ったお金と貯金のほとんどを使い，カツオの交通事故の被害者にお金を支払ったためである。

カツオはまだ入院中で，来月出産予定の身寄りのない奥さんのイサキのことが気掛りだった。

ところで，隣のいささか家も大変なことになっていた。なん物（70）がスランプで５年ほど執筆活動ができずにいたのだ。今まで出版した本も売れず収入がほとんど無く，この５年間は貯金で暮らしているといってもいい。新たな仕事といっても今まで外で働いた経験がなく年齢も高いことから，試験を受けるものの不採用通知が届くばかりである。カル（62）は心配してオロオロするだけである。

息子の甚六（30）は就職を機に一人暮らしを始めたが半年で辞めてしまい，現在もフリーターである。なん物と同様，就職試験を受けても採用されない。アパートの家賃を滞納し，そろそろ実家へ戻ろうかと悩んでいるところである。

娘のウキエ（27）は，国際結婚をし，今はアメリカで暮らしている。いささか夫婦は娘には心配をかけたくないと連絡をしていない。しかし，貯金もわずかとなり食事も十分に摂れないような状況になってきていた。

参考資料３－２

ワークシート３

＜各世帯を確認しよう＞

（ア）波平・フネ・ワカメ…　夫婦　＋　高校生

（イ）マスオ・サザエ・タラオ…　夫婦　＋　中学生

（ウ）カツオ・イサキ…　夫婦（もうすぐ出産予定）

（エ）なん物・カル　…　夫婦

＜各世帯の状況を読み取ろう＞

（ア）

名　　前	状　　況
波　平	最近様子がおかしい，ワカメと協力して（　フネ　）の介護
フ　ネ	（　脳卒中　）で倒れ，右半身に麻痺…通院，（　介護　）が必要
ワカメ	（　高校　）３年生，進学をあきらめ（　就職　）する予定，波平と協力して（　フネ　）の介護
世帯全体	家のローン返済は終わった，（　アパート　）に引っ越したばかり，（　貯金　）もほとんど使ってしまった

（イ）

名　　前	状　　況
マスオ	単身赴任したが（　精神疾患　）を発症し仕事を（　退職　）
サザエ	マスオの所へ行きパートで働くが，収入が少ない
タラオ	（　中学　）１年生
世帯全体	アパートで暮らす

（ウ）

名　　前	状　　況
カツオ	交通事故で現在（　療養中　）（入院中）
イサキ	もうすぐ（　出産　）予定，身寄りがない
世帯全体	（　貯金　）もほとんどなく，生活も困窮

（エ）

名　　前	状　　況
なん物	スランプでほとんど収入無し，就職試験は（　不採用　）ばかり
カル	なん物を心配しながら家事をしている
世帯全体	（　貯金　）もわずかとなり（　食事　）も十分摂れない

＜必要な扶助の種類を考えよう＞

①ア～エの世帯について，生活保護が必要か考え，必要なら○，不要なら×を書こう。

②それぞれの扶助が必要または不要である理由を考えて書こう。

③グループで生活保護が必要か話し合い，グループとしての意見をまとめよう。

参考資料３－３

ワークシート３

（ア）波平・フネ・ワカメ

扶助の種類	○×	理　　由
①生活扶助	○	波平が退職して収入がないから
②教育扶助	×	ワカメは義務教育が修了しているから
③住宅扶助	○	アパートの家賃代が必要だから
④医療扶助	○	フネの通院治療を受けているから
⑤介護扶助	○	フネが介護サービスを利用しているから
⑥出産扶助	×	出産を控えている人がいないから
⑦生業扶助	○	ワカメが高校に通っているから
⑧葬祭扶助	×	誰も亡くなっていないから

（イ）マスオ・サザエ・タラオ

扶助の種類	○×	理　　由
①生活扶助	○	サザエのパート代は月 10 万円程度であり，３人で暮らすのは厳しいから
②教育扶助	○	タラオは 13 歳で中学生だから
③住宅扶助	○	アパートの家賃代が必要だから
④医療扶助	○	マスオの精神疾患の治療が必要だから
⑤介護扶助	×	必要とする人がいないから
⑥出産扶助	×	
⑦生業扶助	×	
⑧葬祭扶助	×	

（ウ）カツオ・イサキ

扶助の種類	○×	理　　由
①生活扶助	○	貯金もほとんどない状態で，生活も困窮しているから
②教育扶助	×	必要とする人がいないから
③住宅扶助	○	家賃代が必要だから
④医療扶助	○	カツオの入院治療が必要だから
⑤介護扶助	×	必要とする人がいないから
⑥出産扶助	○	イサキが出産予定だから
⑦生業扶助	×	必要とする人がいないから
⑧葬祭扶助	×	必要とする人がいないから

参考資料３－４

ワークシート３

（エ）なん物・カル

扶助の種類	○×	理　　由
①生活扶助	×	自宅の売却が可能である。また，娘に扶養してもらうことも可能であるから
②教育扶助	×	
③住宅扶助	×	
④医療扶助	×	
⑤介護扶助	×	
⑥出産扶助	×	
⑦生業扶助	×	
⑧葬祭扶助	×	

＜各グループの発表を聞きながら，各世帯が受けられる保護の種類をまとめよう＞

扶助の種類	波平・フネ・ワカメ						マスオ・サザエ・タラオ						カツオ・イサキ						なん物・カル					
班	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
①生活扶助																								
②教育扶助																								
③住宅扶助																								
④医療扶助																								
⑤介護扶助																								
⑥出産扶助																								
⑦生業扶助																								
⑧葬祭扶助																								

・生活保護は，それぞれの状況によって給付される（　種類　）や（　基準　）が違う。
なぜなら，日本国憲法第（　25　）条にある（　最低生活の保障　）をするために，生活保護の（　基本原理　）・（　基本原則　）に基づき給付されるからである。

【思考力・判断力・表現力】

＜上の表から気付いたことを書こう＞

生徒の記入例

Ａ：生活保護を受けるには，原理・原則に基づき持ち家などを売却するなどしてからでないと受けられないこと学んだ。
Ｂ：生活保護を受けるには，家族の健康状態や人数によって違いがあることを学んだ。
Ｃ：どの家族も似たような扶助を受けていると思った。

参考資料３－５

【思考力・判断力・表現力】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・保護の種類が要保護者の状況により違うことを適切に表現していれば「B」。 ・「B」に加え，保護の決定が基本原理・基本原則に基づいて行われていることに気付き，それを給付される保護の種類の違いに関連させて記述していれば「A」。	・要保護者の状況によって給付される保護の種類に違いがあることに考えをまとめることができていない。 （指導の手立て） ・前時のワークシートを基に生活保護の種類や基本原理・基本原則をもう一度見直すように助言する。

参考資料４－１

ワークシート４

資料①：被保護世帯数，被保護人員，保護率の

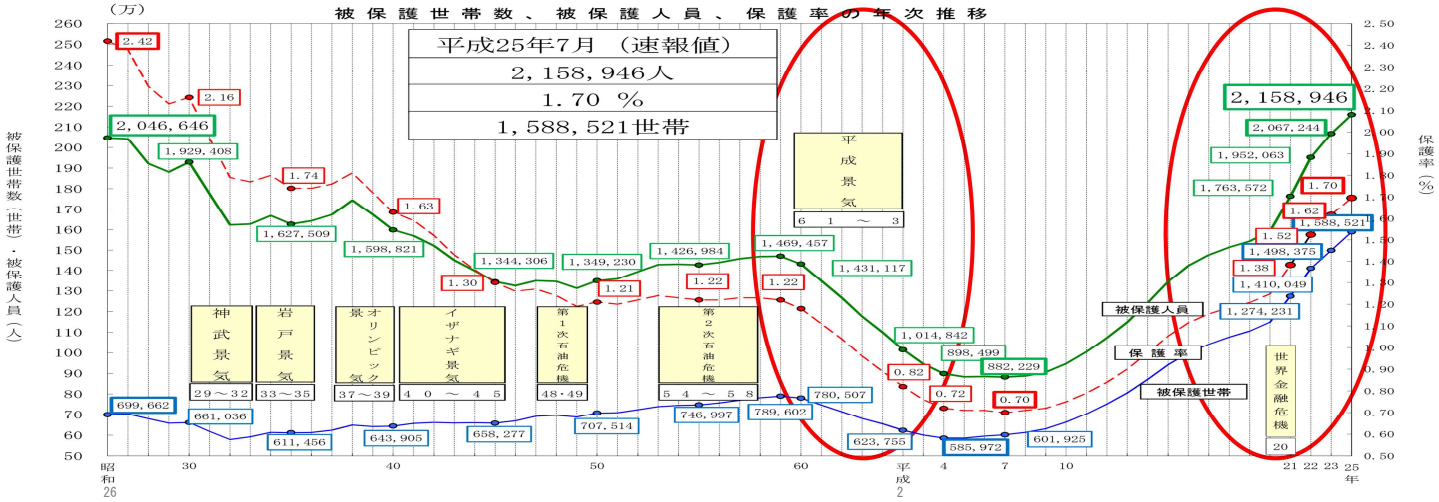

資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成 24 年３月以前の数値は福祉行政報告例）

※保護率とは，人口 1000 人に対して何人が生活保護を受けているかを表したもの

評価１【思考力・判断力・表現力】

◆グラフを見て①着目した箇所に赤印をしてみよう！②気付いた点を述べてみよう！個人

生徒の記入例（Ａ判定）

・景気の影響を受けやすく，最近では世界金融危機後の被保護世帯数，被保護人員数，保護率が全て上昇している。

生徒の記入例（Ｂ判定）

・不景気の時は，被保護世帯数が増える。また逆に好景気の時は,被保護世帯数が減る。

生徒の記入例（Ｃ判定）

・昔と同じくらい生活保護を受けているのが分かる。

参考資料４－２

ワークシート４

資料②：世帯類型別の保護世帯数と構成割

◆平成 15 年度

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯
世帯数	939, 733	435, 804	82, 216	336, 722	84, 941

資料：平成 15 年度福祉行政報告例

◆平成 25 年度

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1, 580, 991	715, 072	111, 448	465, 215	289, 256

資料：被保護者調査（平成 25 年 7 月概数）

【参考】その他の世帯のうち，年齢階級別にみた世帯員の構成割合　※20～29 歳：5.3%　50 歳以上：53.3%　（平成 23 年）

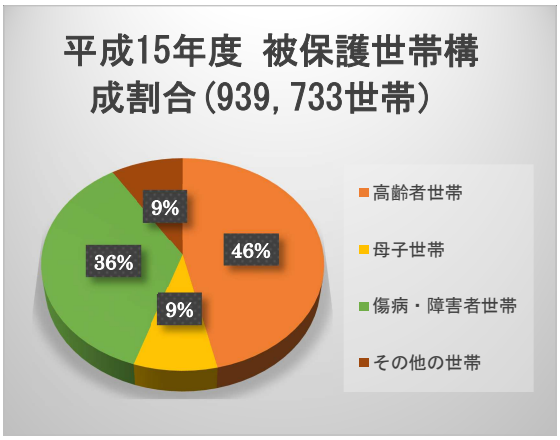

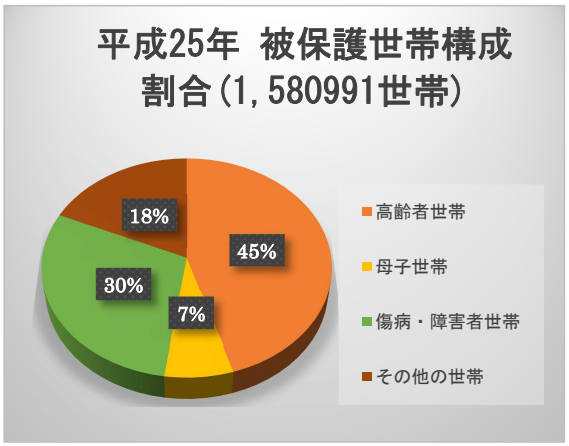

評価２【思考力・判断力・表現力】

◆10 年間の変化について，①グラフや表に着目した箇所に赤印をしてみよう！　②気付いた点を述べてみよう！個人

生徒の記入例（Ａ判定）

・全体の世帯数が増加しているその中の構成割合では高齢者世帯が一番多い。また，「その他の世帯」の数が倍に増えている。

生徒の記入例（Ｂ判定）

・高齢者の世帯が半分を占めている。

生徒の記入例（Ｃ判定）

・10 年前と比べて被保護世帯構成割合の内訳に変化がない。

参考資料４－３

ワークシート４

資料③：不正受給の状況

【１】不正受給件数，金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	１件当たりの金額	告発等
	件	千円	千円	件
19	15,979	9,182,994	575	12
20	18,623	10,617,982	570	26
21	19,726	10,214,704	518	23
22	25,355	12,874,256	508	52
23	(※1) 35,568	(※2)17,312,999	487	60

(※１)全生活保護受給世帯数に占める不正受給件数の割合は 2.4%(平成 23 年度)
(※２)保護費総額に占める不正受給額の割合は 0.5%（平成 23 年度）
(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

【２】不正受給の内容

内　訳	平成 23 年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	16,038	45.1
稼働収入の過少申告	3,403	9.6
各種年金等の無申告	8,821	24.8
保険金等の無申告	1,325	3.7
預貯金等の無申告	688	1.9
交通事故にかかる収入の無申告	527	1.5
その他	4,766	13.4
計	35,568	100.0

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

評価３【思考力・判断力・表現力】◆【１】,【２】の表で①着目した箇所に赤印をしてみよう！②気付いた点を述べてみよう！個人

生徒の記入例（Ａ判定）

・不正受給件数が増加しているのに比例して金額も多くなっている。稼働収入の無申告が一番多い。

生徒の記入例（Ｂ判定）

・不正受給件数が全体的に増加している。

生徒の記入例（Ｃ判定）

・不正受給が多くて驚いた。

参考資料４－４

ワークシート４

資料④：生活保護費負担金実績額の推移

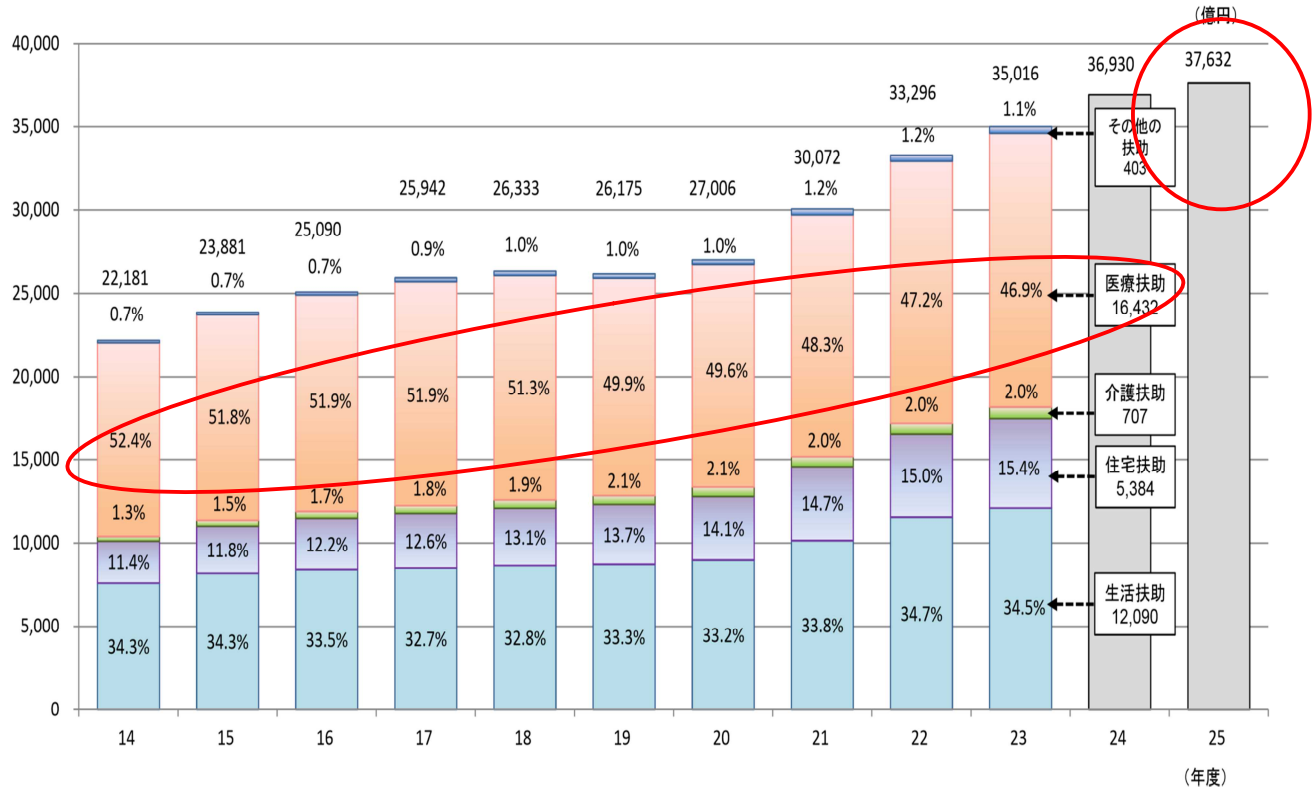

資料：生活保護費負担金事業実績報告

評価４【思考力・判断力・表現力】◆グラフを見て①着目した箇所に赤印をしてみよう！　②気付いた点を述べてみよう！個人

生徒の記入例（A判定）

・年々生活保護費負担金実績額が高くなっていて過去最高を更新している。また，医療扶助の割合が一番多い。

生徒の記入例（B判定）

・医療扶助の割合が約半分である。

生徒の記入例（C判定）

・生活保護費の順番，毎年変わらない。

参考資料４－５

【思考力・判断力・表現力】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・生活保護に関する最近の動向を，各グラフや表から１つは読み取ることができている。判断基準については，「A」の判断基準①，②のどちらか１つが読み取れていれば「B」。 ・「B」に加え，生活保護に関する最近の動向を，各グラフや表から２つ以上は読み取ることができていれば「A」。 ・評価１の判断基準は，①被保護人員・被保護世帯数が過去最高を更新し増加傾向にある。②景気の影響を受けやすい。の両方が読み取れている。 ・評価２の判断基準は，①保護世帯数が増加している中で，高齢者世帯が約半数を占めている。②「その他の世帯」が２倍に増加している。の両方が読み取れている。 ・評価３の判断基準は，①不正受給の件数・金額・告発件数が年々増加傾向にある。②稼働収入の無申告が全体の半数を占めている。の両方が読み取れている。 ・評価４の判断基準は，①生活保護費が年々増加し過去最高を更新している。②医療費扶助の割合が約半数を占めている。の両方が読み取れている。	・生活保護に関する最近の動向をグラフや表から読み取ることができていない。 （指導の手立て） ・各グラフや表の着目点となる箇所に印を付けるように助言する。

参考資料４－６

ワークシート４【関心・意欲・態度】

【グループワーク用】 HRNO＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　生活保護の現状について，他者の意見を記入してみよう。

		氏　名
資料①		
資料②		
資料③		
資料④		

【記入上の注意】・他者の意見を記入する際，簡潔に記入すること。また，誰の意見か分かるように記名をすること。

参考資料４－７

ワークシート４

２　生活保護の現状から見えてくる課題とは何か，グループでまとめてみよう。

３　改正生活保護法の主な改正内容とは

１　就労による（　自立　）の促進。（　就労自立給付金）の創設

２　健康・生活面等に着目した支援

３　（　不正・不適正　）受給対策の強化等

４　（　医療扶助　）の適正化

※1950 年に制定以来の本格的な改正。2014 年７月１日～

参考資料４－８

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・グループで生活保護に関する最近の動向について意見交換をする中で，各資料につき１つは自分の意見を述べることができれば「B」。	・グループで生活保護に関する最近の動向について意見交換をする中で，自分の意見を述べることができていない。 （指導の手立て） ・他の人の意見を参考にし，同じ意見であっても自ら発言できるように助言する。
・「B」に加え，グループで生活保護に関する最近の動向について意見交換をする中で，各資料につき２つ以上は自分の意見を述べることができれば「A」。	

参考資料５－１

ワークシート５

第５章　生活支援のための公的扶助
　第４節　生活資金の支援制度・ホームレスの自立支援

ホームレスの現状と自立支援

1 ホームレスとは

　失業・低収入などにより特定の（　住居　）を持たず，公園・河川・道路・駅その他の施設に寝泊まりをしている人々をいう（教科書 P145 図１）

2 ホームレスの現状について考えよう

Q１．どうして「ホームレス」になるのか

平成 24 年の「ホームレスの実態に関する全国調査」では，路上生活に至った理由は以下の通りとなっています。

- １　「仕事が減った」　34.0%
- ２　「倒産や失業」　27.1%
- ３　「病気やけがによる失業」　19.8%

Q２．あるホームレスの人の１日とは

４：00	起床
	アルミ缶回収
12：00	アルミ缶換金
13：00	昼食（数百円の弁当）
	仮眠
16：30	炊き出しに並ぶ
19：00	夕食（炊き出し）
19：30	アルミ缶が捨てられる場所の下見
	寝る場所を探しながら、歩いて身体を温める
22：00	睡眠（襲撃の恐怖と寒さ等で熟睡はできない）

いくら？になると思いますか
【参考】１キロ=90 円
約 1,500 円

ホームレスの人の１日から気付いた点を書いてみよう。

生徒の記入例

- アルミ缶回収などの仕事をして稼いでいる。
- 食事が１日に２食（昼食と夕食）だけである。
- 昼夜逆転の生活をしている。
- しっかり睡眠がとれていない。

参考資料５－２

ワークシート５

Ｑ３．ホームレス襲撃の実態とは

都内ホームレス，４割が襲撃経験　ＮＰＯ調査「実態は非常に深刻」

東京都内の駅や公園，河川敷などで生活するホームレスの４割が，石を投げられたり，殴られたりといった襲撃を受けた経験のあることが 14 日，生活困窮者への支援をするＮＰＯ法人「自立生活サポートセンター・もやい」などの調査で分かった。同法人などはこの日，ホームレス襲撃の実態調査や，都民への啓発活動をするよう都に申し入れた。要望書で「実態は非常に深刻。背景に社会的な差別や偏見を見て取れ，事態を放置すれば重大な被害を生みかねない」と訴えている。調査は６月 28 日～７月 14 日，アンケート形式で新宿や上野，浅草などで生活する 347 人のホームレスから聞き取った。

【2012 年 10 月 13～14 日に起きたホームレス襲撃事件】

10/13 日午前 3 時頃，JR 大阪駅高架下で野宿していた T さん（67）が，少年グループに頭や腹を殴られるなどの暴行を受け，搬送先の病院で翌 14 日，外傷性くも膜下出血で死亡した。ほかにも 13 日未明から 14 日未明にかけて阪急梅田駅周辺で，40～80 代の野宿者 4 人があいついで暴行を受け，1 人が脳挫傷で入院，3 人が負傷した。関与したとされる無職少年２人（16，17），飲食店アルバイト（16），鉄筋工（16）が殺人など，府立高校 1 年生（17）が傷害などで逮捕され，大阪家裁に送致された。少年らは中学校の同級生で，「殺す気はなかったが，殴ったらスカッとするのでやった」「面白半分というかノリで襲った」「死ぬとは思わなかった」などと供述。アルバイト少年の携帯電話には，T さんのほかに３人の野宿者を暴行する様子を撮影した動画が保存されていたという。

『子どもに「ホームレス」をどう伝えるか』より

★2 つの記事を読んで気付いた点を書いてみよう。

生徒の記入例

- 東京や大阪など,大都会でホームレス襲撃事件が起きている。
- 私たちと同じ年代の人たち（若者）が事件を起こしている。
- ホームレスの人を一人の人間として見ていない。　・人の命や人権を軽く考えすぎている。

★なぜ襲撃をするのでしょうかあなたの意見を書いてみましょう。

- 私たちと同じ年代の人たちが事件を起こしていることから，学校や家庭で差別や人権についてしっかり学んでこなかったから，軽い気持ちでこのような事件を起こしてしまうと思う。
- ホームレスについて理解不足のため。　・社会的な差別や偏見があるから。

生徒の記入例

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ホームレス襲撃に関する記事を読んで，気付いた点が書けていることでホームレス襲撃の現状が把握できていれば「B」。 ・「B」に加え，ホームレス襲撃に至る要因が書けていれば「A」。	・ホームレス襲撃に関する記事を読んで，気付いた点が記述できていない。 （指導の手立て） ・ホームレス襲撃の現状を把握する上で，着目する箇所に印を付けるように助言する。

参考資料５－３

ワークシート５

3 ホームレス問題を解決するためには･･･

～　６つの解決方法　～

① 炊き出し

② 差別や偏見をなくす教育

③ 国による景気対策

④ 法律や制度の整備

⑤ 行政による就労支援

⑥　寝場所の確保

Q１，上記の解決方法について，①個人，②グループで話し合って優先順位をつけてみよう。

【個人】

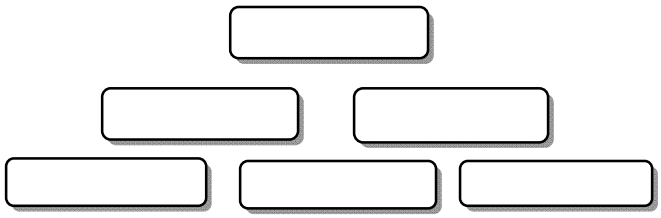

【グループ】

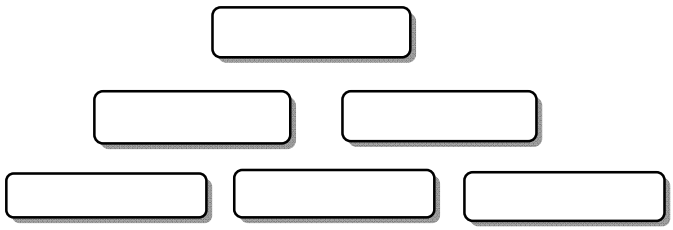

Q２，なぜ上記の順位に決めたのかを各自で書いてみよう。その後，グループの意見をまとめてみよう。

【個人】	【グループ】

Q３，ホームレス問題を解決するために，あなたにできることは何か考えてみよう。

生徒の記入例

・18 歳から選挙権が得られることから，ホームレス問題について取り組む政治家を選挙で選ぶ。
・学校の授業を通して，ホームレス問題について理解を深める。また，差別や偏見をなくすためにも道徳や人権教育についてしっかり学ぶ。
・ボランティア活動やＮＰＯ法人の活動に参加する。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・ホームレス問題を解決するために，現状と課題を踏まえた上で自分にできることを１つ記述できていれば「B」。	・ホームレス問題を解決するために，現状と課題を踏まえて自分の考えを記述できていない。 （指導の手立て） ・グループワークを通して出された解決策を参考にするように助言する。
・「B」に加え，ホームレス問題を解決するために，現状と課題を踏まえた上で自分にできることを２つ以上記述できていれば「A」。	

参考資料６－１

ペーパーテスト

1　社会保障制度体系について，次の空欄に適する語を語群から選び答えなさい。【知識・理解】

	制度区分	運営資金	主な内容	
社会保障制度	社会保険	（１）が中心	（３）	病気や負傷，死亡，出産などの費用を保険給付する制度
			（４）	老齢，障害，生計維持者の死亡による所得の減少や喪失を補うための金銭給付制度。
			（５）	失業等給付と二事業がある
			（６）	仕事・通勤途中の病気やケガに対する補償
			介護保険	介護が必要になった時にサービスが受けられる。対象者は， 第（７）号被保険者…65 歳以上の者 第（８）号被保険者…40 歳以上 65 歳未満の（３）加入者
	社会福祉	（２）が中心	（９）	個人の努力や社会保険制度などでは最低限度の生活を営むことができなくなった場合に生活保護制度がある。 生活保護制度には，（10）としての役割がある。

【語群】　・保険料　・労災保険　・医療保険　・年金保険　・雇用保険　・税金　・公的扶助
・１　・２　・セーフティーネット

2　生活保護法の目的について，次の空欄に適する語を語群から選び答えなさい。【知識・理解】

生活保護法は，日本国憲法第 25 条に規定されている（１）の理念に基づき，（２）が生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の（３）に応じ，必要な保護を行い，その（４）の生活を保障すると共に，その（５）を助長することを目的としている。

3　生活保護制度の基本原理・基本原則について，次の空欄に適する語を語群から選び答えなさい。
【知識・理解】

基本原理	（１）の原理	生活に困窮する国民の保護を，国の責任において行う
	（２）の原理	人種，信条，性別，社会的身分などはもとより，生活困窮に陥った（３）に差別されることはなく，生活に困窮しているという（４）だけに着目して保護を行う
	（５）の原理	日本国憲法第 25 条の規定にもとづき，健康で（６）な生活水準を維持することができるものでなければならない
	保護の（７）の原理	生活の困窮している者が利用できる資産や（８）などを活用することを要件にする 民法上の扶養義務や，他の法律や施策による給付は，すべての保護に（９）して行われる
基本原則	（10）の原則	保護は，本人や扶養義務者，同居の親族などの申請で行う
	基準および程度の原則	保護は，（11）が定める基準により最低生活費を計算し，そこから本人の収入や資産を差し引いた（12）を補う程度において行う
	（13）の原則	保護は，年齢別や健康状態など個々の実情に即して行う
	（14）単位の原則	保護は，（14）を単位に行うが，事情により（15）を単位に行う場合がある

【語群】　・無差別平等　・原因　・経済状態　・最低生活保障　・申請保護　・個人　・世帯　・能力
・必要即応　・優先　・国家責任　・不足分　・補足性　・厚生労働大臣　・文化的

参考資料６－２

ペーパーテスト

4　表１，表２について，次の問に答えなさい。【知識・理解】

表１：生活保護の種類	
生活扶助	ア　食費，光熱費，被服費，水道費など日常生活を維持するための基本的な生活費
教育扶助	（１）を受けるために必要な教科書など学用品・通学費や学校給食費等
（２）	家賃や地代の住宅費，家屋補修費等
（３）	傷病の治療と，それに伴う入院や看護費用等
（４）	訪問介護や通所介護や介護老人福祉施設の費用等
（５）	分娩や出産に必要な費用
生業扶助	小規模事業を営むための費用，技能習得や就職の費用等，（６）への就学費用など
（７）	検案，死体の運搬・火葬・埋葬等の費用

表２：保護施設の種類	
（８）	身体上，または，精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者に生活扶助を行う施設
（９）	身体上，または，精神上の理由により，養護及び生活指導を必要とする者に生活扶助を行う施設
医療保護施設	医療を必要とする者に（10）を行う施設
授産施設	就労または技能の取得のために必要な機会を与えるなど（11）を目的とした施設
宿所提供施設	住居のない者に対して，（12）を行う施設
【語群】　・更生施設　・救護施設　・介護扶助　・医療扶助　・住宅扶助　・生業扶助　・養護施設	

問１　表１（１）～（７）について，空欄に適する語を答えなさい。
問２　表１下線アのそれぞれの費用を生活扶助基準の第１類と第２類に分類しなさい。
問３　生活保護の種類のうち，現物給付によって行われるものを２種類あります。答えなさい。
問４　表２（８）～（12）について，空欄に適する語を語群から答えなさい。

5　次の事例を読んで，受給できる生活保護の種類とその理由を答えなさい。【思考・判断・表現】

母（パート：39 歳），長男（高校生：16 歳），長女（中学２年生：14 歳）の母子世帯。夫は２年前，会社帰りに交通事故に遭い亡くなった。夫が亡くなってからしばらくの間，月 10 万円程度のパート代と貯金を取り崩して生活してきたが，残金もなくなり，最近では光熱費や家賃を滞納するようになった。母親は，夫の死後，精神的に不安定となり精神科に通院している。

6　生活保護の実施体制について，次の問に答えなさい。【知識・理解】

国（厚生労働省）	（１）の決定。都道府県知事や市町村長の監査・指導等を行う
都道府県知事 市町村長	国の委託を受けた（２）として生活保護の事務を管理実施している 保護に関する事務は，（３）に委任されている。

問１　国，都道府県，市町村の役割分担について，表の空欄に適する語を答えなさい。
問２　申請を受けた福祉事務所は，その世帯の家族や収入等の調査を行うのは誰か答えなさい。
問３　保護の可否を判断し，何日以内に決定しなければならないか答えなさい。
問4　保護申請に対する決定内容等に不服がある場合には誰に対して審査請求するか，また，不服がある場合は，誰に対して再審査請求ができるかそれぞれ答えなさい。
問５　生活福祉資金貸付制度とは，どのような制度であるか簡単に説明しなさい。
問６　問５の制度の中で，生活再建までの間に必要な生活費用の貸付金を何というか答えなさい。

資料６－３

ペーパーテスト

7　次の図１・２について，次の問に答えなさい。【思考・判断・表現】

図１

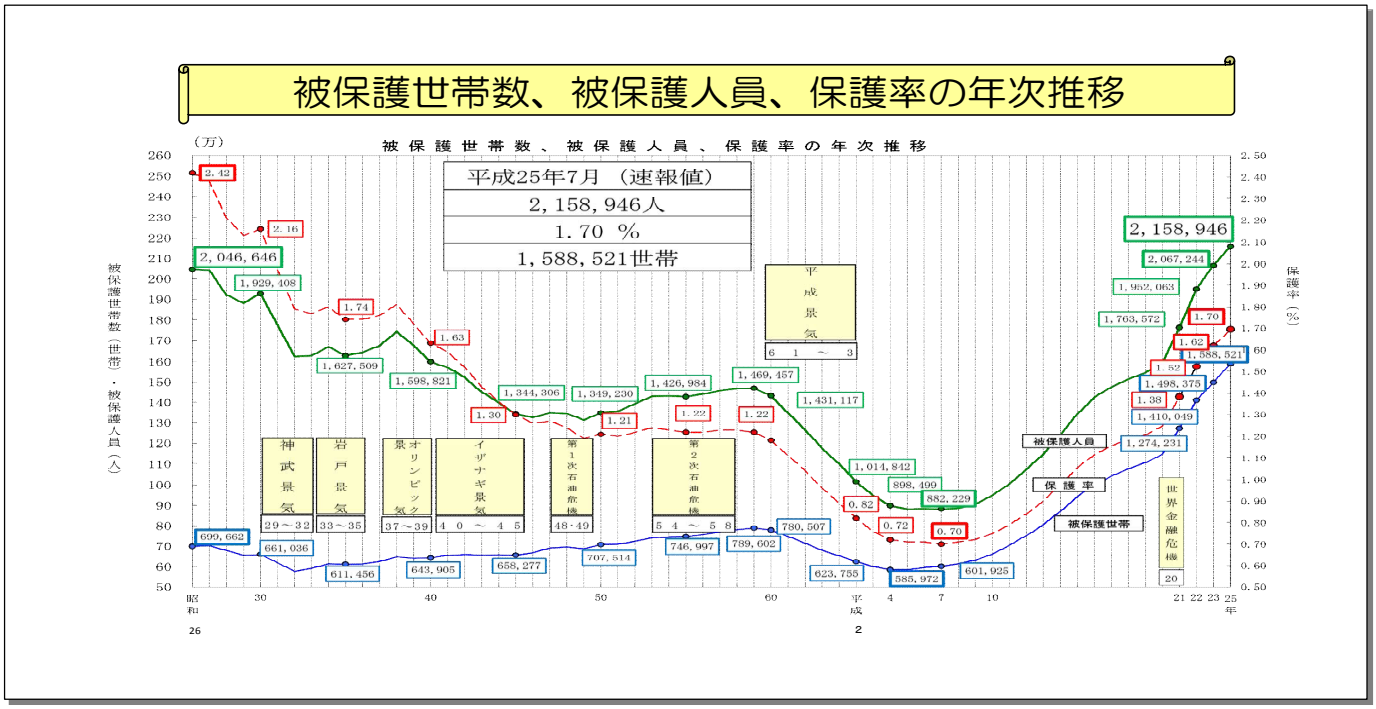

図２

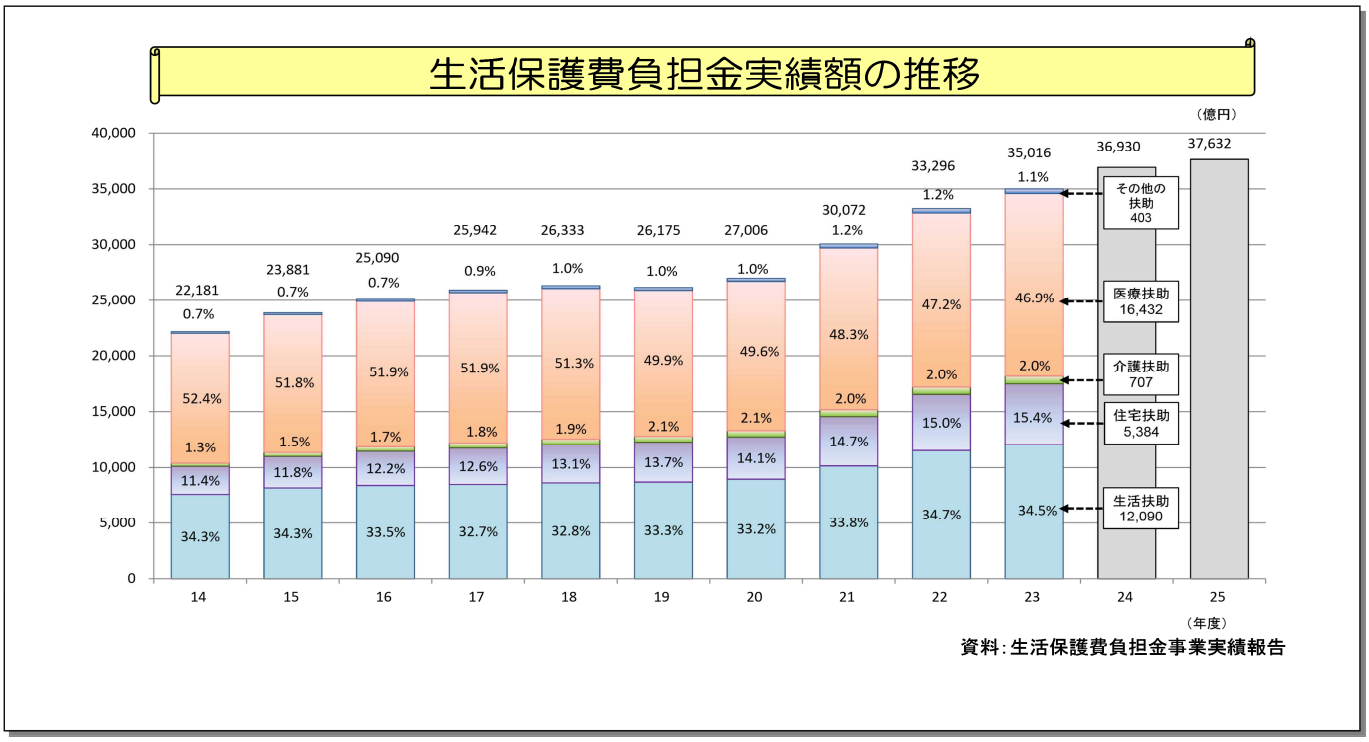

参考資料６－４

ペーパーテスト

問１　図１について，近年，被保護世帯数，被保護人員数も上昇し過去最多を記録している。なぜ上昇しているか経済状況を踏まえて答えなさい。

問２　図１について，最近の被保護世帯で最も多い世帯は次のうちどれか答えなさい。

・高齢者世帯　　・傷病，障害者世帯　　・母子世帯

問３　図２について，平成 25 年度の生活保護費負担金はいくらか答えなさい。
（解答例）10 億 5000 万円

問４　図２について，医療扶助費が保護費全体の約半分を占めているが，その主な理由を答えなさい。

問５　医療扶助の適正化のために，改正生活保護法が施行されたのは何年か答えなさい。

８　ホームレスの現状と自立支援の取り組みについて，次の問に答えなさい。【６，思考・判断・表現】

問１　ホームレスとは一般にどのような人々のことをいうか答えなさい。

問２　厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査 2014 年」で，路上生活に至った理由として最も多いものは何か答えなさい。

問３　全国におけるホームレスの分布状況をから，その特徴を答えなさい。

問４　ホームレス襲撃事件の記事を読んで，若者による襲撃を無くすためには学校でどのような教育を行う必要があるか具体的に答えなさい。

問５　ホームレス問題の解決に向けて 2002 年に制定された法律を答えなさい。

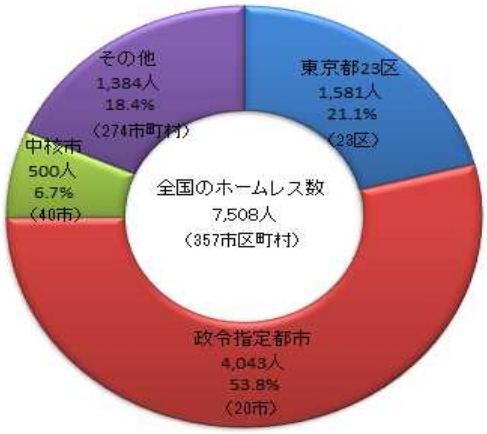

全国におけるホームレスの分布状況

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査 2014 年」

大阪のホームレス襲撃，５人逮捕　少年「面白半分」と供述

大阪・梅田のホームレス襲撃事件で，曽根崎署捜査本部は 22 日，T さん（67）に対する殺人容疑で大阪府内の 16～17 歳の少年４人を，傷害容疑で府立高校の男子生徒（17）を再逮捕した。捜査本部によると，４人は「殺すつもりはなかった」と話している。「面白半分というか，ノリでやった」「サッカーのシュートのように蹴った」との供述もあり，詳しく事情を聴く。５人は別の強盗致傷容疑で逮捕され，ホームレス襲撃への関与をほのめかす供述をしていた。周辺では 13，14 両日，路上生活をしていた男性が襲われ負傷する事件が相次いでおり，捜査本部は関連を調べる。

(4)生活を支える社会保障制度　イ　生活支援のための公的扶助

組	席番	生徒名	関心意欲態度												思考判断表現																								技能														知識理解																								単元の総括	
			ワークシート4		ワークシート5								平均値	総括	ワークシート2		ワークシート2		ワークシート3		ワークシート4		ワークシート5		ペーパーテスト		問5		問7		ペーパーテスト		問8		平均値	総括	ワークシート2										平均値	総括	ワークシート1		ワークシート1		ペーパーテスト		問1		ペーパーテスト		問2		ペーパーテスト		問3		ペーパーテスト		問4		ペーパーテスト		問6		平均値	総括	平均値	総括
			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123				
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	B	2	A	3	A	3	C	1	C	1	2.4	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	2.7	A(3)	2.8	A(3)
			A	3	B	2	未入力		未入力		未入力		2.5	A(3)	B	2	A	3	B	2	A	3	B	2	A	3	B	2	B	2	2.4	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.9	A(3)	2.7	A(3)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	A	3	2.8	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	2.7	A(3)	2.9	A(3)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	C	1	C	1	C	1	A	3	A	3	B	2	C	1	1.9	B(2)	C	1	未入力		未入力		未入力		1.0	C(1)	C	1	C	1	A	3	A	3	B	2	C	1	1.9	B(2)	1.9	B(2)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	C	1	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.6	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.9	A(3)	2.9	A(3)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	B	2	2.6	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	C	1	2.6	A(3)	2.8	A(3)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	B	2	2.6	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.9	A(3)	2.9	A(3)
			C	1	A	3	未入力		未入力		未入力		2.0	B(2)	A	3	A	3	C	1	B	2	A	3	A	3	B	2	B	2	2.4	B(2)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	B	2	A	3	A	3	A	3	C	1	2.6	A(3)	2.5	B(2)
			A	3	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	A	3	2.9	A(3)	A	3	未入力		未入力		未入力		3.0	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	B	2	2.9	A(3)	2.9	A(3)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎　　（４単位）　　学年：第　２　学年　　生徒数：　39　人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
（４）生活を支える社会保障制度 イ　生活支援のための公的扶助	（関心・意欲・態度） ・生活支援のための公的扶助について関心をもち，生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向，各制度が生まれてきた社会的背景，理念，現状について探究しようとしている。	A　８９．７％（３５人） B　１０．３％（４人） C　０．０％（０人）	・生徒にとって取り組みやすい事例や新聞記事などを活用したことで，生活支援のための公的扶助について，関心を持ち意欲的な態度で学習に取り組むことができた。 ・生徒にとって身近な問題として取り上げる必要がある。	・生活保護制度については，現在の社会情勢を踏まえると私たちの生活の中で，セイフティネットの役割とその重要性を理解するために引き続き学習指導要領に盛り込まなければならない内容である。 ・生徒にとって身近な問題として取り組むことができる教材が必要である。 ・ＩＣＴ機器を用いて，生活保護に関する最新の資料や情報を収集することができた。また，それらを基にグループワーク等，言語活動の充実を図ることで生活保護制度の現状と課題について主体的に学ぶ姿勢を養うことができた。 ・生活保護制度に関する基礎的な知識の定着を図った上でなければ，思考力や判断力を養うことができない。
	（思考・判断・表現） ・生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向などについて思考を深め，基礎的な知識と技術を基に適切に判断し，その過程や結果を適切に表現している。	A　３３．３％（１３人） B　６１．５％（２４人） C　５．２％（２人）	・生活保護に関する基本的な知識を活用し，グループワーク等を通して言語活動の充実を図ることで，思考力・判断力・表現力を養うことがおおむねできた。 ・主体的に学ぶ態度を養う観点から言語活動のより一層の充実を図る必要がある。 ・「Ｃ」の２人に対する手立てとして，個別的に助言・指導を行い「Ｂ」以上とした。	
	（技能） ・生活支援のための公的扶助に関する様々な資料や情報を収集し，適切に選択して活用している。	A　１００．０％（３９人） B　０．０％（０人） C　０．０％（０人）	・ICT 機器を活用し，自分たちの住む市町村の保護基準を適切に調べることができた。 ・教材としての資料や情報は，最新のものを用いる必要がある。	
	（知識・理解） ・生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向など，生活支援のための公的扶助について基礎的な知識を身に付け，社会的背景及び施策の概要と現状，課題と関連付けて理解している。	A　６１．５％（２４人） B　３５．９％（１４人） C　２．６％（１人）	・生活保護制度の基本原理や保護の原則，保護の種類，保護の動向などに関して，教科書やワークシートを用いることで基礎的な知識を身に付けることができた。また，具体的な事例を用いることで生活保護に関する現状と課題について理解を深めることができた。 ・「Ｃ」の１人に対する手立てとして，個別的な課題に取り組ませ「Ｂ」以上とした。	

社会福祉基礎　事例
単元名　（４）　生活を支える社会保障制度
エ　高齢者福祉と介護保険制度

（１）単元の目標

高齢者福祉と介護保険制度に関する基礎的・基本的な知識を身に付けさせ，各制度が生まれてきた社会的背景，理念，現状と課題を具体的に理解させる。

（２）単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・高齢者福祉と介護保険制度について関心をもち，関係する法規や各制度が生まれた社会的背景，理念，社会福祉サービスの現状と課題について意欲的に追求する態度を身に付けている。	・高齢者福祉と介護保険に関する各制度が生まれた社会的背景，理念，社会福祉サービスの現状と課題について，基礎的な知識を基に考察し，その過程や結果を適切に表現する能力を身に付けている。	・高齢者福祉と介護保険制度に関する資料や情報を収集・選択して活用し，的確にまとめる技術を身に付けている。	・高齢者福祉と介護保険制度について基礎的な知識を身に付け，それぞれの現状や課題と関連付けて，各施策の役割や意義について理解している。

（３）指導と評価の計画（１５時間）

次　程	内　　容	時　間
第一次	人口の高齢化と高齢者福祉	１時間
第二次	高齢者の健康保持と社会参加	１時間
第三次	介護保険制度	３時間
第四次	介護保険制度見直し	２時間
第五次	高齢者虐待防止	１時間
第六次	高齢者の在宅サービス	３時間
第七次	認知症ケア	１時間
第八次	介護保険施設	１時間
第九次	老人福祉施設等	１時間
第十次	高齢者福祉の将来	１時間

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第一次（1時間）	人口の高齢化と高齢者福祉 【ねらい】少子高齢社会について理解するとともに，わが国が抱える課題，新たな高齢社会の方向性について考察する。					
	■わが国の高齢化の特徴とその要因について理解を深める。				●	・他の先進国と比較したわが国の高齢化の特徴とその要因について理解している。 ［ペーパーテスト1］
	■少子高齢社会における高齢者福祉の課題について考察したことをワークシートにまとめる。		●			・要介護高齢者の増加などについて理解し，高齢者が活躍できる環境整備の意義について考察を深めている。 ［ワークシート１］
第二次（1時間）	高齢者の健康保持と社会参加 【ねらい】高齢者の健康づくり，介護予防について理解し，高齢者の社会参加の意義について学ぶ。					
	■健康寿命の現状について理解を深める。			●		・健康寿命について理解し，現状について資料から適切にまとめている。 ［ペーパーテスト2］
	■「介護予防」の具体的内容についてワークシートにまとめる。	●				・健康に留意した日常生活，健康診断，身体的な活動，楽しみや生きがいのある生活などについてまとめている。 ［ワークシート２］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第三次（3時間）	介護保険制度 【ねらい】介護保険制度創設の意義を理解し，介護保険制度の概要について学ぶ。					
	■介護保険制度が創設された社会的背景について考察し，自分の意見をワークシートにまとめる。	●				・介護保険制度創設以前における高齢者の保健医療及び福祉の状況について考察したことを適切にまとめている。 ［ワークシート３］
	■介護保険制度創設により，介護サービスの在り方がどのように変化したか，また，介護保険制度の概要について理解を深める。				●	・介護保険制度では，利用者のサービス選択に伴って介護サービスの在り方が変化したことを理解し，介護保険制度の保険者及び被保険者，要介護認定などについて基礎的な知識を身に付けている。 ［ペーパーテスト3］
第四次（2時間）	介護保険制度見直し 【ねらい】介護保険制度が見直された背景を踏まえ，予防重視型システムへの転換がなされている経緯を理解する。					
	■介護保険制度改正に影響を及ぼしている社会的背景について，自分の意見をワークシートにまとめる。			●		・介護保険サービス利用者の増加，介護保険総費用の増加，要支援・要介護１の利用者の増加，認知症高齢者の増加などについて適切にまとめている。 ［ワークシート４］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第四次（2時間）	■介護保険制度の現状を踏まえ，介護保険制度改正の基本的視点について理解を深める。				●	・予防重視型システムへの転換，地域包括ケアの推進などの基本視点や内容について理解している。 ［ペーパーテスト4］
第五次（1時間）	高齢者虐待防止 【ねらい】高齢者虐待防止法の基本的な視点について理解し，虐待防止のために必要な取組について考察する。					
	■高齢者虐待の定義及び現状について理解を深める。				●	・高齢者虐待の定義及び件数，被虐待者，虐待者などの状況について基本的な知識を身に付けている。 ［ペーパーテスト5］
	■高齢者虐待の要因及び虐待防止について考察したことをワークシートにまとめる。		●			・高齢者虐待に関する要因及びその解決の手立てについて考察したことを適切にまとめている。 ［ワークシート５］
第六次（3時間）	高齢者の在宅サービス 【ねらい】高齢者の在宅サービスの概要及び地域包括支援センターの機能について理解し，その意義を考察する。					
	■社会的背景を踏まえ，高齢者の在宅サービスの意義についてグループで討論し，自分の意見をワークシートにまとめる。	●				・高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加，介護の必要な高齢者の増加などから，在宅サービスの必要性について探究しようとしている。 ［ワークシート６］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第六次（3時間）	■高齢者在宅福祉サービス及び地域支援事業の種類とその内容について理解を深める。				●	・介護保険制度の介護給付及び予防給付に関する在宅福祉サービス，地域支援事業の種類と内容について基本的な知識を身に付けている。 ［ペーパーテスト6］
	■介護予防・日常生活総合支援事業の意義について考察したことをワークシートにまとめる。		●			・要支援者の能力を最大限活かしつつ，多様なサービスを提供する仕組みについて思考を深め，適切にまとめている。 ［ワークシート７］
第七次（1時間）	認知症ケア 【ねらい】地域密着型サービスの概要を理解し，認知症ケアにとって有効なサービスであることを考察する。					
	■地域密着型サービスの種類やその内容について理解を深める。				●	・認知症高齢者にとって，安心して生活できる環境が重要であることを理解している。 ［ペーパーテスト7］
	■地域密着型サービスの概要及び特徴について理解し，認知症ケアに有効である根拠をワークシートにまとめる。			●		・家庭や地域社会との関係の継続や小規模できめ細かい対応などが認知症ケアにとって有効であることを適切にまとめている。 ［ワークシート８］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第八次（1時間）	介護保険施設 【ねらい】介護保険施設の体系とその機能について理解し，個人を尊重したケアについて考察する。					
	■介護保険施設の概要について理解を深める。				●	・介護保健施設について，入所者の要件やサービス内容について理解している。 ［ペーパーテスト8］
	■ユニット型介護老人福祉施設が認知症高齢者の生活環境として適切である理由を考察し，自分の考えをワークシートにまとめる。		●			・なじみのある環境で自分らしい生活ができることなど，ユニットケアの特徴が認知症高齢者に適した環境であることを適切にまとめている。 ［ワークシート９］
第九次（1時間）	老人福祉施設 【ねらい】老人福祉法における老人福祉施設等の機能と意義について理解する。					
	■介護保険施設以外の老人福祉施設や高齢者の住宅，特定施設入居者生活介護について理解を深める。				●	・養護老人ホーム，ケアハウス，有料老人ホーム，サービス付高齢者住宅などの特徴及び特定施設入居者生活介護について基本的な知識を身に付けている。 ［ペーパーテスト8］
	■高齢者の生活の場として望ましい環境などについて関心をもち，グループ討論し，自分の意見をワークシートにまとめる。	●				・バリアフリー化，生活支援，介護サービスなど，高齢者の生活の場として必要な条件について適切にまとめている。 ［ワークシート 10］

次程	ねらい・学習活動	評価の観点				評価規準・評価方法
		関	思	技	知	
第十次（1時間）	高齢者福祉の将来 【ねらい】高齢者が住み慣れた地域で生活するためのネットワークづくりの必要性と今後の高齢者福祉の在り方について考察する。					
	■地域包括ケアシステムが重視されている社会的背景について考察する。		●			・高齢者が住み慣れた地域で生活するために，単身世帯や夫婦のみ世帯の増加，認知症高齢者の増加などの課題解決において，地域におけるサポートが不可欠であることが考察できている。 ［ペーパーテスト9］
	■ＴＶ番組を通して，地域包括ケアシステムの概要を理解し，その意義についてワークシートにまとめる。			●		・地域包括ケアシステムによって，高齢者の生活がどのように変化するかを適切にまとめている。 ［ワークシート11］

（４）観点別評価資料

参考資料１

板書計画１

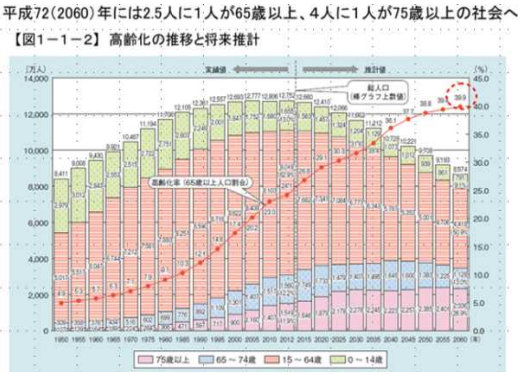

第４章　高齢者福祉

第１節　人口の高齢化と高齢者福祉

1　わが国の人口動向

少子高齢化

生産年齢人口減少→労働力不足

高齢化の地域格差

3　高齢化の特徴と要因

日本・・・他の先進国と比べ，急速に進んだ

将来　高齢化率がきわめて高くなる

↑（原因）

・高齢者人口の増加（平均寿命の延び）・・・喜ばしいこと

・出生率の低下（女性の社会進出・・・晩婚化・仕事と育児の両立困難）

4　少子高齢社会における高齢者福祉の課題

要介護高齢者の増加　寝たきりの長期化

介護者の高齢化

一人暮らし高齢者の増加

【課題】

①　介護の社会化

②　子どもを育てやすい環境

③　高齢者が活躍（労働）できる環境

和歌山県市町村別
高齢化率をスライド
資料で説明

ワークシート１

少子高齢社会においては，高齢者の活躍が期待されているが，その意義を考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・労働人口の減少により，高齢者を支えるための経済的負担が重くなることから，高齢者が就労し収入を得ることの意義，また，社会参加が介護予防につながり，介護費用の軽減につながることについて書けていれば「B」。	・高齢者の就労や社会参加の意義について適切な意見が書けていない。 （指導の手立て） ・少子高齢社会の課題について質問しながら記入させる。
・「B」に加え，高齢者の社会貢献などについて考察できていれば「A」。	

参考資料２

板書計画２

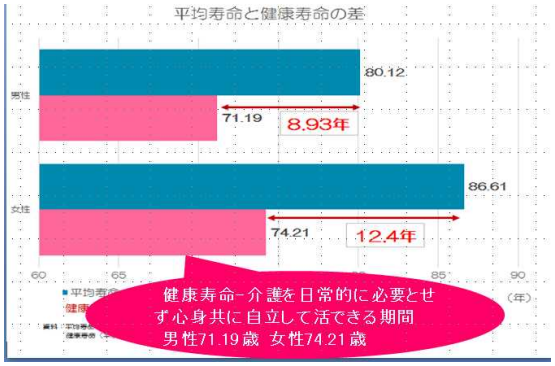

第２節　高齢者の健康保持と社会参加

１　老化の特徴

・全身的に衰える
・病気にかかりやすい
・複数の病気をもつ
・療養期間が長い
・個人差が大きい

２　健康意識と介護予防

・健康意識：健康だと感じている高齢者も多い
・健康寿命：介護を日常的に必要とせず心身共に自立して生活できる期間
　　男性 71.19 歳・女性 74.21 歳
・介護予防：特定健康診査　特定保健指導　40 歳以上
　　メタボリックシンドロームに着目　生活習慣病予防

３　社会参加の促進と現状

「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」

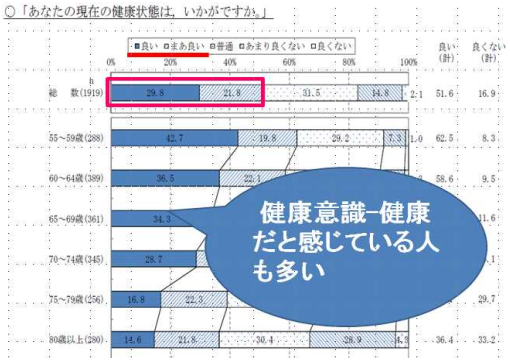

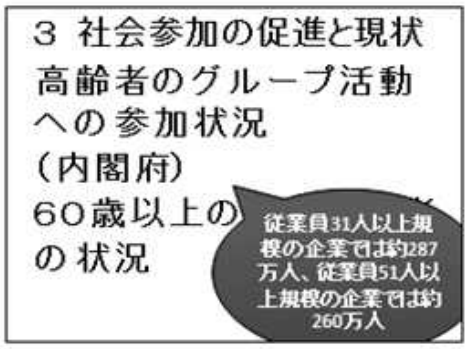

ワークシート２

「介護予防」の考え方が重要であるが，その手段について考えよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・健康に留意して日常生活を送る，健康診断を受ける，身体的な活動を行う，日常生活の自立を図るなどのうち複数について書けていれば「B」。	・介護予防につながる適切な日常生活の留意点が書けていない。 （指導の手立て） ・高齢者が介護の必要な状態になる原因について考えさせ，それを防ぐ手立てについて質問しながら記入させる。
・「B」に加え，楽しみや生きがいのある生活の重要性について書けていれば「A」。	

参考資料３－１

板書計画３

第３節　介護保険制度（１）

１　介護保険制度とは

高齢期の将来に対する不安・・・「健康」「介護」
老人福祉・老人保健→2006 年４月～介護保険
介護問題を社会全体で支える→社会保険方式

老人福祉制度
応能負担（措置）公費
特養　ホームヘルプサービス
ショートステイ　デイサービス
福祉用具給付・貸与など

老人保健（医療）制度
応益負担（契約）
医療保険料+公費
老人保健施設　療養病床
訪問看護　デイケア
訪問リハビリテーション

→

介護保険制度
応益負担（契約）
介護保険料+公費

介護保険制度が始まり，介護サービスがどのように変化したか学ぶ。

【創設の目的と意義】
① 介護の社会化
② 措置から社会保険へ→利用者の選択・利用者本位
③ サービスの一元化
④ サービスの質の向上
⑤ ケアマネジメントの導入

ワークシート３

わが国において，介護保険制度が必要となった社会的背景についてまとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・介護サービスの必要が増大した，家族介護が困難になった，医療費が激増した，サービス利用が複雑であったことなどについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，根拠を適切に考察し，説明できていれば「A」。	・介護保険制度創設につながる適切な状況が書けていない。 （指導の手立て） ・ノートの記述を参考にして，書き写すよう助言する。

参考資料３－２

スライド資料

創設の目的
(1)介護の社会化

肉体的にも精神的にも、経済的にも家族に依存してきた高齢者介護を、社会連帯の精神によって社会全体で支えていこうとするもの。

創設の目的
(2)措置から社会保険へ→利用者の選択

高齢者介護を措置制度から社会保険制度へと大きく転換し、サービス利用者と提供者が対等な関係で自由にサービスを選択するしくみをめざした。

創設の目的
(3)サービスの一元化

保健・医療・福祉に分立していた介護サービスやその手続き、費用負担などの統一が行われ、サービスが総合的に提供されることをめざした。

創設の目的
(4)サービスの質の向上

民間営利企業や協同組合、NPOなどの民間非営利団体も介護事業者となることができるようになり、サービス利用者が自由にサービスを選択できることが質の向上につながっている。

創設の目的
(5)ケアマネジメントの導入

要介護状態や生活状況、また本人の希望を把握し、介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、事業者との調整を行い、サービスの結果を確認する。

参考資料４

板書計画４

第３節　介護保険制度（１）

２　保険者と被保険者

【保険者】

（実施主体）市町村及び特別区
　　身近な自治体
　保険料の徴収，被保険者の資格管理
　要介護認定

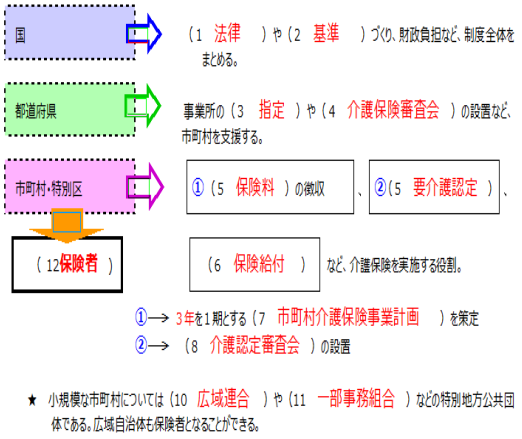

【被保険者】

・第１号被保険者・・６５歳以上の者（市町村の区域内に住所を有する）
・第２号被保険者・・４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者（市町村の区域）

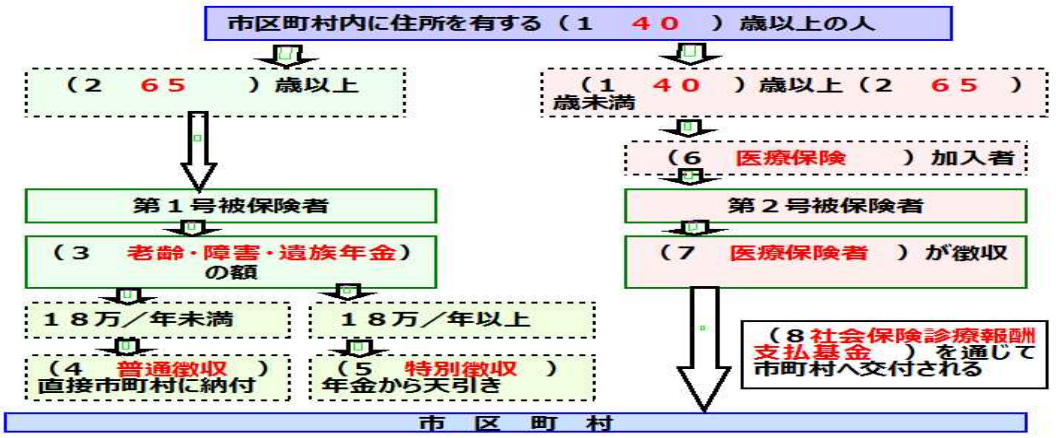

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	（ 市町村の区域内に住所を要する ） ６５歳以上の者	（ 市町村の区域内に住所を要する ） ４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者
受給権者	要介護状態（常時介護を要する状態） 要支援状態（介護の軽減または悪化の防止が必要もしくは日常生活に支障）	左のうち、特定疾病によるもの
保険料負担	所得段階別定額保険料（低所得者の負担軽減）	・健保：標準報酬×介護保険料率（事業主負担あり） ・国保：所得割、均等割等に按分（国庫負担あり）
賦課・徴収方法	年金額一定以上は特別徴収（年金天引）、それ以外は普通徴収	医療保険者が医療保険料と共に徴収し、納付金として一括して納入

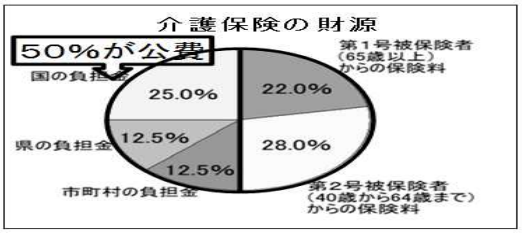

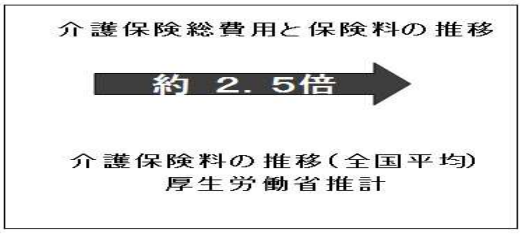

参考資料５

板書計画５

第３節　介護保険制度（１）

３　介護サービス利用までの流れ

①　市区町村の窓口に申請

②　訪問調査→一次判定＋主治医意見書→二次判定（介護認定審査会）
　　→認定・結果通知　※介護保険審査会への審査請求

③　介護サービス計画（ケアプラン）の作成

④　サービスの利用

【介護保険給付の対象】

要介護状態・・・常時介護を要する状態

要支援状態・・・日常生活に支障

【要介護・要支援の認定有効期間】

新規認定・変更認定・・・６ヶ月（申請日から）

更新認定・・・１２ヶ月（前回の満了日から）

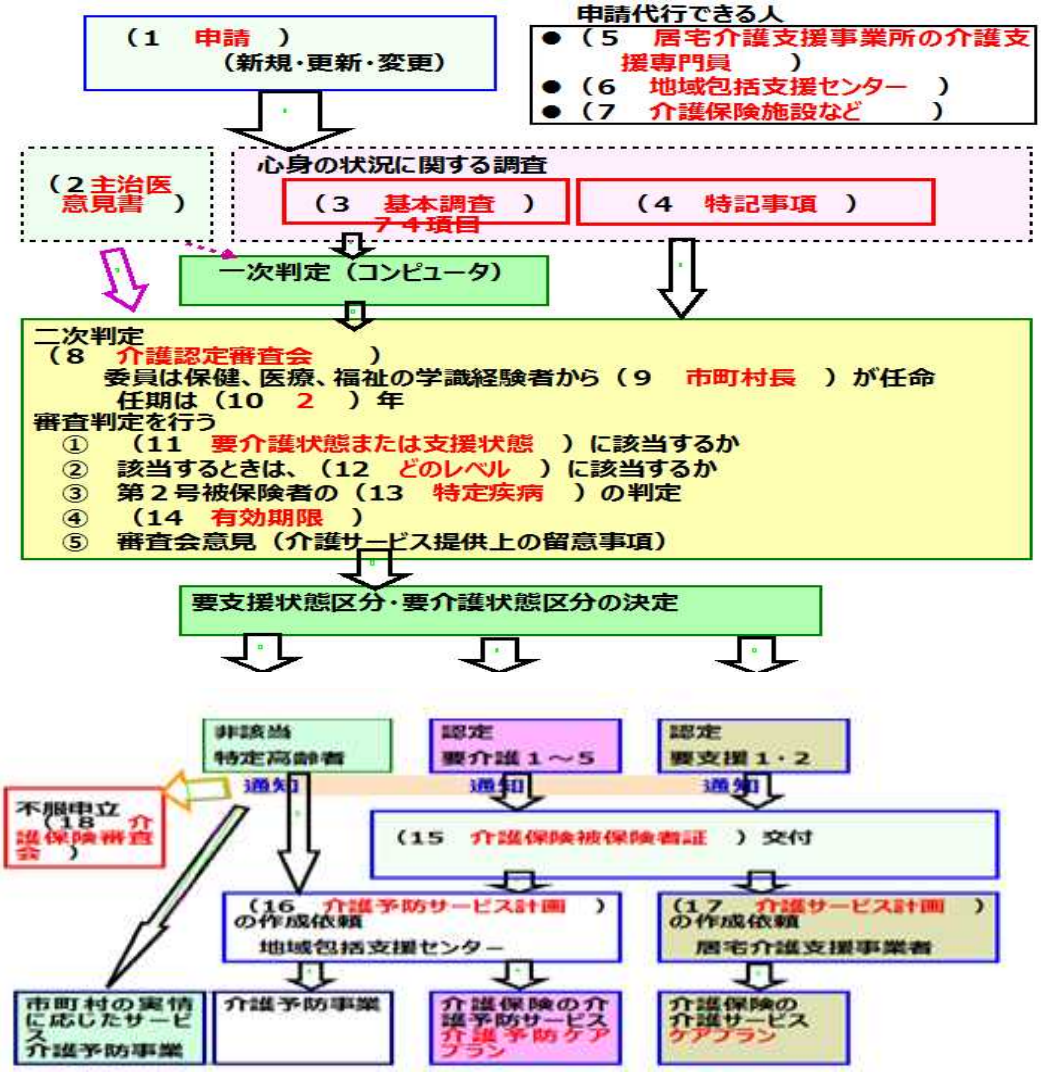

参考資料６

板書計画６

第３節　介護保険制度（２）

１　介護保険制度見直し

【背景】

・サービス利用者の増加　・介護保険総費用の増加

・要支援・要介護１の利用者の増加・認知症高齢者・単身高齢者の増加

【2005（平成 17）年 6 月成立→2006（平成 18）年 4 月施行】

「介護保険法等の一部を改正する法律」

【2011（平成 23）年 6 月成立→2012（平成 24）年 4 月施行】

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

【2014（平成 26）年 6 月成立→2015（平成 27）年 4 月施行】

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

２　見直しの考え方

【2006（平成 18）年】

①　予防重視型システムへの転換　②　地域で支える介護

③　施設給付の見直し　④　サービスの質の確保と向上

【2012（平成 24）年】

①　医療と介護の連携強化　地域包括ケア

②　介護人材の確保とサービスの質の向上

③　高齢者の住まいの整備等

④　認知症対策の推進　⑤　保険料の上昇の緩和

【2015（平成 27）年の主な改正点】

① 要支援１・２の対象者を予防給付の訪問介護と通所介護から外し，地域支援事業を再編する

② 通所介護，特に定員 10 人以下の小規模型については，地域密着型サービスへ移行する

③ 特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護３以上にする

ワークシート４

介護保険制度改正に影響を及ぼしている社会的背景をまとめよう。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・サービス利用者の増加，介護保険費用の増大，要介護１及び要支援の軽度者の増加などについて書けていれば「B」。	・介護保険制度の現状について，介護保険制度の改正に関係する内容が書けていない。 （指導の手立て） ・介護サービス利用状況を確認し，制度改正の目的から考えるよう助言する。
・「B」に加え，認知症高齢者の増加など，さらに多面的な要因について適切に書けていれば「A」。	

参考資料７－１

板書計画７

第４節　介護保険制度（２）

４　高齢者虐待防止と福祉人材確保

高齢者虐待の相談・通報の増加

「高齢者虐待の防止，高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」2006 年４月施行

【目的】

高齢者の虐待防止　高齢者の権利擁護　擁護者の支援

【定義】

養護者による虐待

養介護施設従事者等による虐待

【種類】

身体的虐待・介護放棄（ネグレクト）

心理的虐待・性的虐待・経済的虐待

【通報義務】

発見時は市町村に通報

ワークシート５

高齢者虐待が起こる要因及び虐待防止に必要な手立てを考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・高齢者虐待の環境的・人的などの要因について，また，それを防ぐ手立てについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」について多面的に考えを深めることができていれば「A」。	・虐待につながる様々な要因と手立てが書けていない。 （指導の手立て） ・資料を活用し，高齢者虐待の現状と虐待者及び被虐待者の状況を確認した上で，その要因を考察するよう助言する。

参考資料７－２

スライド資料

4 高齢者虐待防止

2006年4月施行

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（高齢者虐待防止法）

（図）介護施設等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数（厚生労働省）

養護者による虐待

被虐待者

性別　女性が約80%

年齢　80歳以上が約50%

要介護認定済み　約70%

認知症（日常生活自立度Ⅱ以上）約70%

（図）養護者による高齢者虐待の相談・通報件数の推移（厚生労働省）

養介護施設従事者等による虐待

被虐待者

性別　女性が約70%

年齢　80歳以上が約76%

特別養護老人ホーム　約30%

（図）虐待者の性別と介護従事者の性別の比較「介護労働実態調査」

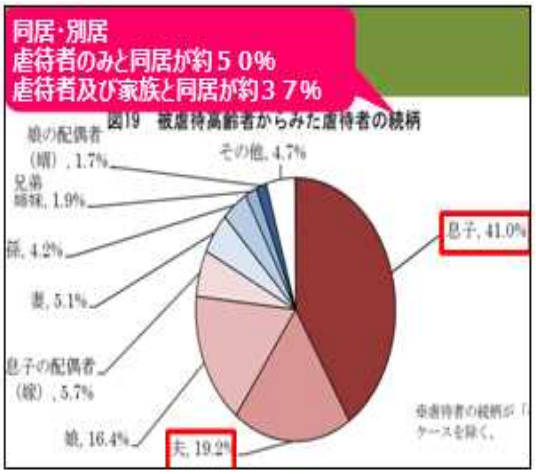

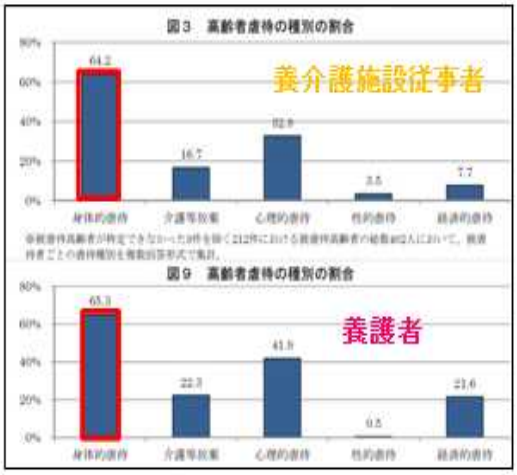

参考資料８

板書計画８

第５・６節　高齢者の在宅サービス（１）（２）

１　在宅福祉サービスの必要性

・一人暮らし高齢者
・高齢者夫婦
・寝たきりや認知症

介護保険制度・・・可能な限り居宅において日常生活を営む

２　主な在宅福祉サービス

介護予防サービス（予防給付）
居宅サービス（介護給付）

【訪問サービス】
① 訪問介護（ホームヘルプサービス）
② 訪問入浴介護
③ 訪問看護
④ 訪問リハビリテーション
⑤ 居宅療養管理指導

【通所サービス】
⑥ 通所介護（ディサービス）
⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

【短期入所サービス】
⑧ 短期入所生活介護（シュートステイ）
⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

【その他】
⑩ 特定施設入居者生活介護
⑪ 福祉用具貸与
⑫ 特定福祉用具購入

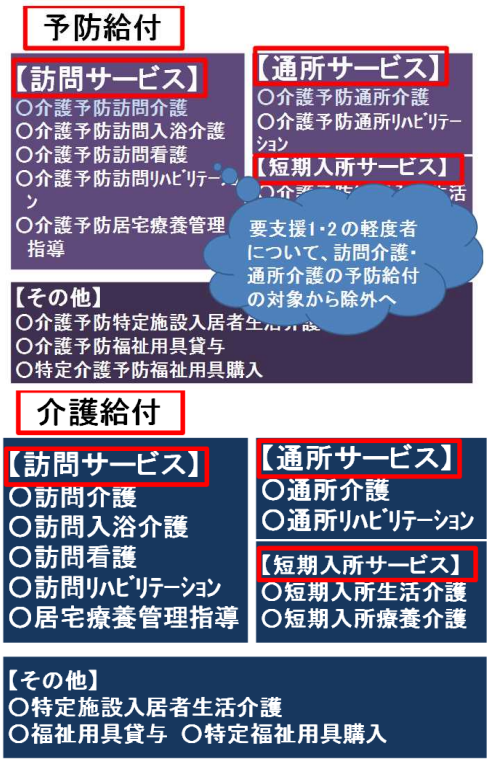

ワークシート６

高齢者の在宅福祉サービスの意義について，グループで意見を出し合ってまとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加や家族の就労，介護の必要な高齢者の増加，また，高齢者にとって住み慣れた自宅での生活を継続する意義について書けていれば「B」。	・在宅サービスの意義に関係する内容が書けていない。 （指導の手立て） ・在宅福祉サービスの目的から考えるよう助言する。
・「B」に加え，サービスの必要性を中心にわかりやすく整理していれば「A」。	

参考資料９－１

板書計画９

第５・６節　高齢者の在宅サービス（１）（２）

３　在宅生活を支援する相談機関

・地域支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】

①　介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

通所型サービス

生活支援サービス（配食等）

介護予防支援事業（ケアマネジメント）

②　一般介護予防事業

【包括的支援事業】

①　地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント，総合相談支援業務，権利擁護業務，

ケアマネジメント支援，地域ケア会議の充実

②　在宅医療・介護連携の推進

③　認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム，認知症地域支援推進員等）

④　生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置，協議体の設置等）

【任意事業】

①　介護給付費適正化事業　②　家族介護支援事業　③　その他の事業

ワークシート７

介護予防・日常生活総合支援事業の意義について考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・要支援者の多様なニーズに，要支援者の能力を最大限活かしつつサービスを提供する仕組みについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」について，事業の目的などを考察したうえで内容が整理されていれば「A」。	・新しい介護予防・日常生活総合支援事業に関係した意見が書けていない。 （指導の手立て） ・介護予防・日常生活総合支援事業の目的を再度確認するよう助言する。

参考資料９－２

スライド資料

介護保険制度の課題

これまでの介護予防の課題

○ 介護予防は，心身機能の改善を目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。

○ 介護予防終了後の多様な通いの場を創出することが十分でなかった。

○ 介護予防の利用者の多くは，訓練の継続こそが有効だと理解し，また，介護予防の提供者も，「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

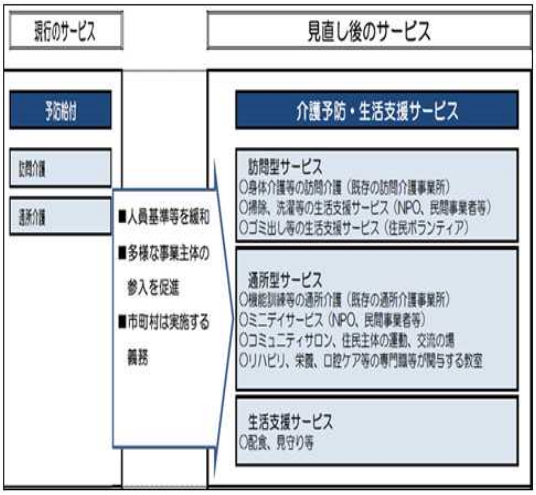

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】
①訪問型サービス
(従来の身体介護・生活援助，掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援)
②通所型サービス
(機能訓練，ミニディ，コミュニティサロン，)
③生活支援サービス(配食・見守り等)
④介護予防支援事業(ケアマネジメント)
→サービス、事業主体の多様化

【一般介護予防事業】
(その他の体操教室等の普及啓発事業)
介護予防の推進

■新しい包括的支援事業

【総合相談支援業務】
【権利擁護業務】
【包括的・継続的ケア】
【在宅医療・介護連携】
【認知症施策の推進】
【地域ケア会議の制度化による強化】
【生活支援サービスの基盤整備】

高齢者個人に対する支援の充実と，それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく

■新しい任意事業

【介護給付費適正化事業】
【家族介護支援事業】
【その他の事業】

参考資料 10－１

板書計画 10

第７節　認知症ケア

１　認知症とは

脳の器質的な障害　日常生活が困難

２　認知症の症状

中核症状：記憶障害　時間や場所がわからない　判断ができない

↓

周辺症状：物とられ妄想　徘徊　異食

※安心して生活できる環境が大切

３　認知症ケアのためのサービス

家庭的な雰囲気で，なじみの人間関係を作る

【地域密着型サービス（要介護１～５）】

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
② 小規模多機能型居宅介護（+要支援１・２）
③ 夜間対応型訪問介護
④ 認知症対応型通所介護（+要支援１・２）
⑤ 認知症対応型共同生活介護（+要支援２）
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
※平成 28 年～地域密着型通所介護

地域密着型サービスの概要
- **市町村が事業所の指定・監督**
- **原則として市町村の区域内に住所のある人が利用できる**
- **サービスの種類や内容は市町村により異なる**

ワークシート８

「地域密着型サービス」が，認知症高齢者のケアに有効である理由をまとめよう。

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・家族や地域社会との関係の継続，なじみの職員による切れ目のない支援，小規模できめ細かい対応などについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，理由とサービスの特徴が適切に組み合わされていれば「A」。	・地域密着型サービスの特徴を踏まえた適切な理由が書けていない。 （指導の手立て） ・地域密着型サービスについて，教科書とノートの記述を参考に整理するよう助言する。

参考資料 10－２

スライド資料

介護保険総費用の推移（厚生労働省）

介護保険総費用の増加

認知症を有する高齢者人口の推移（厚生労働省）

認知症高齢者の増加

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小規模多機能型居宅介護

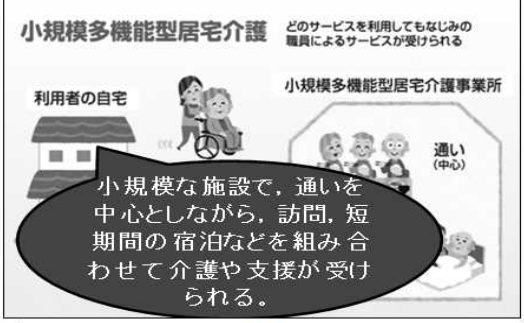

夜間対応型訪問介護

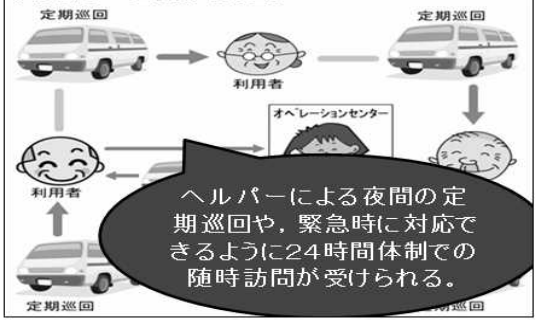

認知症対応型通所介護

日中，施設やデイサービスセンターに通っていただき，介護や機能訓練を行う。

認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居。介護や機能訓練を行う。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホーム等に入所している利用者に対して，日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して，日常生活上の世話，機能訓練，療養上の世話を行う。

看護小規模多機能型居宅介護

参考資料11－１

板書計画11

第８節　介護保険施設

1　施設サービス

1963年　老人福祉法成立により制度化

介護保険施設　３種類　対象：要介護１～５

2　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【入所者】

身体上，精神上の障害で常時の介護が必要

居宅での介護を受けることが困難

【サービス】

日常生活の世話　機能訓練　健康管理　相談等

※ユニットケア　（住まいとして）

3　介護老人保健施設

【入所者】

入院による治療は必要ないが，日常生活の自立が困難な要介護者

【サービス】

看護・医学的管理のもと，リハビリテーション，看護，介護，日常生活サービスを提供　　※家庭復帰をめざす

4　介護療養型医療施設

【入所者】

長期の療養が必要な要介護者

【サービス】

機能訓練，医療，介護

※生活重視の再編予定

ワークシート９

ユニット型介護老人福祉施設が認知症高齢者の生活環境として適している理由を考えよう。

【思考・判断・表現】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・小規模で個別対応が可能，自分らしい居室，なじみの職員による支援，顔見知りの入居者との交流などについて概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，認知症高齢者の特徴と関連づけて考察できていれば「A」。	・認知症高齢者のケアにとって有効な理由が適切に書けていない。 （指導の手立て） ・ユニット型介護老人福祉施設の特徴及び認知症について再度確認し，そのことを基に考察するよう助言する。

参考資料 11－２

スライド資料

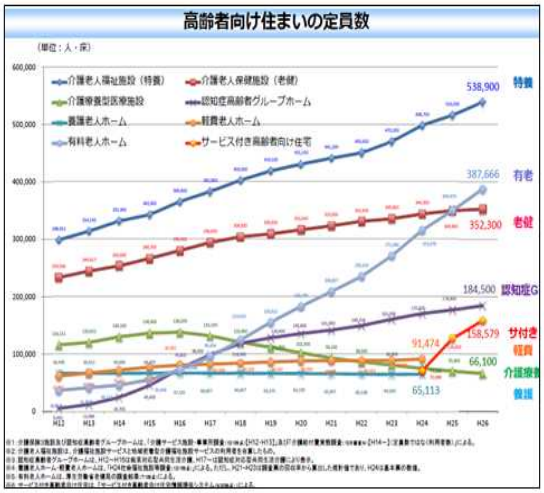

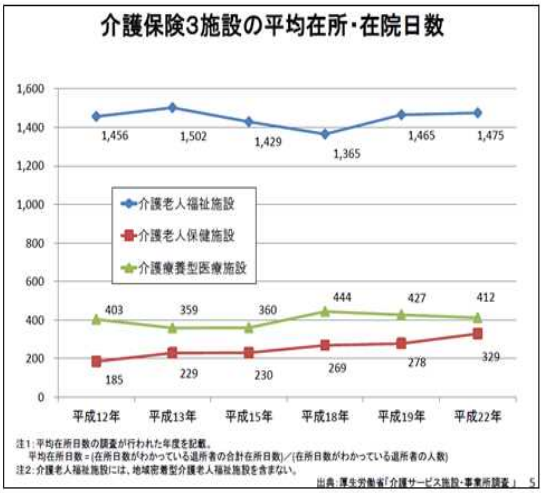

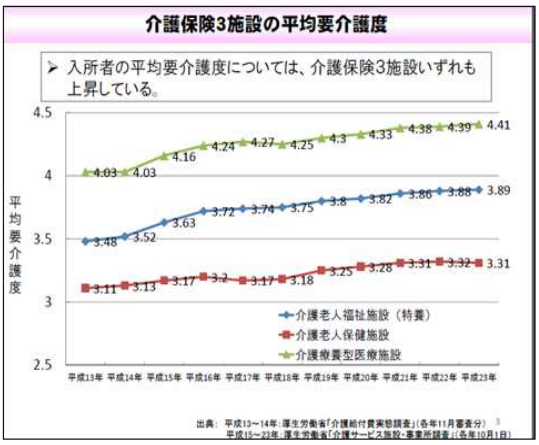

ユニット型介護老人施設

- 入居者10人前後が一つの「ユニット」
- 個室とキッチン、リビング、洗濯機、浴室等の共有スペースがある
- 各ユニットの介護スタッフは固定配置

ユニットケアの利点

・個人のプライバシーが確保され、自分らしい暮らし方が尊重される。

ユニットケアの利点

・自分の部屋と共有空間＝交流空間の両方があるためストレスの軽減につながる。

・家族が気兼ねなく訪問することができる。

・一定期間スタッフも専任であるため顔馴染みとなり、より家庭に近い環境といえる。

・できる限り、一人ひとりの状況に合わせた介護ケアを行なうことができる。

■介護老人福祉施設の状況
ユニットケア実施施設：37.8%。
（「ユニット型」が26.2%、「一部ユニット型」が11.6%）

■介護老人保健施設の状況
ユニットケア実施施設：10.2%
（「ユニット型」が5.5%、「一部ユニット型」が4.8%。）

平成25年10月

参考資料 12－１

板書計画 12

第９節　老人福祉施設その他

1　養護老人ホーム

【入所者】65 歳以上　環境及び経済的理由で居宅での生活が困難

【サービス】自立した生活の支援　特定施設入居者生活介護

2　軽費老人ホーム　（ケアハウス）

【入所者】自炊できない６０歳以上の高齢者

【サービス】入浴，食事の提供，緊急時対応　特定施設入居者生活介護

3　有料老人ホーム

【入所者】主に６０歳以上の高齢者

【サービス】食事などの日常生活上の便宜

①　健康型・・・介護が必要になると退所

②　住宅型・・・訪問看護，通所介護などが利用可能

③　介護付・・・特定施設入居者生活介護　増加

4　その他

・シルバーハウジング

【入所者】自立可能な６０歳以上の単身・夫婦世帯

【サービス】ライフサポートアドバイザーによる日常生活支援

・サービス付き高齢者向け住宅

【入所者】高齢者単身・夫婦世帯

【サービス】安否確認　生活相談

外部のサービス（通所介護や訪問看護など）が利用可能

特定施設入居者生活介護

・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

【入所者】６０歳以上の単身・夫婦世帯

介護保険　非該当・要支援

【サービス】通所部門（介護老人保健施設）+居住部門

（相談・助言，緊急時対応，サービス利用手続き）

ワークシート 10

高齢者の生活の場として望ましい環境について，グループで意見を出し合ってまとめよう。

【関心・意欲・態度】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・バリアフリー化，生活支援・介護サービスなど，高齢者の生活の場として必要な条件について概ね書けていれば「B」。 ・「B」に加え，多面的に意見が書けていれば「A」。	・高齢者の心身の特徴に関係した適切な意見が書けていない。 （指導の手立て） ・高齢者の身体的・精神的特徴から考えるよう助言する。

参考資料 12－２

スライド資料

<一人暮らし高齢者の動向>

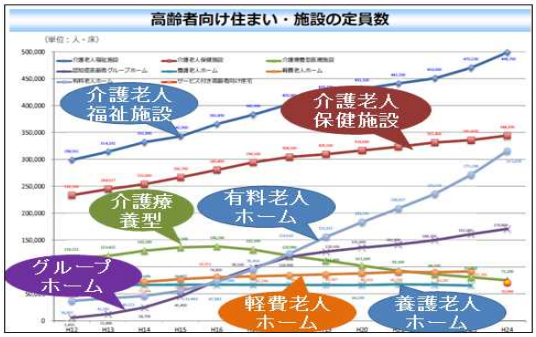

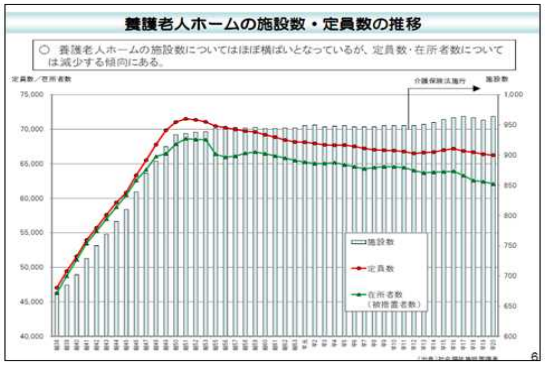

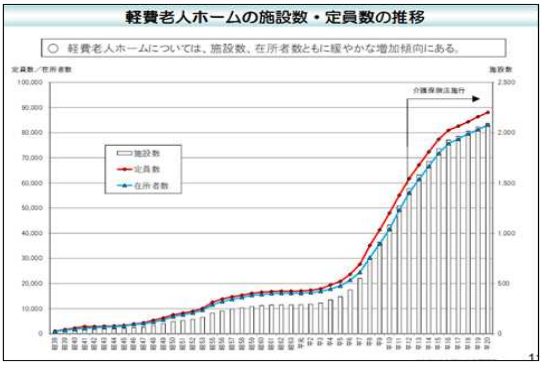

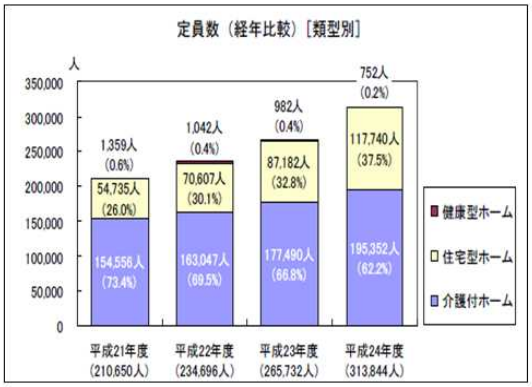

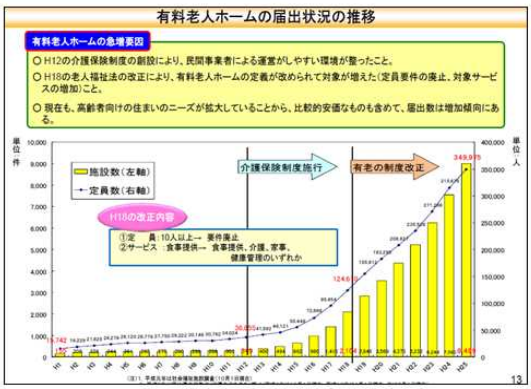

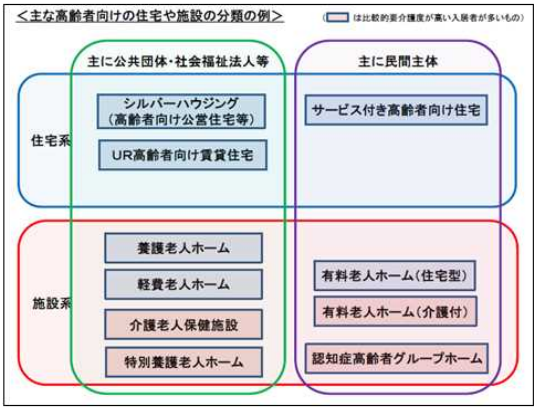

参考資料 13－１

板書計画 13

第 10 節　高齢者の地域生活を支える各種サービス

2　日常生活の援助

介護保険以外のサービス

①　配食サービス　②　理美容サービス

③　日常生活用具

給付　火災警報器，自動消火器　電磁調理器

貸与　老人用電話

3　認知症高齢者家族への支援

①　徘徊高齢者家族支援サービス　②　家族介護教室

4　安心・安全，生きがい活動の支援

①　緊急通報システム　②ふれあいサロン　③　友愛訪問

第 11 節　高齢者福祉の将来～地域包括ケアの実現

1　エイジング・イン・プレイス（地域居住）

住み慣れた地域での老後の生活の継続

2　地域包括ケアシステムの確立へ

ア　医療との連携強化

イ　介護サービスの充実強化

ウ　見守り，配食，買い物など，多様な生活支援

サービスの確保や権利擁護

エ　高齢期になっても住み続けられるバリアフリーの高齢者住宅の整備

ワークシート 11

ＤＶＤを視聴し，地域包括ケアシステムによって高齢者の生活がどうなるのか，まとめてみよう。【どうなるわたしの介護保険：第３回　“地域包括ケアシステム”って何？（ＮＨＫ）】

【技能】

「A」「B」と判断される状況	「C」と判断される状況と指導の手立て
・在宅医療や訪問看護の充実など医療との連携強化，24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスなどの創設による在宅サービスの強化などによって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できることが書けていれば「B」。	・ＤＶＤの内容について適切に書けていない。 （指導の手立て） ・ＤＶＤの内容を説明する。
・「B」に加え，多様な気づきができていれば「A」。	

参考資料 13－２

スライド資料

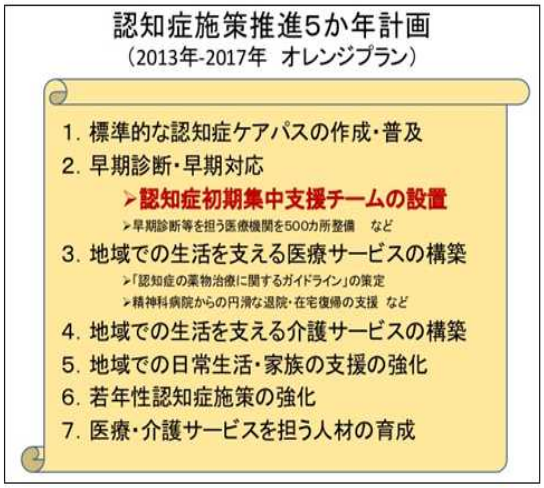

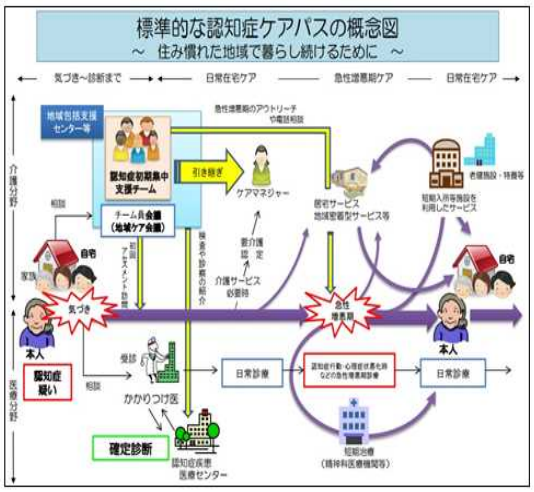

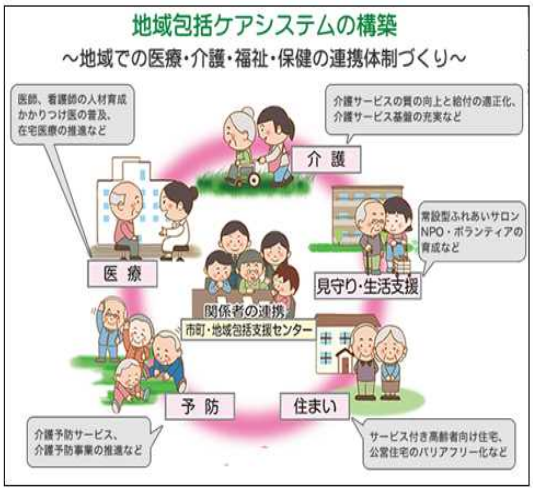

包括とは

① 保健・医療，介護，住宅，雇用や社会参加等のサービスを包括して提供する。

② セルフケア，インフォーマルケア，フォーマルケア，自助，互助，公助を包括する。

③ 高齢者全体を対象にする。将来的には，生活圏域のすべての住民を包括する。

参考資料 14－１

ペーパーテスト

1　日本における高齢者福祉に関する次の文章を読み，問１～問３に答えよ。

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合を高齢化率というが，2014 年の日本の高齢化率は（　①　）％となっている。他の国と比較し，わが国の高齢化の特徴は主に２つあげられる。高齢化の主な要因は，（　②　）の低下と（　③　）の伸びによる高齢者人口の増加と，（　④　）の低下による年少人口の減少である。このような社会を（　⑤　）という。高齢期になると健康を害し，寝たきりや認知症になる人が増えるが，必ずしも家族が介護できるとは限らない状況である。

問１　①～⑤に該当する語句または数値を書け。【知識・理解】

問２　傍線部「わが国の高齢化の特徴」を２つ書け。【知識・理解】

問３　破線部の理由として，高齢者の家族形態を踏まえて説明せよ。

【知識・理解】

2　「健康寿命」について，下のグラフを踏まえて説明せよ。【技能】

図　平均寿命と健康寿命の推移

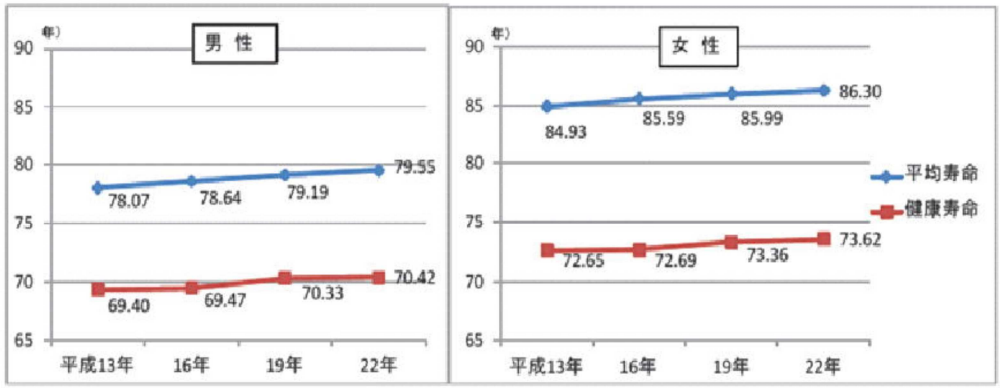

（資料：平均寿命は、平成 13、16、19 年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成 22 年は「完全生命表」
健康寿命は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」）

参考資料 14－２

ペーパーテスト

3　介護保険制度に関する次の文章を読み，問１～問４に答えよ。

今後，超高齢社会となるわが国において，介護問題を社会全体で支えるために，2000 年４月から介護保険制度が実施されている。この制度では，国民の理解を得られやすいしくみである（　①　）方式の導入などにより，介護サービスの在り方が変化した。

介護保険制度における保険者は（　②　）となっている。被保険者は第１号被保険者と第２号被保険者がある。介護保険制度のサービスを利用する時は，被保険者または家族が（　②　）の窓口に申請を行う。そして，（　③　）調査を受けて，１次判定を経て，（　④　）会により認定を受ける。認定の内容に不服がある場合は（　⑤　）会に申立を行うことができる。

問１　①～⑤に該当する語句を書け。【知識・理解】

問２　下線部について，介護保険制度が始まり，介護サービスの在り方がどのように変化したか説明せよ。【知識・理解】

問３　破線部「第１号被保険者」の対象者及び保険料の徴収方法を書け。

【知識・理解】

問４　波線部「第２号被保険者」の対象者及び保険料の徴収方法を書け。

【知識・理解】

4　介護保険制度改正に関する次の文章を読み，問１～問３に答えよ。

介護保険制度は老後の安心を支えるしくみとして定着してきた。このようななかで介護保険法施行後５年をめどとした見直しにもとづき，2005年に「介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し，2006年４月から，（　①　）重視型システムへの転換をめざし，（　②　）給付の創設と（　③　）事業の創設などを含む新しい介護保険制度がスタートした。このなかで施設給付の見直しもなされた。2011年に「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し，2012年４月からは，高齢者が地域で自立した生活を営めるよう，各種のサービスが切れ目なく提供される「（　④　）システム」の実現に向けた取組を進めている。2014年には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し，効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに，（　④　）システムを構築することを通じ，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することをめざして，2015年４月から施行されている。

問１　①～④に該当する語句を書け。【知識・理解】

問２　下線部「施設給付の見直し」について，具体的に説明せよ。

【知識・理解】

参考資料 14－３

ペーパーテスト

問３　波線部「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の内容について，次の（１）～（５）のうち，正しいものを２つ選び，記号で答えよ。【知識・理解】

（１）要支援１・２の対象者を「予防給付」の訪問介護と通所介護から外し，地域支援事業を再編した。
（２）医師の指示に基づいて行われる喀痰吸引などの日常生活を営む行為に必要な支援を介護福祉士に認めた。
（３）介護老人福祉施設の入所基準が変わり，対象者は原則要介護４以上となった。
（４）一定以上の所得がある人の自己負担が２割になった。
（５）「複合型サービス」が新設された。

5　高齢者虐待に関する次の文章を読み，問１・問２に答えよ。

「高齢者虐待防止法」の定義をみると，高齢者虐待は「（　①　）による高齢者虐待」と「（　②　）等による高齢者虐待」の２つを指している。高齢者虐待の種類には，身体的虐待，ネグレクト，心理的虐待，性的虐待，経済的虐待の５種類がある。この中で最も件数が多いのは（　③　）で，被虐待者の性別としては（　④　）の方が圧倒的に多い。「（　①　）による高齢者虐待」では，虐待者の続柄は被虐待者からみて（　④　）にあたる場合が最も多い。高齢者虐待を発見した人は（　⑤　）に通報する義務がある。施設の職員は，虐待の通報をしても（　⑥　）違反にならない，また，それを理由に（　⑦　）その他不利益な取り扱いは受けない。

問１　①～⑦に該当する語句を書け。【知識・理解】

問２　下線部「ネグレクト」の具体例を書け。【知識・理解】

6　高齢者の在宅サービス及び地域支援事業に関する次の問１～問６に答えよ。

問１「訪問介護（ホームヘルプサービス）」の具体的なサービス内容を説明せよ。【知識・理解】

問２「短期入所生活介護（ショートステイ）」を利用できるのは，どのような場合か，説明せよ。【知識・理解】

問３「訪問看護」の具体的なサービス内容を説明せよ。【知識・理解】

問４「地域支援事業」見直し後の新しい介護予防・日常生活総合支援事業について，次の（　①　）～（　③　）に該当する語句を書け。【知識・理解】

・介護予防・生活支援サービス事業
　・・・・（　①　）サービス，（　②　）サービス，生活支援サービス（配食等），（　③　）支援事業（ケアマネジメント）
・一般介護予防事業

参考資料 14－４

ペーパーテスト

問５「地域包括支援センター」の概要について，次の（　１　）～（　５　）に該当する語句を語群より選び，記号で答えよ。【知識・理解】

設置箇所：（　１　）が，概ね２～３万人の日常生活圏ごとに設置する。
配置職員：保健師，（　２　），（　３　）が配置される。
運営：市町村が設置した（　４　）の意見を踏まえ適切な運営を行う。
役割：高齢者が要介護状態等となることを予防する，地域の（　５　）をネットワーク化する，など

語群

A	市町村	B	都道府県	C	社会福祉士	D	介護福祉士
E	精神保健福祉士	F	主任介護専門員				
G	地域包括支援センター運営協議会	H	社会福祉協議会				
I	社会資源	J	医療機関				

問６「地域包括支援センター」の業務内容について，次の（　１　）～（　６　）に該当する語句を語群より選び，記号で答えよ。【知識・理解】

① 総合相談支援：総合的な相談に応じ支援を行う。
②（　１　）の早期発見などの権利擁護：権利擁護の相談窓口となる。
③ 包括的・継続的ケアマネジメント：多職種，多機関が（　２　）できるネットワークを構築する。
④（　３　）ケアマネジメント：（　３　）ケアプランの作成を行う。
⑤（　４　）・介護連携の推進
⑥（　５　）施策の推進：（　５　）の早期における症状の悪化の防止のための支援その他を行う。
⑦（　６　）の充実：適切な支援の検討等を行う。
⑧ 生活支援サービスの体制整備

語群

A	地域ケア会議	B	認知症	C	連携	D	介護予防
E	介護保険制度	F	在宅医療	G	虐待	H	家族
I	生活支援	J	要介護状態				

7　「地域密着型サービス」に関する次の問１・問２に答えよ。

問１　次の（１）～（３）のサービス内容を書け。【知識・理解】

（１）　小規模多機能型居宅介護
（２）　定期巡回・随時対応型訪問介護・看護
（３）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

参考資料 14－５

ペーパーテスト

問２　次の（１）～（５）のうち，正しいものを２つ選び，記号で答えよ。
【知識・理解】

（１）地域密着型サービスでは，都道府県がサービス事業者の指定や指揮監督を行う。
（２）小規模多機能型居宅介護は，要介護者及び要支援者が利用できる。
（３）サービスの種類や内容は全国一律である。
（４）基本的には，利用者は事業所のある市町村の住民に限定される。
（５）平成 28 年から「地域密着型特定施設入居者生活介護」が追加される。

8　介護保険施設及び老人福祉施設等について，次の問１～問３に答えよ。

問１　次の（１）～（５）に該当する施設及び住宅の名称を書け。
【知識・理解】

（１）　自立可能な６０歳以上の単身・夫婦世帯が対象の住まいで，ライフサポートアドバイザーによる支援が受けられる。
（２）　主に６０歳以上の高齢者が入所し，日常生活の支援が受けられる。健康型，住宅型，介護付の３タイプがある。
（３）　６５歳以上の環境及び経済的理由で居宅での生活が困難な高齢者が入所し，日常生活の支援が受けられる。
（４）　デイサービスセンターに居住部門を併せた住居で，６０歳以上の単身・夫婦世帯が入居する。
（５）　常時介護が必要であるが自宅では介護ができない方が対象の施設で，平成２７年４月から新規に入所できるのは原則として要介護３以上の高齢者である。

問２　「サービス付高齢者向け住宅」について，次の（１）～（５）のうち，正しいものを２つ選び，記号で答えよ。【知識・理解】

（１）　2011 年に創設された施設で，高齢者の居住の安定を確保することが目的である。
（２）　床面積についての規準はあるが，その他の設備面での原則は設けていない。
（３）　有料老人ホームは「サービス付高齢者向け住宅」としては登録できない。
（４）　安否確認や生活相談サービスは，事業者の判断による。
（５）　特定施設生活介護の指定を受けている住宅もある。

問３　「特定施設入居者生活介護」の概要について説明せよ。【知識・理解】

9　「地域包括ケアシステム」が必要とされている社会的背景について説明せよ。
【思考・判断・表現】

（5）学習の実現状況

（4）生活を支える社会保障制度　エ　高齢者福祉と介護保険制度

			関心意欲態度										思考判断表現										技能										知識理解																	
			ワークシート2		ワークシート3		ワークシート6		ワークシート10		平均値	総括	ワークシート1		ワークシート5		ワークシート7		ワークシート9		ペーパーテスト⑨		平均値	総括	ワークシート4		ワークシート8		ワークシート11		ペーパーテスト②		平均値	総括	ペーパーテスト①		ペーパーテスト③		ペーパーテスト④		ペーパーテスト⑤		ペーパーテスト⑥		ペーパーテスト⑦		ペーパーテスト⑧		平均値	総括
組	席番	生徒名	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123			ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123	ABC	123		
	1		B	2	B	2	A	3	C	1	2.0	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	2.2	B(2)	B	2	B	2	B	2	B	2	2.0	B(2)	B	2	B	2	B	2	B	2	C	1	A	3	2.0	B(2)
	2		A	3	A	3	A	3	B	2	2.8	A(3)	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2	2.2	B(2)	C	1	A	3	C	1	C	1	1.5	B(2)	B	2	A	3	C	1	C	1	C	1	C	1	A	3	1.7	B(2)
	3		B	2	B	2	B	2	A	3	2.3	B(2)	A	3	B	2	B	2	A	3	B	2	2.4	B(2)	B	2	A	3	B	2	B	2	2.3	B(2)	B	2	B	2	C	1	A	3	C	1	C	1	C	1	1.6	B(2)
	4		B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)	B	2	B	2	B	2	A	3	A	3	2.4	B(2)	A	3	A	3	A	3	B	2	2.8	A(3)	A	3	B	2	B	2	A	3	B	2	B	2	A	3	2.4	B(2)
				2		1	C		B			B(2)		1	B		B			2		1	1.6		B		2		2	C		1.8	B(		1		1	C		B		1		1	C		1.1	C(
	7		A		A		A	3		3	3.0		A			3		2	A		A		3		3	A		A		3			(3)	A		A		3		3	A		B			3	2		(3)
	8		A	3	A	3	B	2	A	3	2.8	A(3)	A	3	A	3	B	2	A	3	A	3	2.8	A(3)	A	3	B	2	A	3	A	3	2.8	A(3)	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3	3.0	A(3)
	9		B	2	B	2	C	1	B	2	1.8	B(2)	C	1	B	2	C	1	B	2	B	2	1.6	B(2)	B	2	C	1	B	2	C	1	1.5	B(2)	C	1	B	2	B	2	B	2	C	1	C	1	1.6	B(2)
	10		B	2	B	2	A	3	B	2	2.3	B(2)	B	2	B	2	B	2	A	3	C	1	2.0	B(2)	B	2	B	2	B	2	C	1	1.8	B(2)	C	1	B	2	C	1	B	2	C	1	C	1	A	3	1.6	B(2)
	11		B	2	B	2	C	1	A	3	2.0	B(2)	A	3	B	2	C	1	B	2	B	2	2.0	B(2)	B	2	C	1	C	1	C	1	1.3	C(1)	B	2	B	2	C	1	B	2	B	2	C	1	C	1	1.6	B(2)
	12		A	3	A	3	C	1	B	2	2.3	B(2)	A	3	B	2	B	2	B	2	A	3	2.4	B(2)	B	2	A	3	A	3	A	3	2.8	A(3)	B	2	B	2	B	2	B	2	B	2	A	3	B	2	2.1	B(2)

【学習の実現状況】

科目名（単位数）：社会福祉基礎（　２単位）　　学年：第３学年　　生徒数：　12 人

学習指導要領における内容【(□ア,イ,ウ)…】	内容【ア，イ，ウ…】ごとの評価規準	実現状況	観点ごとの考察	内容全体の考察
（４）生活を支える社会保障制度 エ　高齢者福祉と介護保険制度	（関心・意欲・態度） ・高齢者福祉と介護保険制度に関心をもち，関係する法規や各制度が生まれた社会的背景，理念，社会福祉サービスの現状と課題について意欲的に追求する態度を身に付けている。	A　４１．７％（　５人） B　５８．３％（　７人） C　０．０％（　０人）	・介護保険制度が創設された社会的背景や介護サービスの現状について，わが国の高齢化や高齢者の現状から捉え，グループでの話し合い活動で関心を高めることができた。自分なりの意見をもち，複数の視点からワークシートに記述できた５名は関心・意欲が高く，態度が身に付いていると考え，Ａの評価とした。	・この単元では，高齢者の現状，社会福祉制度及び介護保険制度について学び，高齢者福祉に関して社会福祉関連の職業に従事する者としての考察ができた。 ・法制度の学習に苦手意識をもつ生徒が少なくないため,興味・関心を高めるよう具体的なテーマを扱い，身近な課題となるよう留意した。 ・授業展開としては，基礎的な知識について理解し，板書内容をノートに書き写し，その知識を活用して課題に取り組み，発表などで学びを共有し，振り返りを行った。 ・自分の意見や考えを記述する課題に取り組み，観点別評価に活用した。 ・ペーパーテストでは，知識・理解が中心となったが．今後は知識や概念を単純に再生するだけでなく，深い理解が確認できる問いを工夫し，また４観点について評価できる設問を作成していく必要がある。 ・ＶＴＲ教材を活用し，身近な課題であることを意識させることができたが，新聞記事なども紹介できるよう準備する必要がある。
	（思考・判断・表現） ・高齢者福祉と介護保険に関する各制度が生まれた社会的背景，理念，社会福祉サービスの現状と課題について，基礎的な知識を基に考察し，その過程や結果を適切に表現する能力を身に付けている。	A　２５．０％（　３人） B　７５．５％（　９人） C　０．０％（　０人）	・高齢者の現状や高齢者福祉の課題，介護保険制度の意義，介護保険制度改正の視点，介護サービスの在り方や地域包括ケア，高齢者虐待防止などについて学び，高齢者福祉の在り方について考察を深めることができた。わが国の高齢者福祉の現状と課題の理解に基づいて，必要な施策や考え方を学べるよう留意した。ワークシートと考査について自己の考えを深め，適切な内容の表現ができた４名をＡの評価とした。	
	（技能） ・高齢者福祉と介護保険制度に関する資料や情報を収集・選択して活用し，的確にまとめる技術を身に付けている。	A　４１．７％（　５人） B　５０．０％（　６人） C　８．３％（　１人）	・介護予防，介護保険制度改正の背景，地域包括ケアシステムの意義について身に付けた知識を基に，文章でまとめる取り組みを行った。統計資料やＶＴＲを活用し，情報を適切に整理し，充実した内容のまとめができている５名をＡの評価とした。Ｃの評価となった１名については個別的に助言し，課題に取り組むことで補うことができた。	
	（知識・理解） ・高齢者福祉と介護保険制度について基礎的な知識を身に付け，それぞれの現状や課題と関連付けて，各施策の役割や意義について理解している。	A　２５．０％（　３人） B　６６．７％（　８人） C　８．３％（　１人）	・ペーパーテストでは，わが国の高齢化の特徴，介護予防の意義，介護保険の概要，介護保険改正の基本的視点，高齢者虐待防止法，高齢者の在宅や施設サービスの概要について基本的な知識を身に付け，内容の理解を評価する問題を作成した。全体的に理解が十分でないと判断し，Ｃの評価となった１名については個別指導を行い，課題に取り組むことで補うことができた。	

指定校各校の紹介

埼玉県立誠和福祉高等学校　　担当：（２）イ，（３）ウ

埼玉県立誠和福祉高等学校は，福祉科と総合学科（保育・幼児教育系列，看護・医療福祉系列，福祉系列，教養系列）が設置されている。福祉科の定員は，８０名でその内訳は介護福祉士コース４０名，福祉進学コース４０名である。卒業後は，就職の場合は県内の福祉施設，進学の場合は，福祉関連の大学や専門学校に進路を決めている。

静岡県立磐田北高等学校　　担当：（１）ア，（４）イ

静岡県立磐田北高等学校は１学年，普通科６クラス，福祉科１クラスの学科設置校である。福祉科は定員40人の３学年。介護福祉士国家試験受験資格取得を目指している。卒業後の進路は，約10人が主に介護関係に就職。約30人が進学。進学者のうち，約半分が医療系，もう半分が保育・福祉系等に進んでいるという現状である。

三重県立伊賀白鳳高等学校　　担当：（２）ア，（４）ア

三重県立伊賀白鳳高等学校は，工業学科の機械科，電子機械科，工芸デザイン科と農業学科の生物資源科，フードシステム科，商業学科の経営科，福祉学科のヒューマンサービス科の７学科（１学年280人）が設置されている。ヒューマンサービス科は，介護福祉士を目指す介護福祉コースと進学を目指す生活福祉コースに分かれている。科の進路先としては，福祉・医療系進学が５割以上を占め，４割を介護就職，その他進学・就職となっている。

和歌山県立有田中央高等学校　　担当　（３）イ，（４）エ

和歌山県立有田中央高等学校は総合学科の高等学校（定員160名）で，福祉系列はその内の最大26名定員である。福祉系列は２年生から福祉の専門教科の授業が始まり，介護福祉士養成課程となっている。福祉系列生は全員が介護福祉士国家試験を受験することになっている。卒業生の約７割が福祉施設に就職し，福祉施設以外の就職は少ないという状況である。その他の生徒は，専門学校や大学に進学している。

おわりに

平成２６年度・２７年度の２年間において，４校の指定校が独自に研究を行うのではなく，共同で研究にあたりました。研究協議を重ねることで，教科「福祉」における教育課程の編成，指導方法及び評価方法等の改善に関する実践研究，並びに新学習指導要領に基づく各科目の目標や内容に照らした生徒の学習の実現状況を把握する研究を進めてきました。

実際にお互いが顔を合わせながら研鑽を深める方法に，あえてこだわってきました。研究協議は，昨年度４回，今年度は５回実施しました。その中で現在，高校における教科「福祉」の学習・指導方法及び評価方法の工夫，取組をまとめることができました。

ここに一定の成果を得ることができました。本研究にご協力していただいた方々に，心より感謝の意を表するとともに，各学校の授業改善に，ぜひご活用いただければ幸いです。

平成２７年１２月

埼玉県立誠和福祉高等学校
静岡県立磐田北高等学校
三重県立伊賀白鳳高等学校
和歌山県立有田中央高等学校